

# 茅ヶ崎市総合計画

「豊かな自然と人間環境を創造する  
市民のまち茅ヶ崎」の実現をめざして

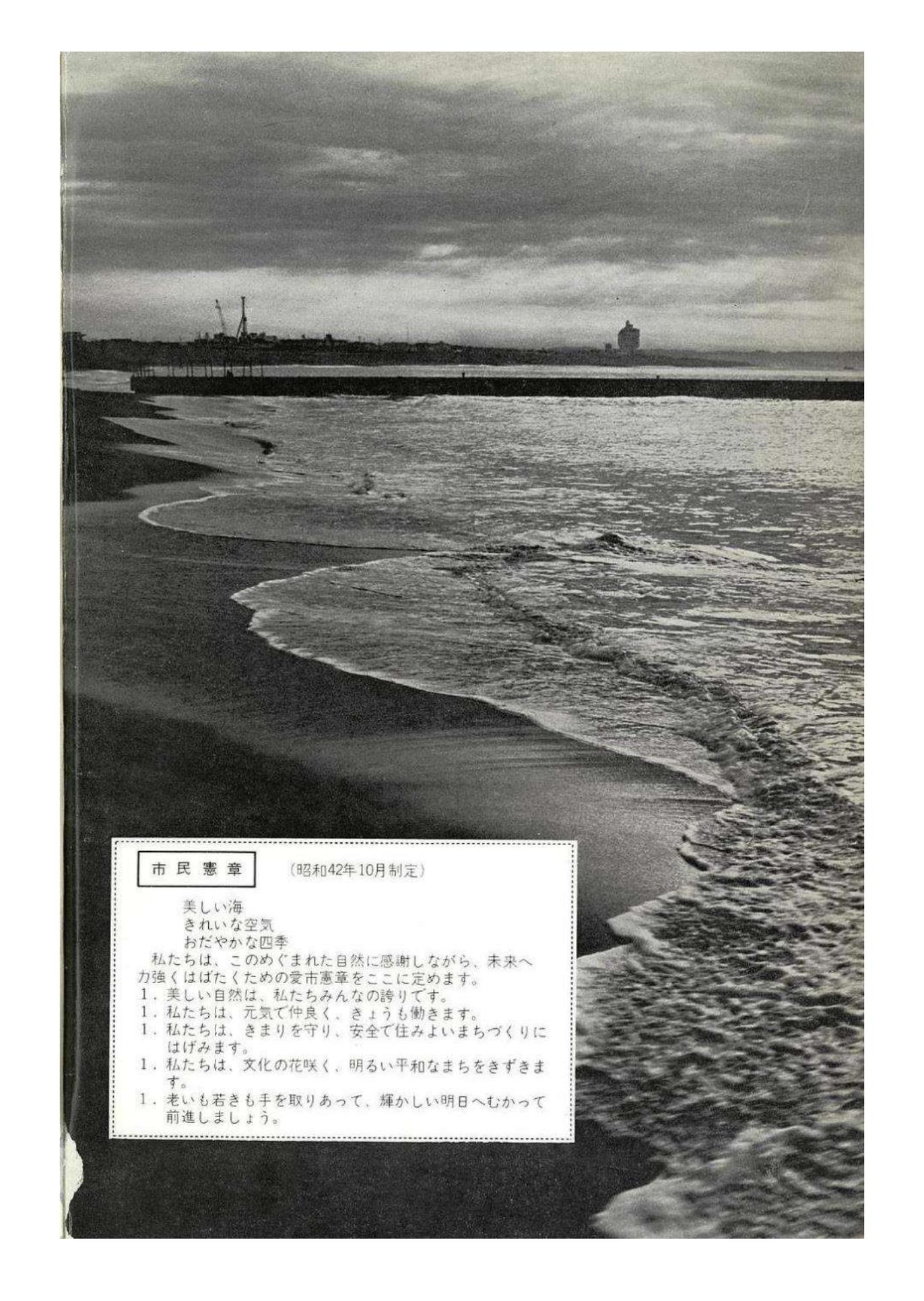
基本構想 昭和65年

基本計画 昭和60年

茅ヶ崎市







市民憲章

(昭和42年10月制定)

美しい海  
きれいな空気  
おだやかな四季

私たちは、このめぐまれた自然に感謝しながら、未来へ力強くはばたくための愛市憲章をここに定めます。

1. 美しい自然は、私たちみんなの誇りです。
1. 私たちは、元気で仲良く、きょうも働きます。
1. 私たちは、きまりを守り、安全で住みよいまちづくりにあげみます。
1. 私たちは、文化の花咲く、明るい平和なまちをさずきます。
1. 老いも若きも手を取りあつて、輝かしい明日へむかって前進しましょう。



## ま え が き

昭和22年10月に市制を施行し、その後昭和30年4月に小出村と合併した本市は、神奈川県の中南部に位置し、東京から50kmの地勢、温暖な気候などの恵まれた立地条件のもとで、かつての湘南の別荘地といったイメージから、新しい住宅地として都市化がすすみ、人口も16万をこえる都市となりました。



この間、新市町村建設促進法により昭和36年に昭和45年度までの新市建設計画を、さらに昭和44年に昭和52年度を目標年次とする総合計画を策定し、以来これを基調として住みよいまちづくりに向かって諸施策の推進につとめてきました。

しかし、近年における著しい都市化の進行は、行政需要を増大させ、さらに昭和48年のオイルショックを契機とした経済の低成長、不安定化への変化は、自治体の行財政運営に大きな影響を投げかけており、従来にもまして計画的、効率的な行政運営が求められています。

このたび策定いたしました総合計画は、市民憲章の理念をもとに、恵まれた自然環境のなかから新しい文化を創造し、人間性豊かな生活を営むことのできるまちづくりをめざすものです。

この計画策定にあたっては、総合計画審議会をはじめ市民集会等でのご意見、ご提案をできる限り計画に反映いたしてまいりました。

ここに、総合計画審議会の委員のみなさまの長期間にわたるご熱心なご審議とご指導、ご協力を賜りましたことに対しまして深く感謝申しあげますとともに、積極的なご意見をいただきました市民のみなさまをはじめ関係各位に対し心からお礼申しあげます。

今後、この計画を行政の指針とし、その実現のため最善の努力をいたす所存であります。市民のみなさまの積極的な参加とご協力をお願いいたしますとともに、国、県その他関係機関の特段のご指導、ご援助をお願いする次第であります。

昭和53年10月

茅ヶ崎市長 梶木 一 策



# 総合計画目次

## 第1部 基本構想

1 基本構想の目的	1
2 基本構想の期間	1
3 将来の都市像	1
4 将来人口の想定	2
5 土地利用の構想	3
6 施策の大綱	5
○ 一人ひとりの連帯とコミュニティによるまちづくり	5
○ 心のふれあいを大切にし、健康で安全なまちづくり	6
○ 文化を高め、あすのたくましい世代をはぐくむまちづくり	9
○ 恵まれた自然と調和した、うるおいのあるまちづくり	11
○ 豊かな産業とお互いの繁栄をもたらすまちづくり	14
7 構想の推進	16

## 第2部 基本計画

### 第1章 計画の方向づけ

1 計画の目的	19
2 計画の性格	19
3 計画の期間	19
4 計画の構成	20
5 人口指標	20

### 第2章 まちづくりのために

○ 一人ひとりの連帯とコミュニティによるまちづくり	
1 市民自治	23
○ 心のふれあいを大切にし、健康で安全なまちづくり	
1 社会福祉	27
1-1 児童福祉	27
1-2 老人福祉	29
1-3 心身障害児者福祉	31
1-4 低所得世帯福祉	34

1-5	勤労者福祉	37
1-6	地域福祉	39
2	保健衛生	40
3	環境衛生	44
4	公害防止	47
5	交通安全	51
6	消費者保護	53
7	余暇利用	54
○	<b>文化を高め、あすのたくましい世代をはぐくむまちづくり</b>	
1	幼児教育	57
2	青少年教育	58
3	市民教養	62
4	市民体育	65
○	<b>恵まれた自然と調和した、うるおいのあるまちづくり</b>	
1	土地利用	69
2	市街地整備	72
3	住宅	75
4	公園と緑	77
5	自然環境の保全	79
6	下水道	81
7	交通運輸	83
8	防災・治安	87
9	通信	91
10	電力・ガス・水道	92
○	<b>豊かな産業とお互いの繁栄をもたらすまちづくり</b>	
1	農業	95
2	水産業	98
3	商業	100
4	工業	103
5	観光	105
<b>第3章</b>	<b>計画を推進するために</b>	
1	行政事務の近代化	109
2	人事管理	109
3	財政運営	109
4	広域行政の推進	111

# 第1部 基本構想

昭和53年3月24日 議決



## 1 基本構想の目的

茅ヶ崎市民は、市民憲章の理念を尊重し、恵まれた自然環境のなかで、人間性豊かな生活を営むことのできるまちづくりを求めている。

基本構想は、市民の願うこの豊かなまちづくりを市政の無限の努力目標とし、市民と行政とが協調し、長期的展望にたった行政の運営をはかるため、茅ヶ崎市の将来あるべき都市像およびこれを達成するために必要な施策の大綱を定めるものである。

## 2 基本構想の期間

この基本構想の理念については、たゆみなく努力するものとするが、施策の大綱については達成の目標年次を昭和65年とする。

## 3 将来の都市像

茅ヶ崎市は、昭和42年に制定された市民憲章の理念のもとに、「健康で文化的な住宅産業都市」を目標として、高度経済成長のなかで急速に発展してきた。

しかし、この発展過程において、人口増加のもたらした環境破壊をはじめ、社会連帯意識および人間関係の希薄化、さらに市民生活基盤のたちおくれ等のひずみを生じたことは否めない事実である。

このような過去の反省にたつて、これからの行政は市民を主体者として、茅ヶ崎市の恵まれた自然環境のなかから新しい文化を創造するとともに、人間性豊かな生活を営むことのできる施策を推進し、市民的愛情がかよいあう地域社会を形成することが重要である。

このまちづくりは、市民が主体となり、行政との協調のなかで市民の創意とエネルギーを原動力としてこそ可能である。

ここに茅ヶ崎市の将来へ向つての都市像を『**豊かな自然と人間環境を創造する市民のまち茅ヶ崎**』とし、その実現につとめる。

## 4 将来人口の想定

茅ヶ崎市の人口は、市制が施行された昭和22年43,315人から、昭和50年の国勢調査による152,023人へと増加したが、最近における伸び率は、昭和40年代前期から比較し大幅に減じ、今後もこのような傾向をたどることが予測される。

このことは、土地の開発規制、地価の高騰等にもよるが、一面市域と人口とのバランス面からみても都市の成熟期に達しつつあることを示していると考えられる。したがって、快適な居住環境をまもるため、今後より一層、社会増人口の抑制につとめることが必要である。

このような観点にたつて、最近における人口の推移等を考慮し昭和65年の人口を19万3千人と想定する。

## 5 土地利用の構想

良好な都市環境の形成は、市民が健康で働き、学び、憩う生活基盤の確保にある。

したがって、茅ヶ崎市の恵まれた自然的条件と地域の特性を活用し、地域間の協調により共存共栄を期するため、現行の土地利用を基本とし、さらに用途地域に対応した適正な人口密度の確保を前提として、土地利用の構想を次のように設定する。

### (1) 都市的利用

#### ア 住宅地

自然に恵まれた住環境を保全するとともに、安全、健康、快適性を確保するための生活関連施設の整備を促進する。

また、民間資本の住宅の乱開発については指導を強化し、快適な住区居住環境の形成につとめる。

#### イ 商業地

茅ヶ崎駅を核として土地利用の高度化をはかり、商業業務機能を整備し、中心商業地として秩序ある商店街の形成につとめる。

また、近隣商業地域にあっては、地域整備計画との関連性のなかで活動機能を整備し、それぞれの地区の特性をいかし日常生活の利便を促進する。

#### ウ 工業地

工業集積度の高い地域については、緩衝緑地の設置につと

めるとともに工業緑化を促進し、環境の浄化と周辺住宅地との調和をはかる。

また、住宅地に混在している工場の工業地域への誘導を促進し、土地利用の純化につとめる。

## (2) 自然的利用

### ア 農業地

西部地域および北部地域の集团的優良農地の基盤整備を促進し、近代農業経営の形成につとめる。

また、市街化区域内の農地については、市街地の計画的な整備と調和のとれたかたちのなかで、都市農業として効率的に利用をはかる。

### イ 自然地

良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地として保全、整備につとめる。

また、北部丘陵地域は、社会的経済的条件を考慮し、自然景観の保全をはかるなかで市民のレクリエーションゾーンとしての高度な土地利用につとめる。

## 6 施策の大綱

### 目 標

一人ひとりの連帯とコミュニティによるまちづくり

#### (1) 市民意識の高揚

市民が主体者としての真のまちづくりをすすめるためには、市民と行政相互の理解と協調を基本とし、お互いの創意と努力を結集してこそ実現が可能である。

このために、市民参加の条件の整備をはかるとともに、市民の自治意識、社会連帯意識の高揚につとめる。

#### (2) コミュニティの形成

今日の市民生活は、価値観、生活様式の変化等によって、日常生活における連帯意識や人間関係の希薄化をもたらしている。したがって、心のふれあいを大切にするコミュニティが新しいまちづくりに欠かせないものとなっている。

このため、関連施設の整備につとめ、地域的一体感と市民的共同性をもったコミュニティの形成を促進する。

## 目 標

心のふれあいを大切にし、健康で安全なまちづくり

### (1) 社会福祉

#### ア 児童福祉

良好な社会環境のなかで心身ともに健全な児童を育成するため、保健、教育各分野との関係をはかり、豊かで健康な文化を提供できる条件の整備につとめる。

特に、要保育児童の健全育成のため、地域性を配慮しながら、保育所の建設、民間保育施設の育成助長につとめる。

#### イ 老人福祉

老人が生きがいある生活を営むために、老人の生計援助、保健、医療、余暇利用および就労対策等の推進につとめる。

また、老人は社会発展の功労者として市民から敬愛され、明るい豊かな日常生活が過ごせるよう、敬老、相互扶助精神の高揚をはかるとともに、ボランティアの育成につとめる。

#### ウ 心身障害児者福祉

障害者が積極的に社会参加ができるよう、治療、訓練、教育、職業等の一貫したシステムによる施策を推進する。

しかし、これらの施策は、市のみでなく、国、県の施策にまっところが大きい。したがって、国、県へ積極的な働きかけを行っていくとともに、民間社会福祉活動との関係のもとに、障害者の自立援助施策を強化する。

## **エ 低所得世帯福祉**

社会的に恵まれない世帯の自立更生をはかるため、社会保障制度の充実をはじめとする物心両面にわたる援護対策を積極的に推進する。

さらに、市民のあたたかい心の連帯による相互扶助精神を助長する。

## **オ 勤労者福祉**

勤労者福祉の増進は、豊かな市民生活の基調となっている。

このために、労働教育の場やスポーツ、レクリエーション施設等を整備し、余暇の健全利用につとめる。

さらに、勤労者の自力による住宅建設を促進するため、助成制度の拡充をはかる。

特に、働く婦人の労働条件、労働環境等の充実について企業に要請する。

## **(2) 保健衛生**

豊かな市民生活を営むには、まず健康な心身を保持することである。

このために、地域医療体制の整備をはじめ、救急医療システムの早期確立につとめる。

老人医療については、医療制度、財政措置等の抜本的な改善を国に要請する。

また、成人病については、予防、治療体制の充実をはかるとともに、保健衛生思想の高揚につとめる。

### (3) 環境衛生

清潔で快適な居住環境を確保するため、市民と行政が一体となって都市美化活動を推進する。

ごみ等の廃棄物については、収集から最終処分までの一貫した処理システムの確立をはかるとともに、日常生活における廃棄物の再利用、再資源化について市民と行政との協調によりごみの減量化につとめる。

また、産業廃棄物については、企業責任の拡大化を国に要請する。

し尿の処理については、公共下水道による水洗化を促進するとともに、処理施設の整備充実をはかる。

### (4) 公害防止

自然に恵まれた快適な環境を保全するため、あらゆる公害発生源の排除につとめる。

特に産業公害については、企業責任の明確化をはかるとともに、指導、規制を強化し、発生の未然防止につとめる。

最近では都市公害が増加し、かつ多様化の傾向にある。

このため、土地利用の純化と生活環境施設の整備をすすめるとともに、環境アセスメントについて制度化の検討を行う。

また、地域における市民相互の理解と協調による公害防除意識の高揚につとめる。

### (5) 交通安全

人と車の安全が確保されたまちづくりのために、極力、住宅

地内の通過交通を排除するとともに、道路交通体系の整備を推進する。

特に、生活道路は人間優先のオープンスペースとして整備をはかり、車両の進入を規制し、歩行者や自転車の安全につとめる。

一方、交通事故を防止するため、安全施設の拡充と改善につとめるとともに、運転者はもとより歩行者も含めて、交通道德の高揚と安全教育の徹底をはかる。

## 目 標

文化を高め、あすのたくましい世代をはぐくむまちづくり

### (1) 幼児教育

幼児期における教育は、生涯にわたる教育の第一歩として、また人間形成の面でこの時期の家庭および社会が果たす役割を重視し、その教育的機能の充実をはかる。

特に、幼稚園教育については私立幼稚園に依存している現状をふまえ、父母負担の軽減のための就園奨励補助制度の拡充をはじめ、私立幼稚園に対し助成措置を講じ、教育内容の充実を促進する。

### (2) 青少年教育

次代の担い手としての自覚をもつ健全な青少年は、家庭、学校、社会の連帯した基盤のなかから育成される。したがって、

青少年をとりまく良好な社会環境づくりを推進するとともに、青少年健全育成のための体制を充実する。

特に、義務教育においては、知育、徳育、体育の調和のとれた教育を推進し、人間的な豊かさと社会性をもった児童、生徒の育成につとめる。そして、教育が効率的に行われるよう学校の規模と配置の適正化、施設設備の近代化、指導体制の充実等を推進する。

また、青少年が自主性と協調性に富み、心身ともにたくましく成長するために青少年活動を助長するとともに、活動に必要な条件整備につとめる。

一方、教育文化のかおり高いまちづくりのため、高等学校をはじめ大学等文教施設を積極的に誘致する。

### (3) 市民教養

市民の知的水準の向上および余暇の増大にともない、市民の教育文化に対する欲求は高まり、その内容も多様化している。

そのため、社会教育施設の整備を積極的にすすめ、市民の創造的学習活動の活発化を助長する。

また、本市に残る有形、無形の文化財を保護し、次の世代に伝えるとともに、市民文化創造の糧とする。

### (4) 市民体育

市民の健全な心身の向上をはかるため、自然のなかでスポーツ、レクリエーションに親しめる施設の整備を推進し、余暇利用、青少年活動を助長する。

また、スポーツ・レクリエーションを通じて市民相互の好ましい人間関係を生み出すために、市民が気軽に参加できる条件づくりを積極的に推進する。

## 目 標

恵まれた自然と調和した、うるおいのあるまちづくり

### (1) 市街地整備

安全で快適な生活環境の整備および都市機能の高度化をはかるため、都市整備事業を市民の理解と協力のもとに促進する。

特に、茅ヶ崎駅を中心とする市街地にあっては積極的に都市改造を推進して、街区の整備とあわせて都市空間を確保し、都市防災の強化につとめる。

また、既成市街地およびその周辺の住宅地については、関係住民の意向をふまえ、できる限り区画整理方式により整備を促進し、道路、公園等の都市施設を配置した良好な市街地の形成をはかる。

### (2) 住 宅

住宅難を解消するため市民優先の公的住宅建設を促進し、量的確保と質の向上をはかるとともに、住宅資金融資制度等を拡充し、市民の自力建設を助長する。

また、過密化している市街地の安全および土地利用の高度化、効率化を期し、住宅の耐震、不燃化と高層化を促進する。

なお、民間資本による新規住宅開発については、基本的に流入人口抑制の方向で対処し、開発にあたっては生活環境施設を合理的に設置し、都市構造の安全性、快適性を確保するための指導體制を強化する。

### (3) 公園と緑

快適な生活環境と都市空間の確保をはかるため、中心市街地内に都市公園を設置し、文化施設等との有機的な関連性をもったコミュニティの核として位置づけるとともに、その他市街地内に憩いの場としての公園、広場等の計画的な配置をはかる。

緑豊かな北部丘陵地域は一日レジャー圏域とし、レクリエーション施設の設置につとめる。

また、緑の保全回復のため、緑のマスタープランを策定し、市民と行政との協力によって積極的かつ計画的に緑化を促進する。

### (4) 自然保護

自然は、良好な都市環境をささえ、公害や災害を防止し、レクリエーションの場とうるおいのある生活の場を供給する人間生活に不可欠の要素である。

南に臨む相模湾、背後をとりまく北部の丘陵等、このきわめて恵まれた自然環境は本市のシンボルとして評価され、また誇りとしてきた。

この恵まれた自然を市民共有の財産としてはぐくみ、将来の市民に受け継がれるよう、市民一人ひとりの意識の高揚と、自

然の保護，回復，創造等の施策を推進する。

#### (5) 下水道

下水道の整備は，住みよいまちづくりの基幹的事業であり，下水道完備を生活環境整備の最重点施策として積極的に推進する。

さらに，相模川流域下水道事業の早期完成を促進するため，国，県に対して積極的な働きかけを行い，下水による環境汚染を防止する。

また，都市河川の改良，排水系統の整備を促進して，農業地，住宅地への浸水の排除を期する。

#### (6) 交通運輸

モータリゼーションによる広域交通に対応するため，新湘南国道（藤沢大磯線）の早期建設を促進する。

なお，基幹道路と都市計画道路網との関連性については，住環境に及ぼす影響を考慮し，現行都市計画道路の再検討を行い，道路体系の整備をはかる。

また，市民の日常生活に密着する生活道路については，その改良整備を促進し歩行者の利便と安全の確保につとめる。

一方，通勤，通学に対応した輸送力を確保するため，国鉄線の輸送力増強を促進するとともに，市内バス路線の効率的な交通体系を確保し，日常生活の利便性の向上をはかる。

#### (7) 防 災

これからの都市災害は，都市化の進行により，広域的，複合

的なかたちで発生するものと予測される。

このような災害に備え、都市整備事業とあいまって、建物の耐震、不燃化の促進と防災空間等を確保し、災害防止の強化につとめる。

また、火災の予防と市民の生命、財産の安全をはかるため、消防力の充実強化につとめる。

なお、災害の発生と拡大を未然に防止するため、地域防災計画の整備とその周知徹底をはかり、市民の防災意識を高揚し、企業をはじめ地域における自衛防災組織づくりを推進する。

## 目 標

### 豊かな産業とお互いの繁栄をもたらすまちづくり

#### (1) 農 業

本市の農業は、都市化の進行と労働力の流出により、生産基盤が減少の傾向にあり、きびしい営農環境におかれている。

したがって、都市近郊の立地条件を活用した収益性の高い都市農業の振興をはかるため、優良農地の保全、規模の拡大および基盤整備を促進するとともに、営農の近代化を推進する。

特に、将来の農業振興に中心的な役割をになう自立経営農家およびその後継者の育成を関係機関の協力を得て推進する。

また、都市化のなかで今後農業が存続するためには、市民との相互理解が必要である。したがって、生産機能とレクリエー

ション機能をあわせもった，市民に親しまれる農業づくりを促進する。

## (2) 水産業

本市の漁業は，漁業資源，労働力の減少，さらには河川，海水の汚濁等により，年々，零細化の傾向にある。

したがって，漁業資源の拡大をはかり安定した漁業の振興を促進するため，漁港の整備，漁業の近代化および指導体制の強化につとめ，漁船漁業，栽培漁業，観光漁業を併用した多角的漁業への質的転換を促進する。

## (3) 商業

本市の商業は，最近における急激な流通構造の革新等によりきびしい環境におかれている。

したがって，都市整備事業を促進するなかで商業環境を整備し，商勢圏の拡大をはかる。

このため，消費動向および流通構造の変化に対応する企業意識の啓発と，企業間の連帯意識の高揚をはかって，共同化，協業化，専門店化等を促進し，市民の楽しいショッピングにこたえるため，魅力ある商店街の形成につとめる。

## (4) 工業

本市の工業は，その大部分を中小企業が占めており，この生産環境は，必ずしも良好な秩序ある条件が満たされていない現状にある。

このため，土地利用計画にもとづき，住環境を保全し，調和

を保つなかで協業化，共同化等構造改善と設備の近代化，経営の合理化を促進する。

なお，新規の企業立地については，良好な環境が保全され，かつ既存の中小工業と発展的共存をもたらす優良企業を選択誘導し，健全な工業の振興をはかる。

また，公害防除および廃棄物処理に関する監視，指導体制を強化するとともに，住宅地に混在立地する中小工業については工業地域への移転誘導を推進し，土地利用の純化をはかる。

## (5) 観 光

本市の観光は，地理的条件をいかし，自然環境を保全するとともに，海岸を拠点に漁業振興との有機性をもった個性的な観光開発を促進する。

また，北部丘陵地域は自然景観を保全するなかで，観光的要素をもった健康的な緑のレクリエーションゾーンとしての整備をはかる。

一方，観光行事については，由緒ある伝統を保存し，市民の郷土を愛する心のふれあいの機会としてこれを育成助長する。

## 7 構 想 の 推 進

この構想の目標を達成するため，社会経済情勢の動向をみきわめながら，行財政の計画的，効率的運営をはかるとともに，市民の自治意識と社会連帯意識を基調として，市民と行政との相互理解と信頼に結ばれた市民参加による市政の展開をはかっていくも

のとする。

### (1) 行政の近代化

社会経済情勢，市民の価値観等の大きく変動するなかで，行政需要は複雑多様化し，ますます増大している。

したがって，行政組織および人事管理の適正化，事務処理の近代化等を積極的に推進し，行政水準の向上につとめる。

なお，この構想にもとづく施策の推進にあたっては，国，県等の公共機関に期待することも大きく，したがってこれら関係機関との協調を密にし，事業の促進につとめる。

また，日常生活圏が拡大するなかで，今後市域を超えた新たな行政需要や，近隣市町と共同で処理することが効率的な事業等については積極的に広域行政を推進する。

### (2) 財政の健全化

年とともに増大する行政需要に対応する財源にはおのずと限度があり，特に経済不況の長期化にともなって，市財政のきびしさは今後とも継続するものと予測される。

このため，地方自治権の確立をめざし，超過負担の解消，税源の再配分等，地方行財政制度の改善を強く国に要請するとともに，財政運営にあたっては，健全財政を基本とし，自主財源の確保，予算執行管理の徹底をはかり，最小の経費で最大の効果をあげるようつとめる。



## 第2部 基本計画

### 第1章 計画の方向づけ



# 第1章 計画の方向づけ

## 1 計画の目的

基本計画は基本構想において設定された施策の大綱にもとづき、目標年次の行政目標を達成させるための基本的施策を明らかにするものである。

本市は、首都から50km圏内に位置し、恵まれた立地と環境から住宅地として都市化がすすみ、人口規模も過去30年間に3.6倍の伸びを示し、昭和50年4月に15万都市となった。

しかし、著しい都市化の進行は行政需要を増大させ、限られた財源のなかで行政としてできる限りの努力をしてきたが、石油ショックを契機とした経済の急激な変化から自治体財政も極度に弾力性を失い、行政需要に対し十分な対応ができないのが現実である。

しかしながら、これまでの高度経済成長による生活水準の向上するなかで、市民の価値観も大きく変容し、低経済社会を迎えても行政に対する市民の要求は弱まるわけではなく、量的、質的に増大することが予測される。

したがって、これからの行政は、経済の低成長、不安定化が予測されるなかで、財政上の制約と市民の権利意識や生活防衛意識から、行政側のみでは解決の困難な面も多くなってこよう。

このため、行政の対応構造を明らかにしながら、市民とともに考え、市民と行政の協力関係について市民的合意を得て、計画的に行政運営をすすめる必要がある。

本市では、これまでに新市建設計画を、さらに昭和44年には52年を目標年次とする総合計画

を策定して以来、これを基調として行政を推進してきたが、既定計画終了を契機として新たに計画を策定することとした。

ここに策定する基本計画は、こうした客観情勢を十分ふまえ、諸問題解決のための施策を明らかにし、これを指針として市民と行政の相互協調のもとに、「豊かな自然と人間環境を創造する市民のまち茅ヶ崎」の実現をめざすものである。

## 2 計画の性格

基本計画は、将来の都市像の実現に向かっての基本方向を明らかにし、その目標達成のための行政運営の指針とするものである。

したがって、この目標達成のため市民の理解と協力を求め、市民と行政の相互協調関係のもとに最大限の努力を傾注し、計画の実現を期するものとする。

また、この計画は本市域に限るものであるが市独自の計画のほか、国、県および関係機関の計画も含んでいる。

このため、計画の実施にあたっては、広域的立場にたって、できるだけ密接な協議、調整を行い推進するものとする。

## 3 計画の期間

この基本計画は、昭和53年度から60年までの8か年を計画期間とするが、基本構想の理念を堅持する基本姿勢のもとに、社会経済情勢の変化に弾力的に対応し、必要な見なおしを行うものとする。

## 4 計画の構成

この基本計画は、将来の都市像の実現をめざし、その主要目標として

- ① 一人ひとりの連帯とコミュニティによるまちづくり
- ② 心のふれあいを大切にし、健康で安全なまちづくり
- ③ 文化を高め、あすのたくましい世代をはぐくむまちづくり
- ④ 恵まれた自然と調和した、うるおいのあるまちづくり
- ⑤ 豊かな産業とお互いの繁栄をもたらすまちづくり

の5部門を設定し、さらに具体的な計画項目をとりあげた。

各計画項目は、「課題」「施策の目標」「施策の体系」「施策の方向」「主要事業」によって構成している。

- (1) 課題は、行政目標をめざすなかで、諸施策に対する本市の現況について問題提起したものである。

(2) 施策の目標は、それぞれの項目についての行政目標を示したものである。

(3) 施策の体系は、課題解決のための行政施策を体系的に示したものである。

(4) 施策の方向は、施策の目標に対し、基本計画目標年次の昭和60年までの具体的な施策展開の方向を明らかにしたものである。

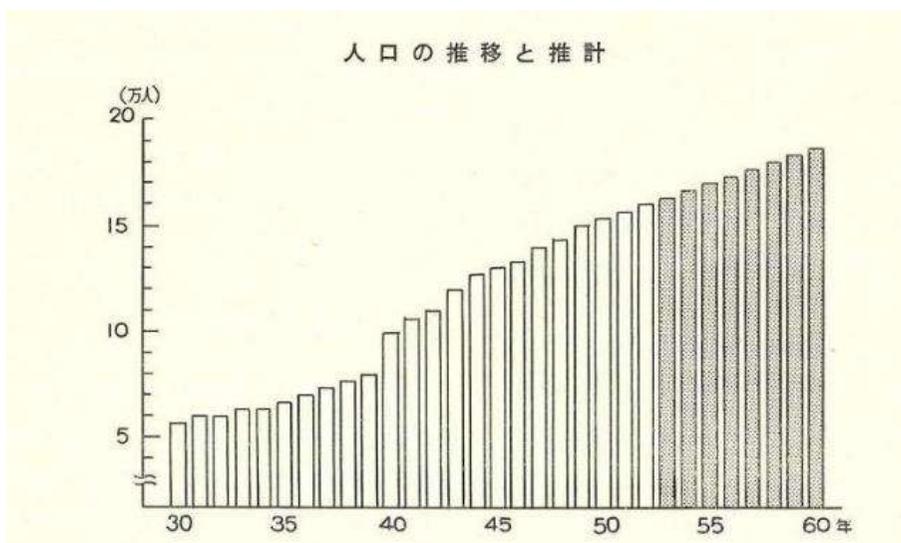
(5) 主要事業は、計画期間内に実施すべき事業を示すものである。

なお、この計画を推進させるための実施計画は、社会経済情勢の変化に弾力的に対応する方向で、2か年周期のローリングシステムにより策定していくものとし、予算編成の先導的役割をもつものである。

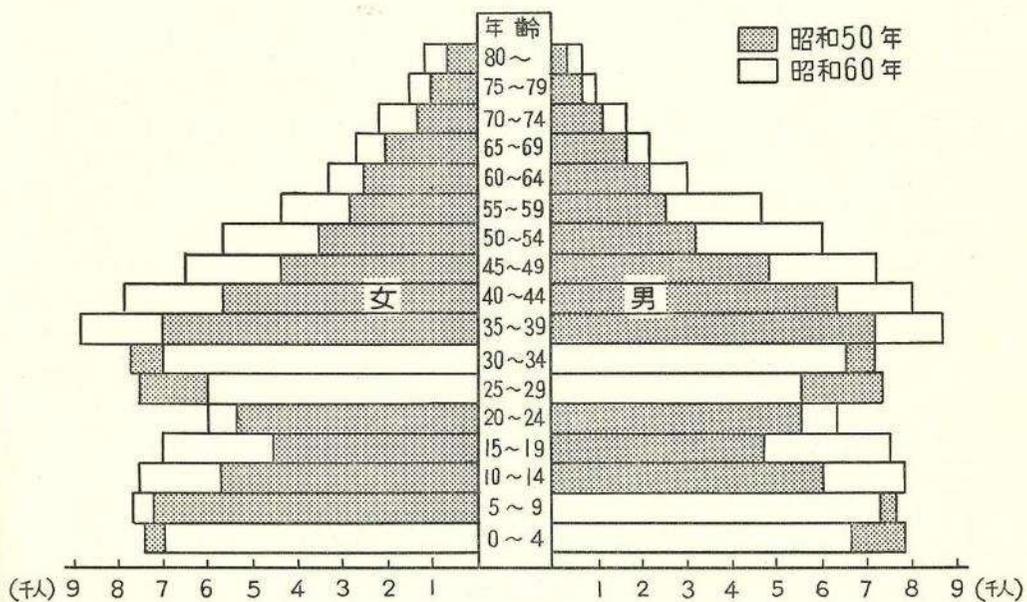
(実施計画は本書には記載を省略)

## 5 人口指標

市街化区域内の過密化を防止し、自然環境の保全と快適な生活環境の確保をはかるという基本的な考え方にたって推計した結果、基本計画の目標年次である昭和60年における本市の人口を183,500人と想定した。



人口ピラミッド図





第2章 まちづくりのために  
「一人ひとりの連帯とコミュニティ  
によるまちづくり」



## 第2章 まちづくりのために

### 一人ひとりの連帯とコミュニティによるまちづくり

#### 1 市民自治

##### (1) 課題

① 自治体の使命は、そこに住む市民がひとりとしてとり残されることのない福祉の実現にあり、そのためには、市民と行政が一体となった強い連帯感をもって行政を展開していくことが基本である。

まず、行政は情報を公開し、市民の問題意識を高めるとともに、市民は居住する地域に関心と愛着をもち、住みよいまちづくりに向かってお互いが協力し合い、共同課題の解決をめざしたコミュニティづくりへの努力が必要である。

② しかし、最近における市民の価値観や生活様式の変化等によって社会連帯意識や自治意識の希薄化が問題となっている。

このため、自治意識の高揚をはかり、行政と地域住民の共同関係について理解と協力を得る必要がある。

③ 本市には、地区を単位とした自治会のほかに、各種の団体がそれぞれの目的をもって自主的活動を展開している。

昭和50年からこれらの各団体が協調して、市民みずからの手によるまちづくりをめざし

て地域づくり市民集会在開催され、意識づくり、組織づくりがすすめられている。

したがって、今後、市民が主体性をもつこの地域づくり市民集会を通じて、自治意識、コミュニティ意識がはぐくまれ、地域における共通の課題解決への原動力となることを期待している。

④ 広報・広聴活動は、市民と行政とのコミュニケーションの源であり、市民の意思を十分反映した行政、すなわち市民参加の世論政治を確立するうえで重要な役割をもっている。

本市の広報活動は、「広報ちがさき」を主たる広報媒体とし、自治会を通じ全戸配布を行っている。また、必要に応じ広報車による周知を行うほか、市民に市政に対する理解を深めてもらうことを目的に施設見学会を実施している。

広聴活動は、日常生活のなかから発生する諸問題に対して、市民相談、法律相談、行政相談等の開催、また市政モニター制度、市民アンケート調査、市民の声(投書)、陳情等により、市民の要望、意見等の聴取につとめている。

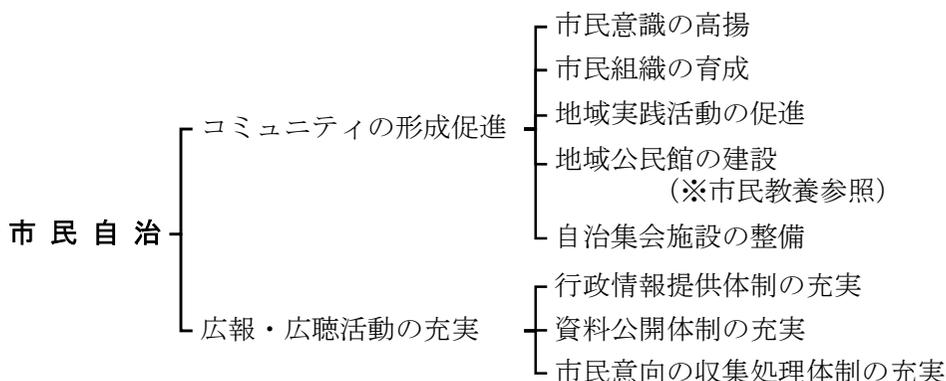
しかし、今後ますます複雑化する社会機構に対処するため、より一層、市民の要望、意

見を市政に反映させる努力と工夫が必要である。

## (2) 施策の目標

市民意識の高揚と、市民と行政の協調関係の確立をはかる。

## (3) 施策の体系



## (4) 施策の方向

### (ア) コミュニティの形成促進

市民の主体性ある創造的行動力による地域づくりのため、次の施策を推進する。

- ① 自治意識、コミュニティ意識の高揚をはかり、市民みずからの手によるまちづくりへの意欲を助長する。
- ② 地域における各種団体活動の活発化をはかるとともに、各団体相互の連携した地域づくり組織の設置につとめる。
- ③ 日常生活から生まれる要望、意見等を市政に反映させるため、市民と行政との対話の機会を促進し、相互の理解と認識を深める。
- ④ コミュニティの拠点となる地域公民館およ

び自治集会施設の整備につとめる。

### (イ) 広報・広聴活動の充実

市民参加を促進し、市民と行政相互の理解と協力を深めるため、次の施策を推進する。

- ① 広報機能を充実し、市政に関する情報を積極的に公開する。
- ② 各種の行政資料刊行物について、市民が容易に利用できるようサービス体制の整備をはかる。
- ③ 市民集会をはじめ、市政モニター制度、アンケート調査等により、市民の積極的な提言を求め、行政への反映につとめる。

- ④ 各種相談を実施し，要望，苦情等の処理の迅速化につとめる。

(5) **主要事業**

事業名	事業主体	事業量
公民館の建設	市	市民教養参照



「心のふれあいを大切にし

健康で安全なまちづくり」



心のふれあいを大切にし、健康で安全なまちづくり

## 1 社会福祉

### 1-1 児童福祉

#### (1) 課題

- ① 近年、核家族化の進行、生活の多様化など家庭環境が変化しつつあり、人間形成の基礎をつくる児童期において、親と子の十分なふれあいが求められている。
- ② また、都市化の進行にともなって自然環境も悪化し、子どもの遊び場も失われ、日常生活のなかで自然とのふれあいの機会も満足に得られず、本来、ともだちと遊ぶことによ
- て形成される人間性、社会性、さらには体力づくりまで阻害されるなど、児童をとりまく環境はきびしい方向へと進行している。
- ③ このため、児童福祉思想の普及につとめるとともに、要保護児童対策、児童をとりまく環境の浄化をはかり、児童の健全育成を推進していく必要がある。

#### 保育所の状況

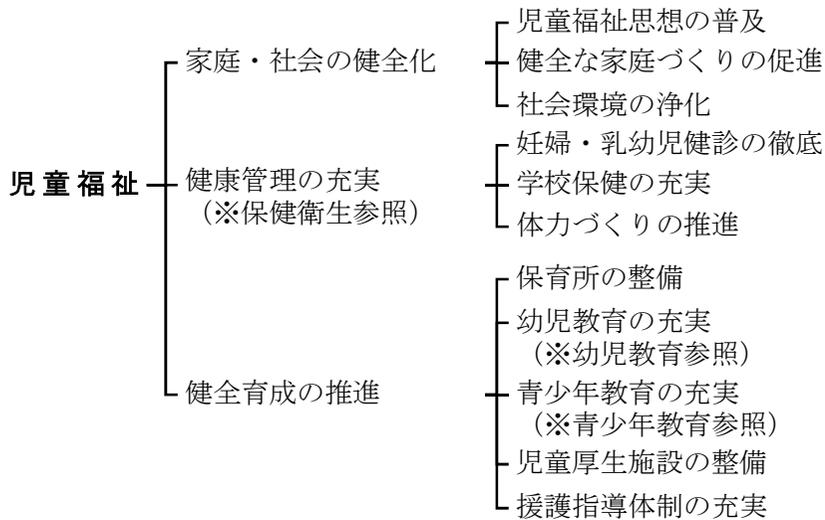
(昭和52年4月)

区分	施設数	定員	措置児		
			4歳未満児	4歳児	5歳児
公立	4	330人	157	82	91
私立	10	850	424	224	202
計	14	1,180	581	306	293

#### (2) 施策の目標

- ① 健全な家庭づくりと、児童環境の浄化をはかる。
- ② 要保護児童対策の充実をはかる。

### (3) 施策の体系



### (4) 施策の方向

#### (ア) 家庭・社会の健全化

児童をとりまく環境の浄化をはかるため、次の施策を推進する。

① 家庭生活こそ、児童の健康や人格形成にとって最も密度の濃い重要な場である。

このため、家庭教育学級、婦人学級をはじめとするあらゆる機会を通じて、明るい健全な家庭づくりを促進する。

② 児童に有害な図書や広告物を関係機関と協力して排除し、児童をとりまく社会環境の浄化につとめる。

#### (イ) 健全育成の推進

心身ともにすこやかな児童を育てるため、次の施策を推進する。

① 保育に欠ける児童は、今後も増加していくものと予測されるため、地区別人口の増加等を十分配慮し、保育所の増設をはかるとともに、措置月齢の引き下げについて検討を行う。

② 民間保育所に対する助成措置を充実し、その整備を促進するとともに、主婦就労者の多い企業に対し企業内保育施設の整備を働きかけていく。

③ 居住地近辺に保育所が設置されていない要保育児童を保護するため、家庭保育福祉員制度の充実をはかる。

④ 児童遊園、青少年広場など、遊び場の確保をはかるとともに、学童保育に対する助成の充実につとめる。

⑤ 児童委員等、関係機関の連携いを密にして要保護児童の早期発見、相談、援護、指導体制の充実をはかる。

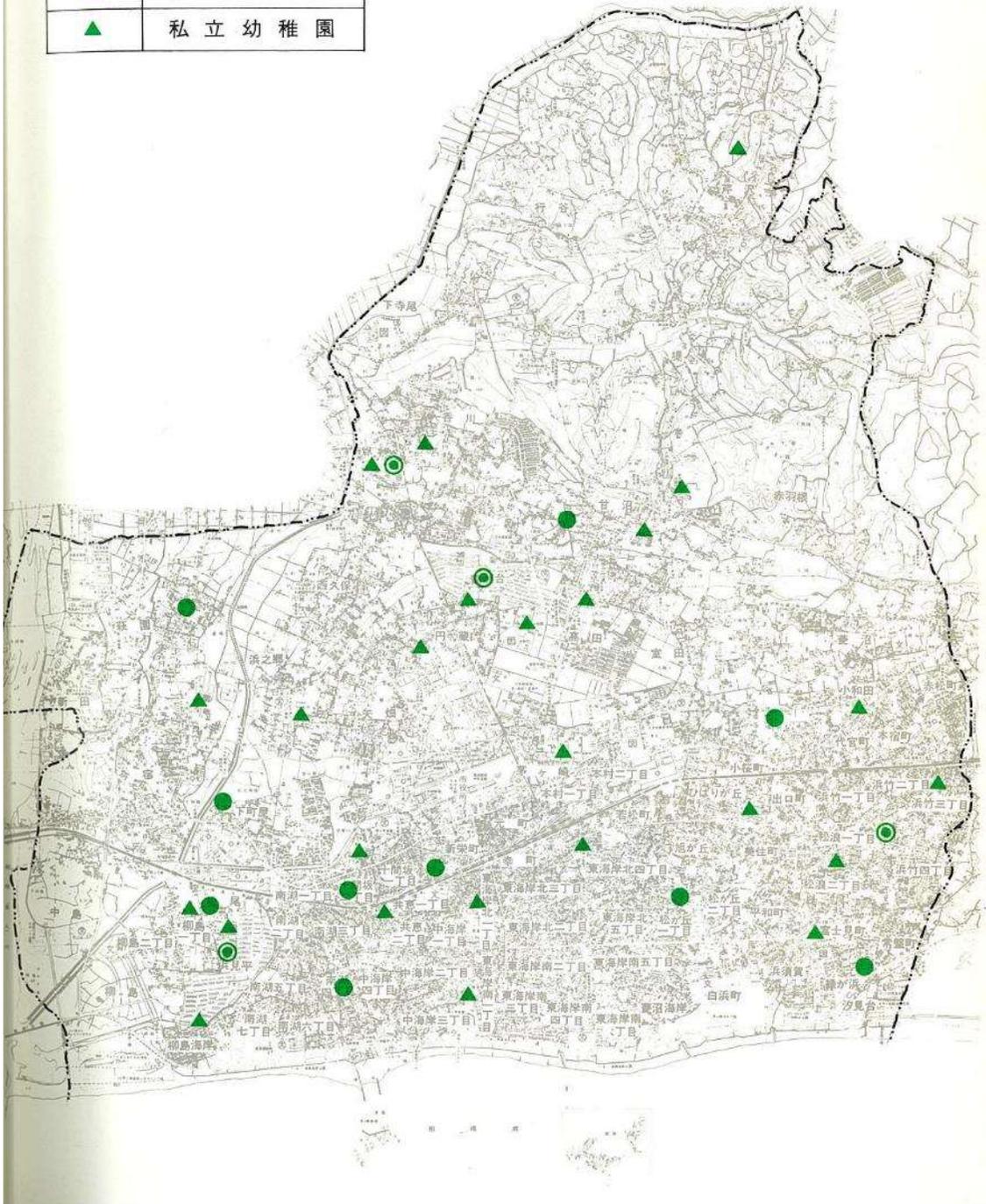
⑥ 母子家庭に対しては、就業のあっせん、相談業務の充実等につとめるとともに、公的住宅を提供し、経済的、精神的な自立を促進する。

# 保育所・幼稚園の位置図

(昭和52年 3月)

凡 例

◎	公立保育所
●	私立保育所
▲	私立幼稚園





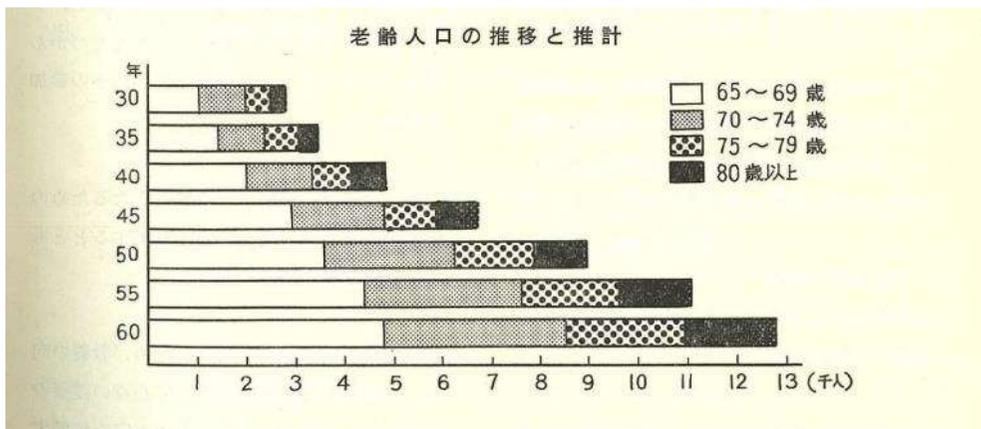
## (5) 主要事業

事業名	事業主体	事業量
保育所の建設	市または民間	新設 2か所

## 1-2 老人福祉

### (1) 課題

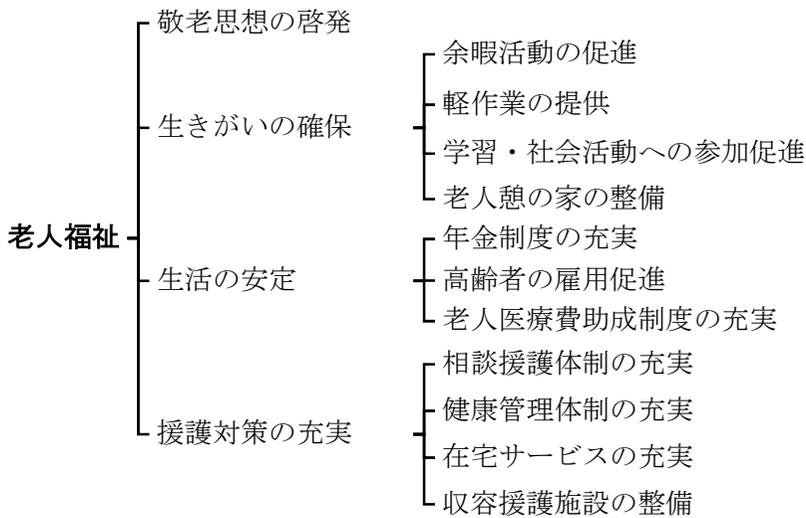
- ① 本市における高齢人口（65歳以上）は、昭和50年国勢調査によると8,888人となっており、総人口比率は約6%であるが、60年における高齢人口は12,800人と推計され、その構成比は約7%と過去の推移よりも早いテンポで上昇するものと予測される。
- ② このようななかで、核家族化の進行、高齢化社会への足どりとともに、老人の生活保障、ひとり暮らしの老人問題等が、単に老人だけでなく社会全体の基本的な課題となっている。
- ③ したがって、老人対策も私的扶養から公的扶養へと変革されつつあるが、これからは、特に老人に対する心のふれあいを大切に、社会的参加の機会を提供するなど、地域社会での連帯感を高め、疎外感から解放し、生きがいとやすらぎのある日常生活を営めるよう、きめ細かい対策をすすめていく必要がある。



### (2) 施策の目標

健康的、精神的、経済的に不安のない、生きがいのある老後の生活の充実をはかる。

### (3) 施策の体系



### (4) 施策の方向

#### (ア) 敬老思想の啓発

老人が社会の功労者として敬愛されるよう、次の施策を推進する。

① 今日、豊かで生きがいのある老後の実現はもはや個人の努力だけでは不可能といっている。

このため、家庭教育、学校教育、社会教育のなかで敬老思想の普及啓発を積極的に推進し、老人に対する思いやり、世代間の連帯、老後の生活に対する理解を深めていく。

#### (イ) 生きがいの確保

社会参加による生きがいを確保するため、次の施策を推進する。

① 余暇活動が老人の身体的、精神的健全さを維持し、生きがいを保持するうえでの必要度はきわめて高い。

したがって、老人のスポーツ、園芸、旅行その他の趣味活動の振興をはかる。

② 軽易な仕事を希望する老人に、公園等公共施設における軽作業を提供し、社会の一員として、社会とつながりのある生活を営めるようにつとめる。

③ 老人クラブ活動を積極的に育成助長し、クラブ活動をとおして、趣味、教養などのかん養をはかるとともに、社会奉仕活動への参加を促進する。

④ 新しい時代に適応できる老人となるための学習の場として、老人学級を充実するとともに、各種講座を開設する。

⑤ 地域老人がお互いに親交を深め、教養の向上、レクリエーションを通じて心身の健康の増進をはかる場として、老人憩いの家を整備する。

なお、老人の疎外感の解消をはかり、各年齢層との心のふれあいを助長するため、地域公民館のなかに老人室を設置する。

#### (ウ) 生活の安定

老後生活の安定をはかるため、次の施策を推進する。

- ① 老人問題の基本的課題として年金制度の充実を国に要請し、老人が安心して生活できる所得保障の確立につとめるとともに、国民年金制度の周知徹底をはかり、未加入者の加入を促進する。
- ② 高齢者職業相談体制の充実とあわせ高齢者就労事業団を設置し、関係機関と協調して、健康で働く意欲のある老人に対し就業の場の提供につとめる。
- ③ 老人医療費の無料化の対象年齢の引き下げと、老人に対する医療保険制度の抜本的な改善を国に要請する。

#### (エ) 援護対策の充実

恵まれない老人の援護を充実するため、次の

施策を推進する。

- ① 老人をめぐる家庭関係、健康、老後の生活設計について、ケースワーカーを中心に民生委員との連携をはかりつつ、各種の相談業務の充実につとめる。
- ② 老人健康診査を周知徹底し、受診率の向上と、疾病の早期発見、早期治療をはかる。
- ③ 家庭奉仕員の充実をはかり、身のまわりの世話や入浴サービスなど、ひとり暮らしや寝たきり老人に対し、きめ細かい在宅サービスにつとめる。
- ④ 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等の老人福祉施設の整備について、それら施設の体系化の検討を含めて、国、県に要請する。

また、二市一町（藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）の広域行政のなかで、特別養護老人ホームの建設について検討をすすめる。

### (5) 主要事業

事業名	事業主体	事業量
老人憩の家の建設	市	新設 2か所

## 1-3 心身障害児者福祉

### (1) 課題

- ① 昭和52年における本市の身体障害者は1,249人で、その原因は、生育過程での疾病、業務

上の災害、交通事故等、後天的なものが大半を占めている。

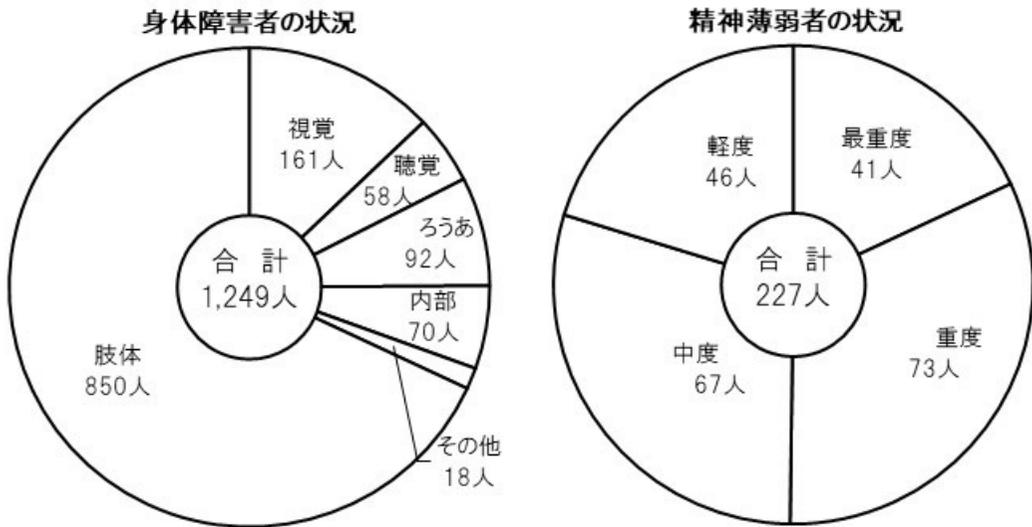
また、精神薄弱者については、その実態の確かな把握は諸種の事情により困難であるが227人が登録されている。

② このような心身に障害をもつ人は、身体的なハンデキャップに加えて、経済的あるいは社会的問題等、さまざまな負担をかかえて日常生活を営んでいる。

したがって、本人はもとより、その家族や周囲の人々の物心両面にわたる負担は、はか

り知れないものがある。

③ こうしたなかで、障害者とその家族の精神的、経済的な不安を解消し、さらに社会復帰を促進するためには、市民のあたたかい理解と協力を得るなかで、障害の発生予防、教育、訓練、雇用、保護の一貫した対策が、障害程度に応じて適切に行われなければならない。

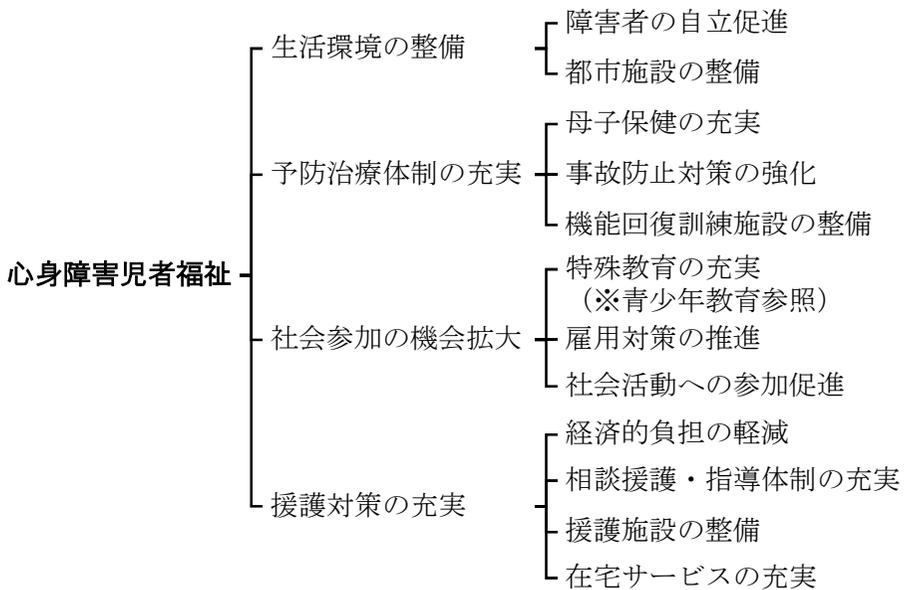


(昭和52年4月)

## (2) 施策の目標

- ① 障害の発生予防と援護対策の充実をはかる。
- ② 障害者に対する社会的理解を深めるとともに、雇用の促進をはかる。

### (3) 施策の体系



### (4) 施策の方向

#### (ア) 生活環境の整備

障害者が自立できる環境を整備するため、次の施策を推進する。

① 学校教育，社会教育，地域活動をとおして障害者に対するあたたかい思いやりと，障害者の自立心を育てる社会連帯意識の高揚をはかる。

② 障害者の社会生活の向上をはかるため，道路等の生活に関連する公共施設の改善を積極的にすすめる。

#### (イ) 予防治療体制の充実

障害発生の予防と機能回復をはかるため，次の施策を推進する。

① 企業に対する安全指導，交通安全施設の整備等により，事故防止対策を強化するとともに，妊産婦の保健指導，母親教室，広報活動

等により，正しい知識の普及をはかり，障害の発生予防につとめる。

② 軽度の障害はもとより，重度の障害であっても，訓練によりある程度の機能回復が可能である。このため，つつじ学園をさらに充実強化するとともに，関係機関の協力を得て機能回復訓練施設の整備を促進する。

#### (ウ) 社会参加の機会拡大

生きがいのある，明るい生活が営めるよう，次の施策を推進する。

① 身体障害者雇用促進法の主旨の徹底をはかり，事業主の理解と協力を得て障害者がある能力に適合する職業につけるようつとめる。

② さらに，企業の協力のもとに，働くことのできるすべての障害者が，職場を通じて社会のなかで自立して生活することのよろこびとともに味わえるよう，市民一人ひとりの理解

と協力を求める。

- ③ 現在の共同作業所を、障害者や老人のための就業施設（福祉工場）として拡充をはかるとともに、県に対して職業訓練施設の設置を要請する。
- ④ 家庭に閉じこもりがちな障害者の健康、教養などの向上をはかるため、スポーツ大会、各種研修会、レクリエーションなどの活動の場を拡充し、積極的参加を促進する。

#### (エ) 援護対策の充実

障害者への援護を充実するため、次の施策を推進する。

- ① 身体障害者設備改善に対する助成および重

度障害者に対する福祉手当、医療費の助成制度をさらに充実し、障害者と家族の経済的負担の軽減につとめる。

- ② 障害者とその家族がもつさまざまな問題や悩みごとを解決するため、民生委員などの活動を助長するとともに、関係機関との連携いを密にして、相談、援護、指導体制の充実をはかる。
- ③ ケースワーカー、家庭奉仕員の増員をはかり、在宅サービスの一層の充実につとめる。
- ④ 国、県に対して、更生施設、収容施設の整備拡充と、特に重度の心身障害により自立することの著しく困難な障害者に対する保護施設の設置を要請する。

### (5) 主要事業

事業名	事業主体	事業量
就業施設（福祉工場）の建設	市	新設 1か所
職業訓練施設の設置	県	新設 1か所

## 1-4 低所得世帯福祉

### (1) 課題

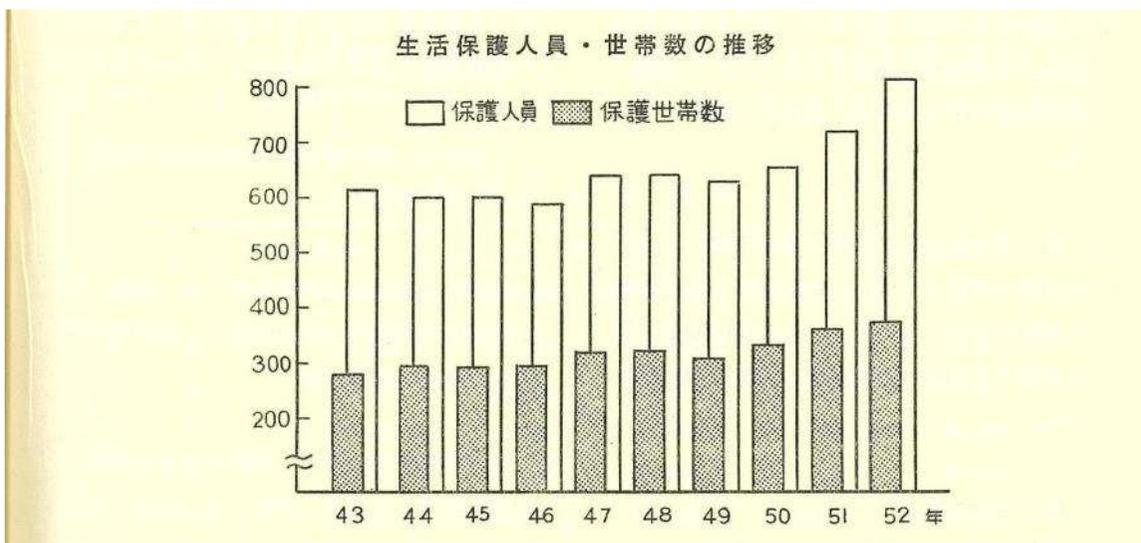
- ① 経済の高度成長により、多くの一般市民の生活水準は向上したが、反面、一時減少していた生活保護世帯が再び増加の傾向を示しつつあり、最近の諸物価の上昇はこれら低所得世帯の生活を大きく圧迫している。
- ② 生活保護の受給の原因は種々の要因があげられるが、主として傷病による収入の減少といったケースが多く、疾病と貧困とのかわり合いがきわめて大きい。
- ③ このようなことから、低所得世帯に対して

は、単なる経済的援助だけでなく、保健衛生面での予防措置を充実し、まず疾病から守ることが必要であると同時に、社会のなかで自立していけるよう社会的連帯を強めていかなければならない。

④ 保護基準は数年来大幅に改定されてきたが生活保護制度は、あらゆる社会保障制度を最終的に補完するものであるところから、社会

生活に密着したものとなるようその改善、充実をはかる必要がある。

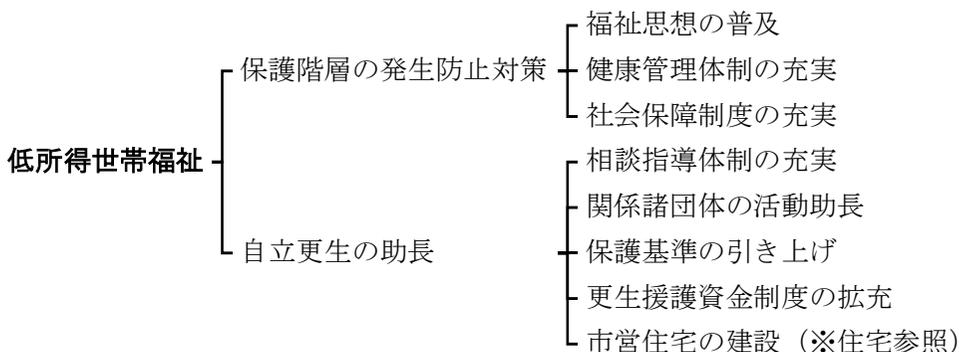
⑤ 一方、生活保護を受けていないが、社会的援助を必要とする生活困窮者に対しては、年末援助費の支給、世帯更生資金の貸付、授産事業の施策が講じられているが、さらにこれらの制度を充実し、生活保護階層の発生防止につとめる必要がある。



## (2) 施策の目標

低所得世帯に対する援護対策を充実し、自立の助長をはかる。

## (3) 施策の体系



#### (4) 施策の方向

##### (ア) 保護階層の発生防止対策

生活保護階層の発生を防止するため、次の施策を推進する。

- ① 教育、地域活動をとおして、社会福祉思想の普及をはかり、相互扶助精神、隣人愛精神の高揚につとめる。
- ② 健康管理思想の普及をはかり、疾病の早期発見、早期治療を徹底するとともに、交通、労働災害対策を強化し、傷病の予防につとめる。
- ③ 家庭環境の変化や扶養意識の希薄化などの社会的な背景を要因とした老人等の生活保護の発生も少なくないため、社会保障制度、特に各種年金および医療保障の充実を国に要請する。

##### (イ) 自立更生の助長

経済的ならびに精神的な自立を助長するため次の施策を推進する。

- ① 低所得世帯の自立更生を円滑に推進するため、ケースワーカーによる相談、援護体制を一層強化し、業務の充実をはかる。  
また、社会福祉協議会、民生委員等の関係諸団体の活動を助長し、低所得世帯の的確な把握と、相談、援護の充実につとめる。
- ② 生活保護世帯の消費水準は、一般勤労者世帯の6割程度である。特に老人等の所得のない被保護者にとってはきびしいものになっている。  
このため、被保護世帯の生活水準の向上について国に要請する。
- ③ 世帯更生資金貸付制度をはじめ、各種の更生援護資金制度の拡充を促進し、低所得世帯の自立更生を助長する。
- ④ 低所得層世帯に対し、低廉な家賃で良質な住宅を供給するため、市営住宅の建設につとめる。

#### (5) 主要事業

事業名	事業主体	事業量
市営住宅の建設	市	住宅参照

## 1-5 勤労者福祉

### (1) 課 題

- ① 勤労者の福祉向上は、企業はもとより勤労者自身もみずからの問題として、相互に協力しながら充実させていくことが基本である。
- ② また、労働行政も、本来、国を中心として自治体レベルでは県が所管する分野とされているが、6万人をこえる勤労者の福祉向上をはかることは、単に勤労者のためばかりでなく、市民生活の向上や産業の振興にも寄与するものである。
- ③ 特に、中小企業の勤労者にとっては、福利厚生面を含む労働条件全般について、大企業に比べて著しい格差がみられるため、その生活内容を高めるための諸条件の整備をすすめていかなければならない。

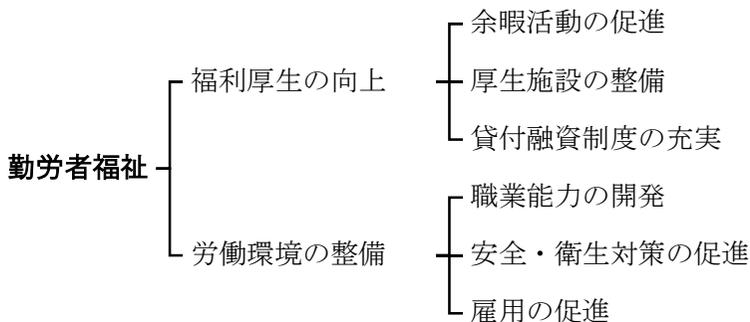
就 業 人 口 の 推 移

年次	15歳以上 総 数	労 働 力 人 口			非労働力 人 口
		労働力総数	就 業 者	完全失業者	
30	38,157	21,707	20,939	768	16,450
35	48,560	28,141	27,844	297	20,419
40	75,794	45,467	44,882	585	30,327
45	96,081	59,550	58,866	684	36,531
50	110,317	65,586	64,148	1,438	44,731

### (2) 施策の目標

勤労者の福利厚生の向上と、労働環境の改善をはかる。

### (3) 施策の体系



#### (4) 施策の方向

##### (ア) 福利厚生への向上

労働意欲を助長するため、次の施策を推進する。

- ① 余暇の有効的活用を促進し、人間性の回復と労働意欲の増進をはかるため、労働福祉施設の設置を国に要請する。
- ② 勤労者の自主的活動の中心施設として、県立労働福祉会館を誘致し、レクリエーション、文化、教養、集会などの拠点とする。
- ③ 余暇活動の場として、スポーツ、文化、野外活動施設の整備をすすめる。
- ④ 中小企業の勤労者を対象とした厚生施設の広域的な整備拡充を県に要請するとともに、中小企業の共同による福利厚生施設の設置を促進する。
- ⑤ 労働金庫の貸付融資制度の拡充等を促進し、勤労者とその家族の生活の安定につとめる。

##### (イ) 労働環境の整備

労働条件と安全の確保をはかるため、次の施策を推進する。

- ① 県立職業訓練校の誘致をすすめ、求職者を対象とした教育、訓練のほか、企業の要請に応じた事業適応訓練等も促進し、技能の再開発につとめる。
- ② 労働安全、衛生思想の普及につとめ、職業病の予防、労働災害の防止はもとより、近代的労務管理の採用など、単に施設面での整備に限らず、精神的にも明るく充実した職場環境が醸成されるよう、企業者の意識の高揚をはかる。
- ③ 中高年齢者、心身障害者等の雇用が促進されるよう、企業者の理解と協力を要請する。
- ④ 働く婦人の労働条件、労働環境等の充実について県と協調し、企業者の指導につとめる。

#### (5) 主要事業

事業名	事業主体	事業量
労働福祉施設の設置	国	新設 1か所

## 1-6 地域福祉

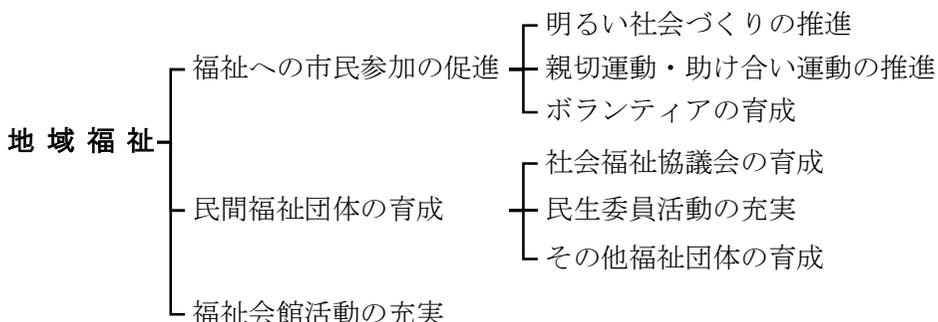
### (1) 課題

- ① 社会福祉行政は、基本的には国の施策に依存する面が多いが、社会環境の著しい変化により、地域住民の日常的な不安や悩みは多種多様にわたっており、この解決をはかるためには、より一層のきめ細かい配慮と地域的な心のふれあいが必要である。
- ② したがって、社会福祉事業が真に市民のための施策として円滑に推進されていくためには、まず、市民が社会福祉のあるべき姿を十分に理解し、関心を深めていくことが基本である。
- ③ さらに、社会福祉の精神を単に知識や理解にとどめておくだけでなく、市民一人ひとりの日常的行動にまで発展させていく運動を全国的に展開し、社会福祉の諸施策が地域住民の意識と活動のなかに根をおろすことが必要である。
- ④ 市民の共通する問題を研究し、解決をはかっていく組織あるいは団体として、PTA、婦人会、青年団、民生委員、保護司、母親クラブ、老人クラブ、子ども会等、問題別の団体は多いが、組織間相互の緊密なつながりに欠けている傾向にある。
- ⑤ このため、民間福祉活動の核であり、幅広い活動を推進している社会福祉協議会の体制を充実し、この組織を母体として、各種団体との連携を強化する必要がある。

### (2) 施策の目標

社会福祉思想の高揚と、地域福祉活動の充実をはかる。

### (3) 施策の体系



#### (4) 施策の方向

##### (ア) 福祉への市民参加の促進

市民の理解と協力により、福祉への参加を助長するため、次の施策を推進する。

① 家庭教育，学校教育，社会教育等，あらゆる機会をとらえて，社会福祉に対する理解と協力を呼びかけ，福祉思想の普及徹底につとめる。

② 各種福祉団体を中心に，親切運動，助け合い運動を展開することによって，市民一人ひとりにこの運動への参加を促進する。

また，企業の福祉への参加についても積極的な働きかけを行う。

③ 社会福祉活動に対して，熱意と愛情をもつ多くの市民に，手話講習会など教育，訓練，集会の場を提供するとともに，老人，障害者などの社会的弱者に対し，あたたかい手をさしのべるボランティア活動への積極的な参加を促進する。

##### (イ) 民間福祉団体の育成

民間福祉団体を育成するため，次の施策を推進する。

① 社会福祉協議会については，その特性をいかすため，法人化の促進と機構改正，組織の充実等を積極的に指導するとともに，活動費に対する補助金の増額をはかり，民間福祉活動の発展に寄与するよう育成する。

② 民生委員については，急激な社会環境の変化による新たな要求に対応するため，研修等により時代に即応した活動が行えるよう資質の向上をはかる。

③ その他の福祉団体についても，各団体が相互の連けいを保つなかで，地域に密着した活動が営めるよう育成指導する。

##### (ウ) 福祉会館活動の充実

地域福祉活動を充実するため，次の施策を推進する。

① 福祉会館については，施設，設備の提供だけでなく，福祉活動の拠点として，指導的立場にたった会館独自の活動を取り入れるようつとめる。

## 2 保健衛生

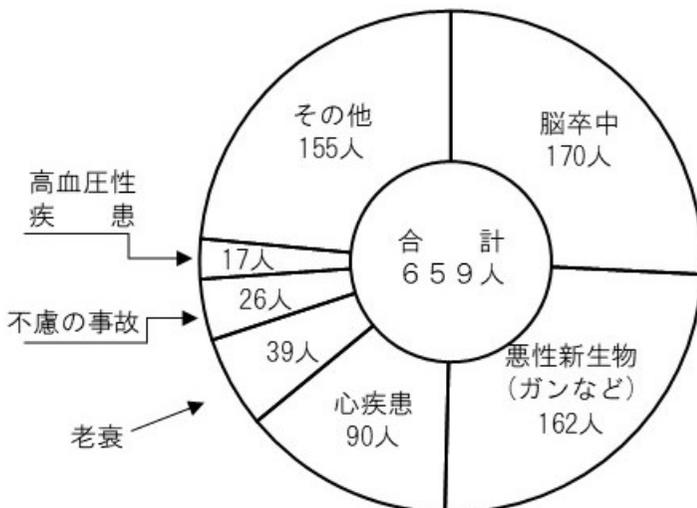
### (1) 課題

① 近年，医学の進歩等により，平均寿命は著しく伸びているが，反面，高齢者の増加や脳卒中，ガン，心臓病などの成人病の増加にと

もない，医療需要は増大している。

- ② また、栄養摂取のアンバランスや運動不足による肥満、各種の慢性疾患、精神障害等も増加しつつあり、食品、生活用品への有害物質の添加といった新しい健康阻害要因もあらわれている。
- ③ このような状況のなかにあつて、市民の不安をとり除き、健康を守るためには、市民一人ひとりが日常生活における健康管理につとめるとともに、予防衛生思想の普及、予防活動の強化、人口増加に対応した医療施設の整備ならびに一貫した保健医療体系の確立等につとめる必要がある。
- ④ 休日夜間の救急医療体制としては、医師会の全面的な協力のもとに、輪番制による住宅当番制をとっているが、二次応需の面で十分な体制とはいえない。
- ⑤ 市立病院は、本市唯一の総合病院として、市民の福祉増進、地域医療の発展に寄与しているが、今後、医療体系のなかでの総合病院として果たすべき役割、機能分担などの明確化につとめ、設備を整備し、市民に対する高度医療の確保をはかつていかななければならない。
- ⑥ 国民健康保険については、医療保険制度の中核として、地域住民の健康管理に大きな役割を果たしている。  
 しかし、被用者保険に比べ疾病にかかりやすい老人層が多く、かつ医療費の高騰、高額療養費の支給など、保険財政を圧迫する要因が重なっており、毎年、一般会計から多額の繰り入れをしている状況にある。  
 このため、国民健康保険制度のあり方について、抜本的な改善が強く望まれる。

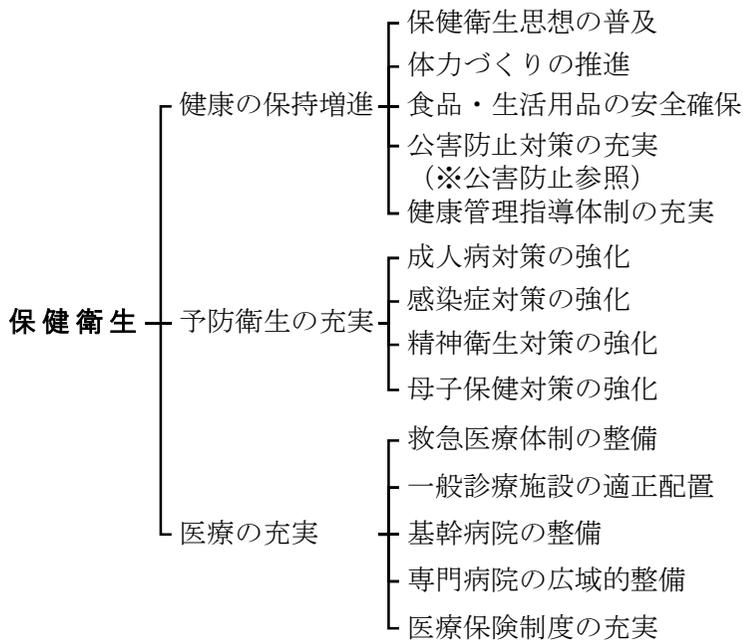
主要死因別死亡者数の状況（昭和52年）



(2) 施策の目標

市民の健康管理と、医療の充実をはかる。

### (3) 施策の体系



### (4) 施策の方向

#### (ア) 健康の保持増進

市民の保健活動の促進と健康管理をはかるため、次の施策を推進する。

- ① 医療関係機関との連携を密にし、家庭教育、学校教育、社会教育など、あらゆる場を利用して、保健衛生思想の普及向上につとめる。
- ② 献血思想の普及徹底をはかるとともに、一般市民、事業所、学校、各種団体等の協力を得て、市民総ぐるみの献血運動を展開し、これを通じて、人命、健康の尊さについての意識高揚につとめる。
- ③ 今後ますます余暇時間が増大すると考えられるため、年齢に応じた適切なスポーツ、レクリエーションの振興をはかるとともに、正しい栄養知識の普及と食生活の改善をすす

め、健康で活力に満ちた生活が営まれるようつとめる。

- ④ 食料品をはじめとする生活用品の安全を確保するため、保健所、消費生活センター等の協力を得て、消費者に対する正しい知識の普及と業界に対する監視、指導の強化をはかる。
- ⑤ 保健医療機関、学校、事業所等との密接な連携をはかりながら、乳幼児から老人にいたる市民の健康相談、指導の充実につとめる。

#### (イ) 予防衛生の充実

疾病の未然防止をはかるため、次の施策を推進する。

- ① 成人病については、健康相談、健康診断、

精密検診，治療に関する一貫性ある組織づくりにつとめ，早期受診，早期治療の啓発活動を積極的に推進する。

- ② 公衆衛生思想の普及向上をはかり，感染症の予防の徹底を期すとともに，その発生に際しては早期制圧と治療につとめる。
- ③ 精神障害者に対しては，家庭，学校，職場等，地域ぐるみの協力体制が必要であるのでこれらの理解を求めるほか，保健所における公衆衛生活動の一環として，相談業務の強化がはかられるよう要請する。
- ④ 不幸な心身障害児の発生を未然に防ぐため，婚前学級から3歳児検診にいたる母子保健対策の周知徹底をはかるとともに，保健所の協力を得て検診内容の充実につとめる。

**(ウ) 医療の充実**

医療サービスの向上をはかるため，次の施策を推進する。

- ① 休日夜間の救急医療機関として，休日夜間急患センターを早期に設置する。  
また，救急医療の二次応需病院として，市立病院の体制をととのえる。
- ② 市民のすべてに医療の機会均等がはかられるよう，人口増加，診療圏などを考慮して，一般診療所および歯科診療所が適正に配置されるよう関係機関と協調し，その設置を促進

する。

- ③ 一般病床の不足は深刻なものとなっており高度な専門的医療を提供できる基幹病院の設置は緊急を要している。  
このため，大学病院，公的病院等の誘致につとめる。
- ④ 市立病院は，関係機関と協調して，医療高度化に対応する機能の分担の明確化をはかるとともに，市民の医療需要に対応し得るよう病院の機能を活用し，臨床予防医学活動を行うため，施設の改善をすすめる。  
経営の健全化については，経営努力につとめる一方，現行医療制度の抜本的な改革を国，県に要請する。
- ⑤ 小児医療，リハビリテーション等の特殊な専門病院については，県による広域的な配慮のもとに設置されるよう要請する。  
また，人口構造の老齢化にともない，老人慢性病患者が増加する傾向に対処して，ケアに重点をおいた新しい形の病院の設置についても要請する。
- ⑥ 国民健康保険制度については，財源の不足額は国がすべて負担すべきとの考えにたち，国庫負担率の引き上げ等を要請するとともに，予防からアフターケアまでの一貫した総合的な医療保険制度に近づけるよう改善を促進する。

**(5) 主要事業**

事業名	事業主体	事業量
休日夜間急患センターの建設	市	開設 1か所

### 3 環境衛生

#### (1) 課題

① 健康で快適な市民生活は、個人をとりまく生活環境はもちろんのこと、市全体の都市環境が浄化されてはじめて享受できるものである。

本市では、昭和38年以来、各地域や団体の協力により、美化運動が推進され、環境美化の実践活動が定着しつつあるが、一方では、一般市民の行政に対する依存度は高く、まちなかには、あきかん、あきびんが、空地にはごみが投棄され、市民の美化に対する意識、公德心は決して高いものとはいえない。

② 蚊、はえ等の衛生害虫は、伝染病予防のためばかりでなく、快適な日常生活を確保するうえからも、市と地区住民が一体となって駆除する必要がある。

③ し尿の公共下水道による処理は、健康で文化的な市民生活を実現するために不可欠の要件であり、このため、下水道の整備が急がれているが、その全市的普及には、なお相当の期間を要することが見込まれている。

したがって、それまでの間は、し尿処理施設での処理にたよらざるを得ないのが実情である。

④ また、公共下水道のたち遅れに関連して普及の著しい家庭用浄化槽は、全戸数の34%にもおよんでいるが、維持管理が徹底していないため、ここからの排水が水質汚濁原因のひとつとして指摘されている。

⑤ ごみは、経済の高度成長を背景に、大量生

産、大量消費、大量廃棄のパターンの進行と使い捨て商品の普及等により、排出量は増大し、ごみ質は多様化してきた。

石油ショック時には、一時的に減少の傾向を示したが、再び以前の増勢に逆もどりしている。

このため、資源は有限という観点にたち、安易に廃棄物として処分することなく、使い捨てから、再利用、再資源化へと市民の意識変革を求めるなかで、ごみの減量化を推進していく必要がある。

⑥ 焼却処理施設の1日当り平均ごみ焼却量は施設能力のおよそ85%程度であるが、今後の人口増加と市民1人当り排出量の増大ならびに焼却炉の消耗を考えると、新設炉の整備が必要である。

⑦ また、ごみの収集はステーション方式をとっているが、一部の心ない市民の行動がステーション付近の住民の負担を重くしている例も見受けられるため、市民の意識啓発が必要である。

⑧ 収集したごみは、焼却施設や粗大ごみ処理施設により、焼却、減量されるが、焼却残灰や不燃物の最終処分は埋立によらざるを得ない。

このため、地理的条件や環境保全等に留意しながら、埋立処分地の確保につとめる必要がある。

⑨ 産業廃棄物については、企業の責任におい

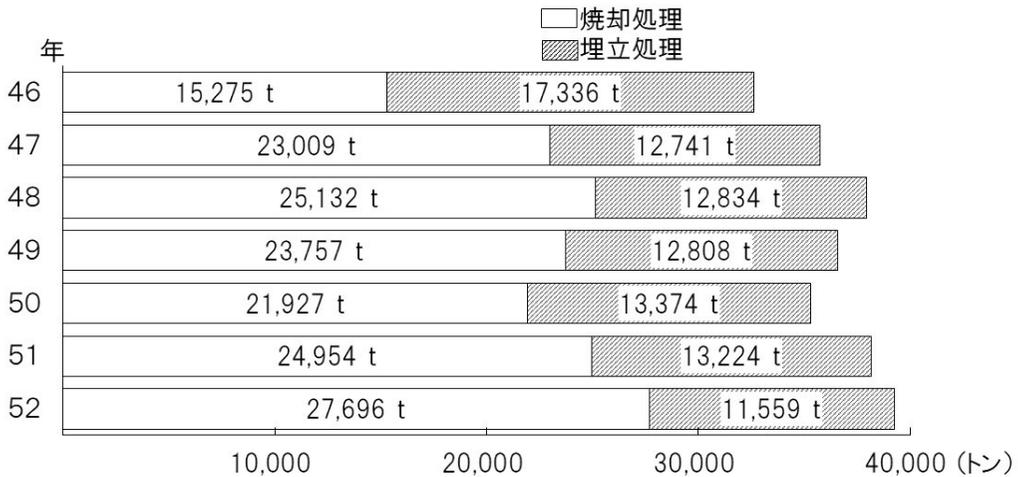
て完全処理することが義務付けられているが、その処理方法は必ずしも十分でない面がある。

また、製造過程において排出される不用品の再生による減量化やPCBなど特定処理困難物の自己回収処理を促進していかなければ

ならない。

⑩ 火葬場は、焼炉、葬送者の待合室等、老朽化が著しいため、荘重な葬儀、告別の場とは言い難く、早急に建て替えをする必要がある。

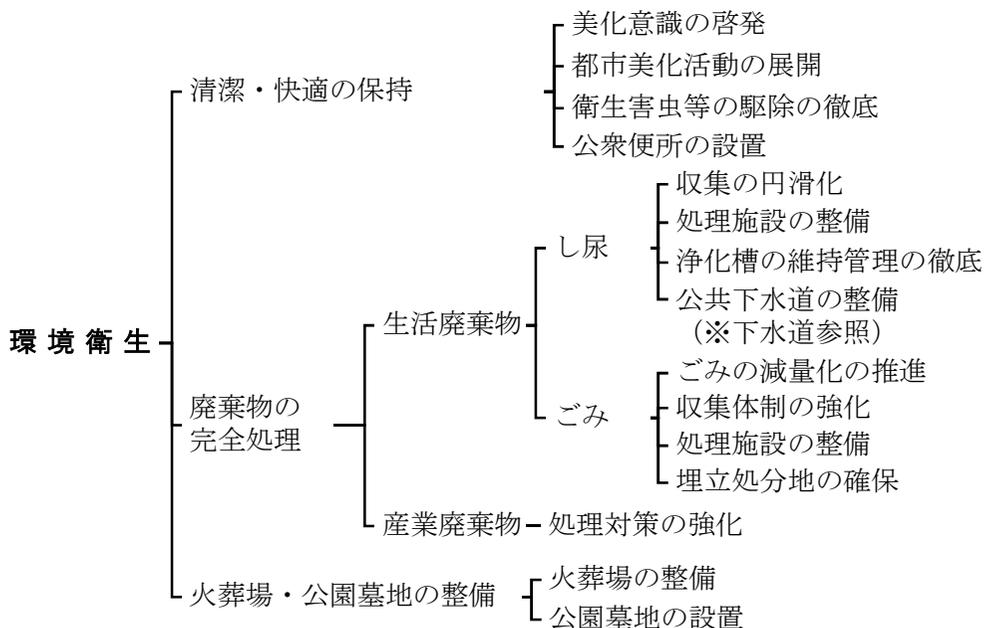
### ごみ処理量の推移



## (2) 施策の目標

- ① 美化意識の啓発と、都市美化活動の促進をはかる。
- ② 廃棄物の完全処理をはかる。

## (3) 施策の体系



## (4) 施策の方向

### (ア) 清潔・快適の保持

清潔なまちづくりをすすめるため、次の施策を推進する。

- ① 日常生活のなかで、市民と行政がともに公衆道徳や清掃美化、廃棄物問題を考える条件づくりをすすめ、美化意識の高揚をはかる。
- ② 地域住民組織の育成をはかり、自主的な美化実践活動を推進するとともに、まちぐるみのクリーンちがさき作戦を展開する。  
また、海岸の清掃については、管理者である県が主体となって実施するよう要請するとともに、これに対しての協力体制を推進する。
- ③ あきびん、あきかん、不用耐久消費財等については、企業者の自己回収処理の責任を明確にするよう、国に対して行政指導を要請する。
- ④ 公共施設をはじめ、市民、事業者等の協力を得て、緑化による都市美化の推進をはかる。
- ⑤ 衛生害虫の駆除については、市民意識の高揚をはかるとともに、衛生嘱託員の協力を得て、地区住民による組織的、自発的な活動を促進する。
- ⑥ 茅ヶ崎駅の南口および北口に近代的な公衆便所を整備する。

### (イ) 廃棄物の完全処理

し尿やごみを衛生的に処理するため、次の施策を推進する。

- ① し尿収集業者の指導、育成につとめ、収集の円滑化をはかる。
- ② し尿処理施設から放流される水質の向上をはかるため、前処理施設を建設する。
- ③ 家庭用し尿浄化槽に対する知識の普及徹底をはかるとともに、施工業者、保守点検業者および清掃業者の指導監督を強化する。
- ④ 資源問題の啓発や過剰包装の廃止、有価物の業者への売却、自家処理の普及等を促進しごみの減量化につとめる。  
また、自治会を主体としての、資源の再利用を目的とした減量化運動が全市的に展開されるようつとめる。
- ⑤ ごみ収集量の増勢に応じて、収集車の整備拡充と業務運営の円滑化をはかる。
- ⑥ ごみ焼却量の増大にともない、焼却炉の稼働時間の拡大を行い対処していくが、老朽化による性能低下は避けられないため、焼却炉を増設する。  
また、既設炉については、大気汚染防止のため、電気集じん機を設置する。
- ⑦ 粗大ごみ処理施設の建設により、埋立処理量はこれまでの5分の1程度に減量化できるが、焼却後の残灰も相当な量に達するため、

埋立処分地の確保につとめる。

- ⑧ 産業廃棄物については、不法投棄に対する監視体制の強化をはかるとともに、事業者責任意識の啓発をはかる。

また、処理業者の育成指導と広域的な処理体制の確立を県に要請する。

**(ウ) 火葬場・公園墓地の整備**

火葬場、公園墓地の要望にこたえるため、次

の施策を推進する。

- ① 火葬場は、周辺地域に対して良好な環境が保てるよう十分配慮するなかで、近代的な施設として早期に整備をはかる。

- ② 墓地については、単に埋葬の場としてだけでなく、計画的に緑のオープンスペースを確保し、明るいイメージをもった公園墓地の設置をすすめる。

**(5) 主要事業**

事業名	事業主体	事業量
公衆便所の整備	市	新設 2か所
し尿処理施設の整備	〃	前処理施設新設 170kℓ/日
ごみ焼却施設の整備	〃	焼却炉増設 150t/24h 1基 電気集じん機の新設 1基
ごみ埋立地の整備	〃	よう壁工事
火葬場の建設	〃	新設 1か所
公園墓地の設置	〃	新設 3,000区画

**4 公害防止**

**(1) 課題**

- ① 昭和30年代後半以降の急激な経済成長と都市化の進行は、住工混在地域の出現や自動車交通の増加等による、産業公害、都市公害を招き自然環境や生活環境を悪化させている。

- ② これは公害に対する認識の欠如、社会資本整備のたち遅れなどに起因しており、快適な生活環境を確保するためには、国、地方公共団体、事業者および市民が一体となって公害

に対する認識を一層高めるとともに、発生源対策はもとより未然防止対策を積極的にすすめていかなければならない。

- ③ 本市の公害の発生状況は、50年に対前年比がマイナスとなったものの、年々増加の傾向を示してきた。

種類別には騒音が最も多く、臭気、汚水、ばい煙の順となっている。

また、発生件数を用途地域別にみると、第1種住専、第2種住専および住居地域のいわゆる住宅地で全体の60%強を占めている。

これら公害の処理は、一朝一夕には解決できないのが現状であるが、36年以来、491件の発生に対しこれまで428件が処理されている。

- ④ 騒音公害のうち市民の苦情が多いものは、工場騒音と建設作業にともなう騒音である。

これらのなかには、近隣の協調関係で解決すべきものも少なくないが、今後の公害防止行政をすすめるなかでは、発生源を的確には握し、指導、規制の徹底をはかっていかなければならない。

- ⑤ 悪臭公害は、公害全体の約20%を占めており、発生の主なものは塗装や焼付印刷作業などの工程において発生するが多い。

しかも、悪臭は原因が複雑で技術的にもその対策に難しい面があるが、規制対象物質を重点に指導徹底をはかっていく必要がある。

- ⑥ 水質汚濁の主因は、工場、事業所からの排水と一般家庭からの生活排水であるが、工場等の排水については水質規制措置などによって改善されつつある。

家庭雑排水については、人口の増加、生活様式の多様化により、水質汚濁の原因として比重を増しつつあり、公共水域の水質を保全するうえで、公共下水道整備の早急な対策が必要である。

- ⑦ 大気汚染の主因は、工場、事業所からのばい煙、粉じんおよび自動車の排気ガスであるが、ばい煙と粉じんについては、おおむね環

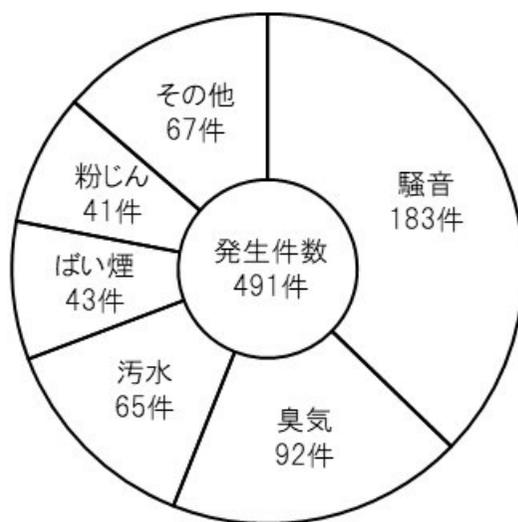
境基準値を下まわっているが、さらに工場、事業所に対する監視、規制を強化する必要がある。

自動車の排気ガスによる汚染については、自動車交通の増加とともに、さらに進行するおそれがあり、また、騒音、振動をともなうことから、これらを解消するには国の規制の強化とあわせ、通過交通道路の整備など、道路交通体系の改善が急がれる。

- ⑧ 本市の地盤沈下現象は、昭和43年に今宿、下町屋地域で認められ、以後、年々他の地域に拡大されてきているが、この現象は本市ばかりでなく、相模川流域一帯におよんでいる。

この原因については、建築物の荷重等による圧縮、地層の自然圧縮、地下水の大量採取などが考えられているが、今後、県の協力を得て、広域的に地盤沈下の状況のは握と原因の究明につとめる必要がある。

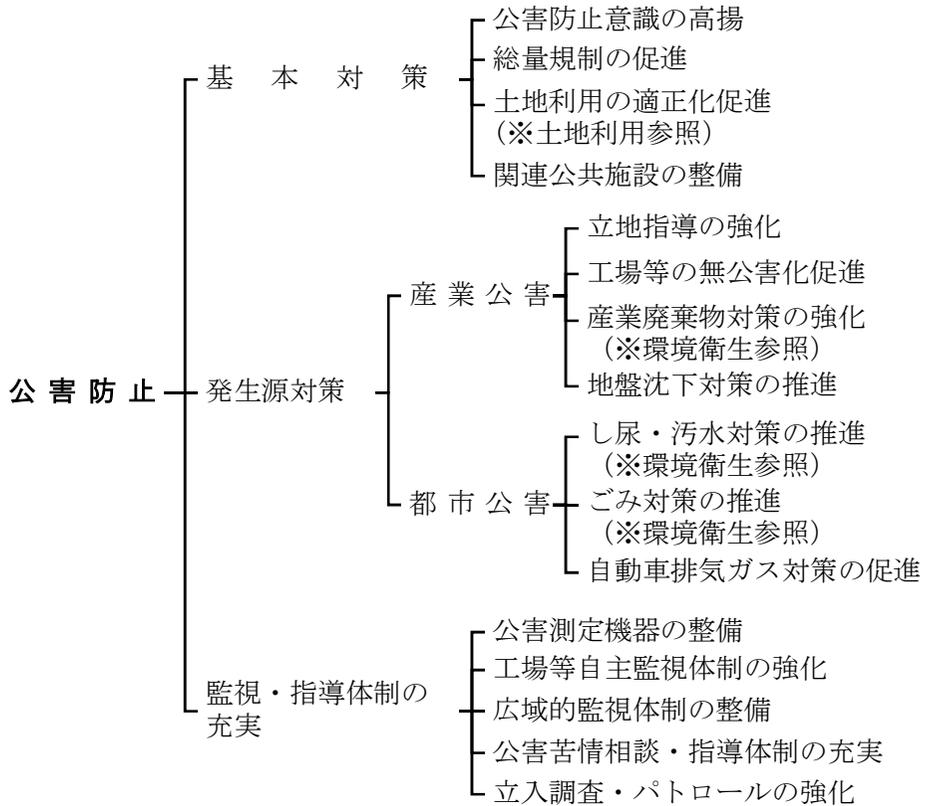
公害の種類別状況  
(昭和36年～52年3月)



## (2) 施策の目標

公害の未然防止と発生源対策の強化をはかる。

## (3) 施策の体系



## (4) 施策の方向

### (ア) 基本対策

公害を未然に防止するため、次の施策を推進する。

- ① 都市公害について、学校教育、社会教育を通じて、公害教育の徹底をはかり、市民の公德心を培う。
- ② また、産業公害は機械器具類の使用上または作業面でのミスに起因するところが多いた

め、事業者に対する意識啓発活動を積極的に展開し、環境保全思想の普及と原因者負担原則の徹底を期する。

- ③ これまでの公害行政は、対象を個別化して対策をとってきたが、将来は、総量規制の観点にたつて、環境悪化の未然防止につとめる。

なお、環境アセスメントについて、資料の収集、手法等の調査研究を行う。

④ 計画的な土地利用をすすめるなかで、可能な限り用途の純化をはかっていく。

⑤ 公共下水道、廃棄物処理施設等の公害防止関連施設の整備を積極的にすすめ、安全で快適な生活環境の保全につとめる。

#### (イ) 発生源対策

公害の発生源を防除するため、次の施策を推進する。

① 住宅地に混在する公害発生工場、あるいは発生のおそれのある工場等の集団化、共同化、適地への移転を促進する。

② 産業公害の防止については、産業技術や公害処理技術の開発に期待するところが大きいですが、法令にもとづく規制の徹底をはかり、公害防止施設の整備および工場緑化を促進するとともに、施設整備に対する融資制度の拡充につとめる。

③ 地盤沈下については、県の協力を得て広域的な原因の究明につとめる一方、本市においては、原因のひとつとして地下水の採取が考えられるため、日量100m<sup>3</sup>以上の地下水を採取している工場、事業所に対して、今後の地盤沈下の状況をは握しながら、水の合理的使用についての指導を推進する。

④ 産業公害は、その発生源を特定し、抑止で

きるのに対して、都市公害は個々に発生する小規模公害の集積である。

このため、市民一人ひとりの公害防止意識の高揚につとめる。

⑤ 自動車の排気ガス対策としては、新湘南国道の建設と既存の国道の整備を促進し、通過交通の円滑化をはかるとともに、道路交通体系の整備、交通規制の強化を推進し、中心市街地への自動車進入の抑制につとめる。

#### (ウ) 監視・指導体制の充実

監視、指導を充実するため、次の施策を推進する。

① 公害汚染の状況をより的確には握するため、公害測定機器と公害検査室の整備拡充につとめる。

② 無公害化をめざし、企業活動のなかでの自主的な監視体制の強化を促進する。

③ 県および近隣各市町との連絡を密にし、広域化する公害に適切に対処し、被害発生を未然に防止する。

④ 公害に関する苦情については、調査、原因究明の迅速を期し、問題の早期解決をはかるとともに、立入調査、パトロールを積極的に実施して、監視、指導の充実につとめる。

## (5) 主要事業

事業名	事業主体	事業量
公害検査室の整備	市	検査室増築
公害測定機器の整備	〃	窒素酸化物測定機ほか
地盤沈下対策	〃	精密水準測量 57km

## 5 交通安全

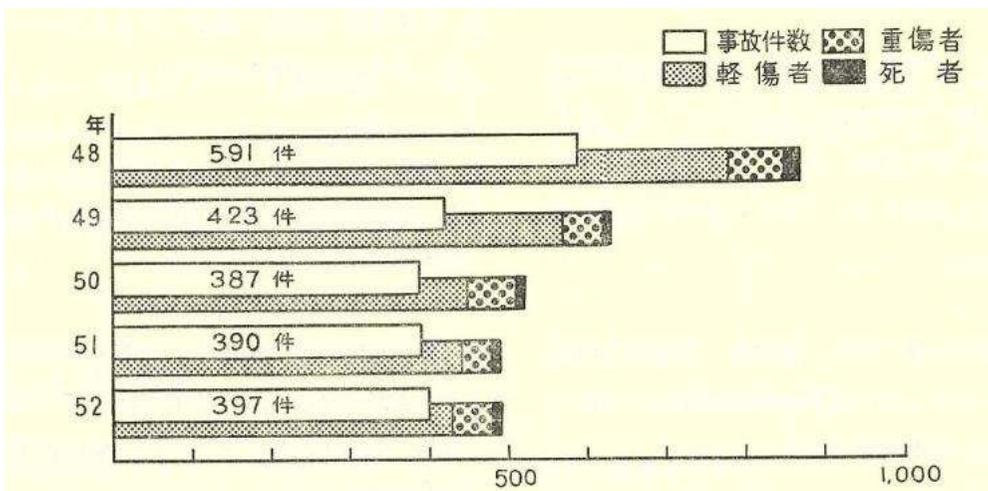
### (1) 課題

- ① 近年の自動車の普及はめざましく、この10年間に本市の自動車保有台数は3倍増となった。なかでも「マイカー」は、市民の日常生活の足として5.5倍に急増したが、このようなモータリゼーションの急速な到来は、一方では交通渋滞、騒音、排気ガスによる大気汚染といった大きな社会問題となっている。
- ② 本市の交通事故発生状況は、件数、死傷者ともに減少してきているが、今後におけるモータリゼーションの進行を考えると、これに対応した道路の整備、特に通過交通対策と歩

道設置などの安全対策の推進をはかることが急務である。

- ③ また、交通事故は、交通モラルの低下、歩行者の不注意に起因するものも相当数あることから、運転者はもとより、自転車利用者、歩行者、特に幼児、児童、老人を含めて、交通安全教育の普及徹底をはかり、交通安全思想の向上につとめなければならない。
- ④ 交通災害共済事業については、昭和43年発足当初、加入者数約28,000人、加入率25%であったが、52年1月現在、加入者数70,000人、加入率46%に増加しており、事業の目的達成のため、さらに加入率の向上と内容の充実につとめる必要がある。

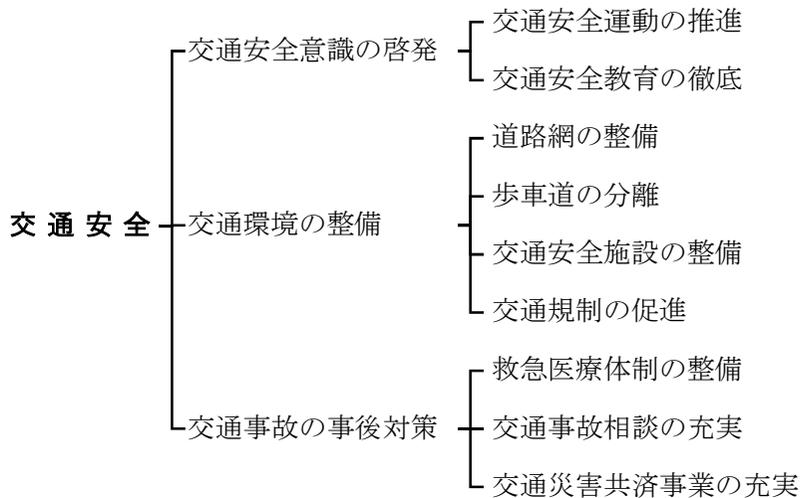
### 交通事故発生状況の推移



## (2) 施策の目標

人命尊重を最優先として、総合的かつ計画的な交通安全対策の充実をはかる。

## (3) 施策の体系



## (4) 施策の方向

### (ア) 交通安全意識の啓発

交通モラルを高めるため、次の施策を推進する。

- ① 交通指導員をはじめ、交通安全協会、各種団体の相互協力を得て、市民総ぐるみ体制で積極的かつ効果的に交通安全運動を展開し、交通事故の絶滅をはかる。
- ② 学校、幼稚園、保育所における交通安全教育の一層の充実強化をはかるとともに、青少年団体、婦人団体、老人クラブ等諸団体の活動の場を利用して、「正しい歩行」の啓発をはかる。
- ③ 運転者に対しては、警察署、交通安全協会と一体となって、講習会等を開催し、「正しい運転」の徹底をはかる。

### (イ) 交通環境の整備

歩行者の安全と自動車交通の円滑化をはかるため、次の施策を推進する。

- ① 道路網の整備については、特に新湘南国道の建設と既存の国道の整備促進につとめ、通過交通の生活道路への進入を規制する。
- ② 生活道路で歩道の確保できるものについては、歩車道の分離をはかる。
- ③ 道路の状況に応じて、信号機、ガードレール、道路反射鏡、道路照明灯などの安全施設の整備を積極的にすすめる。
- ④ 関係機関の協力を得て、通園・通学道路、生活道路の交通規制と住宅地域における交通規制、車種規制などをすすめ、歩行者保護につとめる。

### (ウ) 交通事故の事後対策

被害者の生命と家族の生活の不安解消をはかるため、次の施策を推進する。

- ① 救急業務体制の強化と交通事故相談の充実につとめるとともに、救急医療機関の整備拡充を促進する。

- ② 交通災害共済制度の目的のひとつは、加入することによりみずからの交通安全意識を高め、交通事故から身を守ることにあるので、交通安全対策運動の一環として、さらに未加入者の加入促進につとめる一方、事業内容の充実をはかる。

## (5) 主要事業

事業名	事業主体	事業量
歩道の整備	市	1,750m
交通安全施設の整備	〃	道路照明灯ほか

## 6 消費者保護

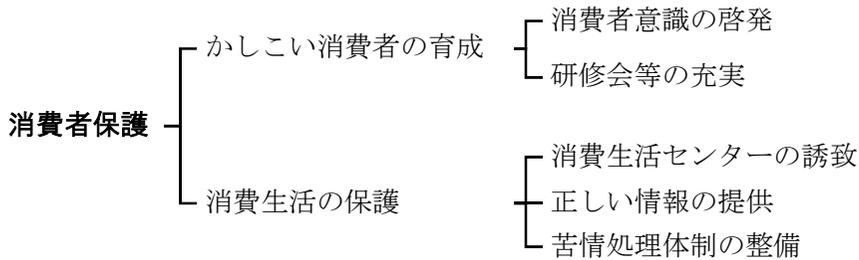
### (1) 課題

- ① 高度経済成長を背景に、市民の消費生活は向上したが、反面、生産、販売、消費の大量化をもたらし、食品への有害添加物の使用、洗剤等の生活物資からの危害、さらに誇大広告、不当表示等、消費者の安全と利益を脅す問題を多発させてきた。
- ② しかし、石油ショックと資源問題、その後の経済の低成長というきびしい環境のなかで消費者はみずからの生活を防衛するため、合理的、科学的な消費活動へと意識を変えつつある。
- ③ 本市では、消費生活モニター、消費生活懇談会、消費生活婦人のつどい、みんなの消費生活展を通じて、消費生活の動向は握、小売業者と消費者との相互理解の促進、問題点の提起、知識の普及、意識の高揚等をはかってきたが、さらに充実強化する必要がある。
- ④ このためには、消費者活動および指導行政の拠点として、消費生活センターを誘致することが必要である。

### (2) 施策の目標

消費生活に関する正しい情報や知識を提供し、消費者の保護をはかる。

### (3) 施策の体系



### (4) 施策の方向

#### (ア) かしこい消費者の育成

消費に対する認識を高めるため、次の施策を推進する。

- ① 消費生活懇談会、消費生活婦人のつどい、みんなの消費生活展等をさらに充実するとともに、これらの研修会、講習会、ならびに社会教育を通じ、消費者意識の啓発をはかる。
- ② 不用品交換会など、消費者自身による省資源、再利用運動を積極的に支援する。

#### (イ) 消費生活の保護

消費者の安全と利益を守るため、次の施策を

推進する。

- ① 消費生活に関する情報の提供、教育、研修の充実、苦情の処理等を行い、消費者の自主活動を促進するための拠点として、消費生活センターの誘致につとめる。
- ② 消費者に対し、商品の選択、安全性、物価の動向、その他の消費生活に関する正しい情報や知識の周知につとめる。
- ③ 消費者の苦情、相談に迅速かつ適切な処理ができるよう、苦情処理体制の充実をはかる。

## 7 余暇利用

### (1) 課 題

- ① 経済成長や科学技術のめざましい進歩により、労働時間の短縮や生活の合理化がすすみ余暇は年々増加している。

また、週休二日制度ばかりでなく、夏期休暇等の長期休暇制度も普及してきており、今後さらに余暇時間の量的な増加とともに質的な変革をもたらすものと考えられる。

- ② 多くの意識調査によると、余暇の主要な目的は、肉体的疲労からの回復という「休養」あるいは精神的緊張からの緩和といった「娯楽」であるが、これからの余暇利用は「自己の主体性」「生きがい」「ゆたかな生活」を確立するために利用されてこそ、余暇本来の機能が発揮されるといえよう。

③ 余暇利用は個人の自由であり、行政としては慎重に対処する必要があるが、増大する余暇需要に適切に対応し、ゆたかな余暇を実現するためには、意識の啓発をはかるととも

に、活動の場、施設情報の提供等、その環境を整備し、余暇の有効利用を促進する必要がある。

### 国民の余暇時間

区分 年次	生活必需時間 〔睡眠・食事等〕		拘束時間 〔仕事・家事等〕		自由時間 〔休養・レジャー等〕	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
35	時間 分 9. 48	時間 分 10. 21	時間 分 9. 56	時間 分 6. 55	時間 分 5. 00	時間 分 7. 31
40	時間 分 10. 10	時間 分 10. 27	時間 分 9. 56	時間 分 7. 16	時間 分 5. 56	時間 分 8. 10
45	時間 分 10. 28	時間 分 11. 13	時間 分 9. 36	時間 分 6. 24	時間 分 5. 52	時間 分 8. 06
50	時間 分 10. 30	時間 分 11. 23	時間 分 9. 16	時間 分 5. 38	時間 分 6. 24	時間 分 9. 00

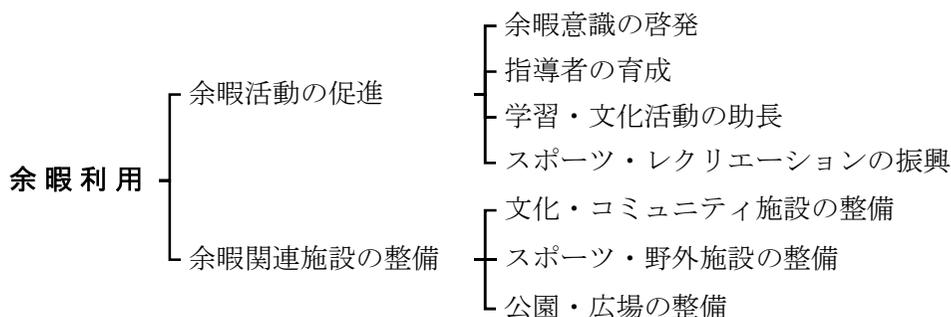
<注> 1日の総時間が一致しないのは「ながら時間」が一定しないためである。

資料 NHK 「国民生活時間調査」

## (2) 施策の目標

生きがいのある、ゆたかな生活をすごすため、余暇の有効利用の促進をはかる。

## (3) 施策の体系



## (4) 施策の方向

余暇の有効利用を促進するため、次の施策を推進する。

もに、余暇に関する総合的な情報を提供する。

① 余暇の意義、余暇の過ごし方などについて広報紙や学校教育、社会教育等の機会をとらえて、市民の余暇意識の啓発につとめるとと

② 余暇活動推進のため、指導者のは握と活用につとめるとともに、指導者としての資質向上をはかる。

③ 社会教育活動との有機的連けいのもとに、各種の学習、文化活動への参加を助長する。

④ 健康保持、体力増進をはかるため、すべての市民がスポーツ、レクリエーションに参加するよう助長する。

⑤ 文化施設、スポーツ施設、公園等の余暇関連施設の整備充実をはかる。

特に、東部海岸に立地している造水センター（国有地）の施設撤去後の利用については健全なレジャー施設としての活用を国、県に要請する。

## (5) 主要事業

事業名	事業主体	事業量
市民文化会館の建設	市	市民教養参照
公民館の建設	〃	〃
図書館の整備	〃	〃
都市公園の整備	市または県	公園と緑参照
市民の森設置	市	自然環境の保全参照

**「文化を高め，あすのたくましい  
世代をはぐくむまちづくり」**



文化を高め、あすのたくましい世代をはぐくむまちづくり

# 1 幼児教育

## (1) 課 題

- ① 幼児期の教育は、人間形成の基礎であり、その教育の場はまず健全な家庭にあることはもとより、幼児の社会性をかん養するために、集団生活を経験することの重要性を考慮して、幼稚園を充実する必要がある。
- ② 本市には、私立幼稚園が25園あるが、5歳児をとらえても87%が就園している。
- ③ また、現状では就園児のすべてを私立幼稚園に依存しており、したがって、保護者の経済的負担の軽減をはかるため、現行就園奨励補助制度を拡充する必要がある。
- このような状況から、これからも幼稚園に対する需要は増加するものと予測される。

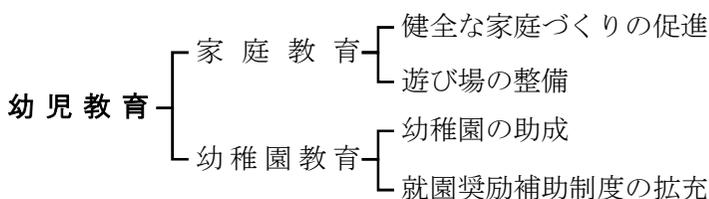
### 幼稚園の状況

区分 年度	幼稚園数	園児数	5歳未満 就園児童	5 歳 児		
				幼児総数	就園児童	就園率
48	22	5,197	2,626	2,952	2,571	87.1 %
49	24	5,257	2,577	3,108	2,680	86.2
50	24	5,524	2,698	3,122	2,826	90.5
51	24	5,671	2,803	3,232	2,868	88.7
52	25	5,769	2,935	3,243	2,834	87.4

## (2) 施策の目標

ゆたかな情操と社会性をかん養する幼児教育の充実をはかる。

## (3) 施策の体系



## (4) 施策の方向

### (ア) 家庭教育

日常生活を通じ、健全な幼児を育成するための次の施策を推進する。

- ① 家庭教育学級など、成人教育の場を充実するとともに、あらゆる機会を通じて、明るい健全な家庭づくりを促進する。
- ② 幼児の健全な心身の発達を助長するため、教育や健康に関する相談体制の充実につとめる。
- ③ 幼児の体力増進と安全確保のため、子どもの遊び場等の積極的な整備を推進する。

### (イ) 幼稚園教育

集団活動を通じ、幼児の健全育成をはかるため、次の施策を推進する。

- ① 集団生活を体得する場として、私立幼稚園に対する助成措置を講ずる。
- ② 現在実施している幼稚園就園奨励補助制度の拡充をはかり、父母負担の軽減につとめる。
- ③ 公立幼稚園問題をはじめ、障害児対策、保育所との関連等について研究組織を設置し、検討を行う。

## 2 青少年教育

### (1) 課 題

- ① 都市化の進行により児童、生徒は急増し、これにともなう義務教育施設の規模の適正維持をはかることは、市財政の重圧となっている。

しかし、あすのたくましい世代をはぐくむために、教育環境の整備充実は、行政の最優先施策として位置づけなければならない。

- ② 本市の学校規模は、中学校についてはおおむね適正と考えられるが、小学校においてはマンモス化の傾向にあり、この適正化をはかる必要がある。

また、屋内運動場、学校プール等の体育施設の整備をはかっていかなければならない。

- ③ 最近における児童、生徒の身体の向上は著しいものがあり、今後とも学校保健の推進とあわせ、学校給食の内容の充実と施設の整備につとめる必要がある。

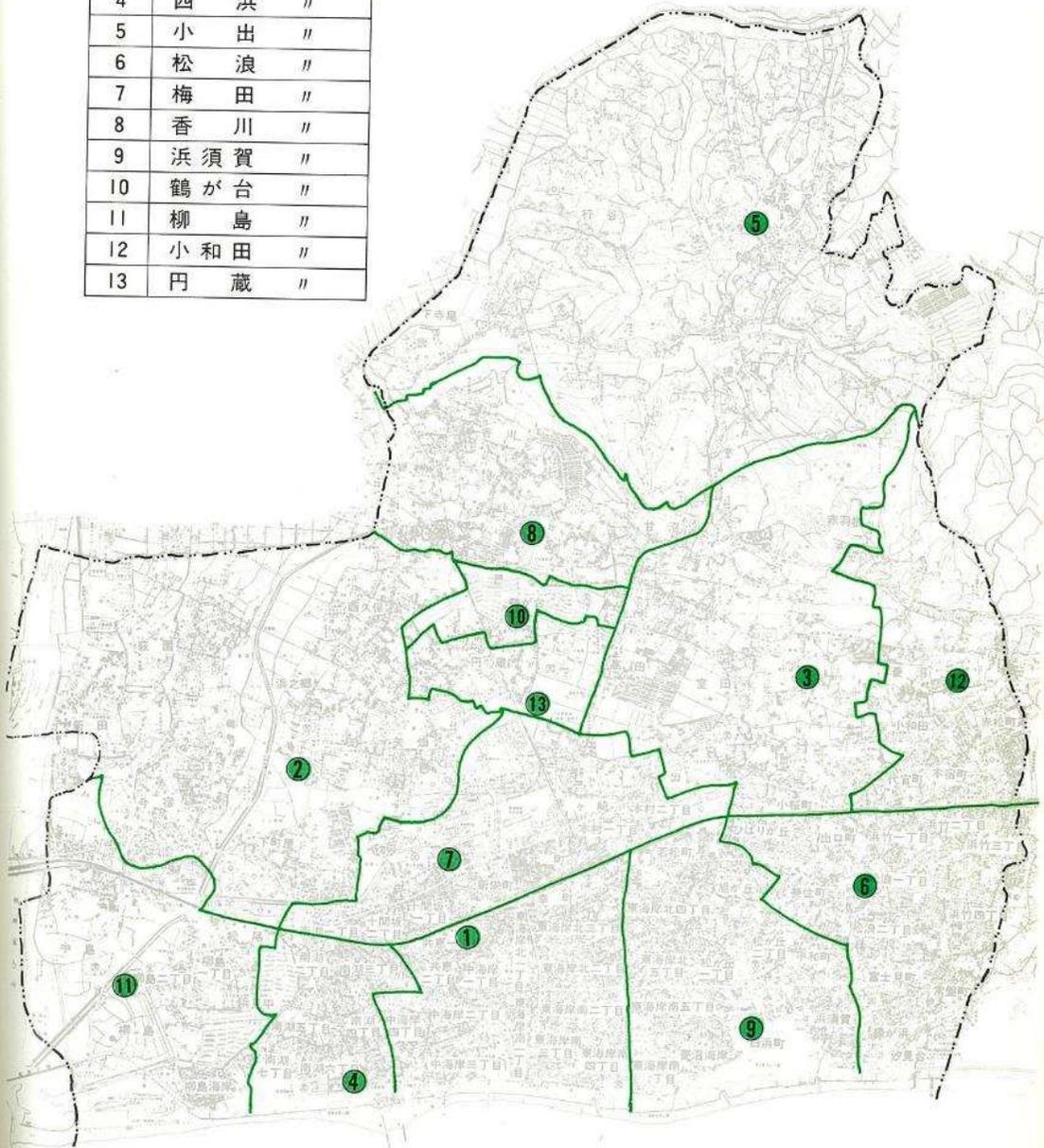
反面、社会、生活態様の変化により、日常的な運動不足、体力の低下や知育への偏重など、青少年の健全育成を阻害する問題が生じている。

- ④ 教育内容の高度化、教育対象の拡大がすすむなかで、教育施設の整備充実とあわせ、教職員の資質に期するところが大きく、指導システムの充実強化をはかっていく必要がある。

# 小学校区現況図

(昭和52年4月)

番号	小学校名
1	茅ヶ崎小学校
2	鶴嶺 //
3	松林 //
4	西浜 //
5	小出 //
6	松浪 //
7	梅田 //
8	香川 //
9	浜須賀 //
10	鶴が台 //
11	柳島 //
12	小和田 //
13	円蔵 //

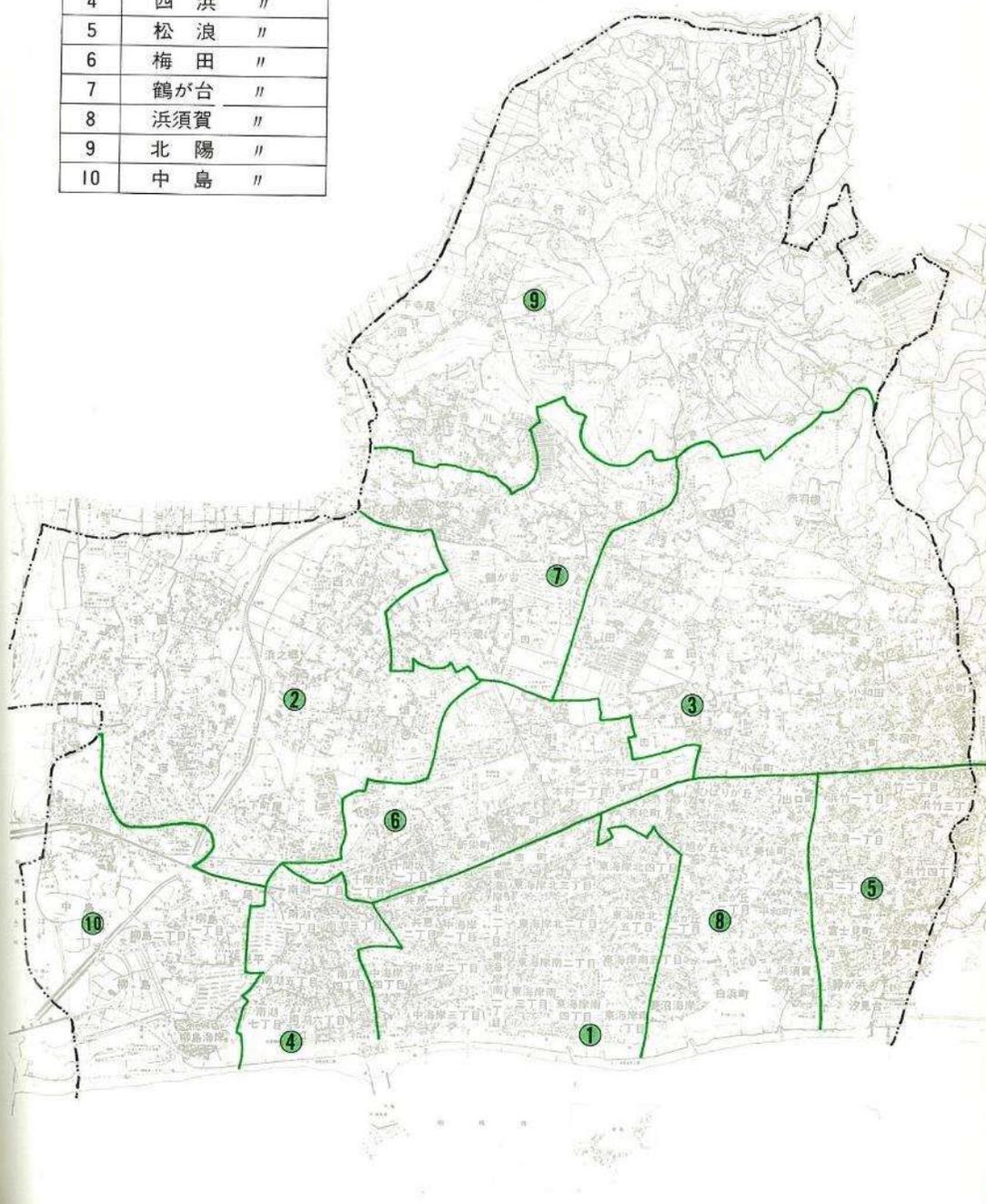




# 中学校区現況図

(昭和52年4月)

番号	中学校名
1	第一中学校
2	鶴嶺 //
3	松林 //
4	西浜 //
5	松浪 //
6	梅田 //
7	鶴が台 //
8	浜須賀 //
9	北陽 //
10	中島 //





⑤ 障害をもつ児童、生徒に対しては、障害の種別、程度に応じた適切な教育が行われるよう特殊教育の充実をはかる必要がある。

⑥ 最近における高校進学状況は、湘南鎌倉学区内をみると、昭和51年度の進学率が約95%であり、今後、適齢生徒の増加が予測されるので、県立高校の増設が必要となっている。

⑦ 青少年をとりまく社会、生活環境の変化は青少年の健全育成の面でさまざまな問題をもたらしている。

特に、最近における情報のはんらん、娯楽施設の急増など、青少年をとりまく環境は悪化し、非行化への要因となっている。

このため、家庭、学校、社会が連帯し、青少年の保護、育成につとめる必要がある。

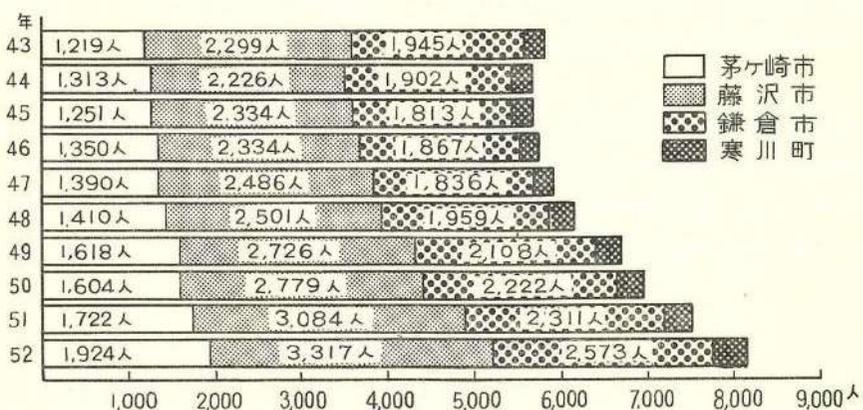
### 小・中学校児童生徒数

(昭和52年5月)

学 校 名	児 童 数	学 級 数	学 校 名	生 徒 数	学 級 数
	(16)	(2)		(34)	(4)
茅ヶ崎小学校	1,511	39	第一中学校	952	26
鶴嶺小学校	1,898	45	鶴嶺中学校	738	18
	(14)	(2)			
松林小学校	1,622	42	松林中学校	980	24
西浜小学校	1,352	34	西浜中学校	584	15
小出小学校	756	20	松浪中学校	586	15
松浪小学校	1,590	38	梅田中学校	482	12
	(35)	(6)			
梅田小学校	1,197	35	鶴が台中学校	998	24
香川小学校	1,593	39	浜須賀中学校	700	18
浜須賀小学校	1,579	39	北陽中学校	413	11
鶴が台小学校	1,299	33	中島中学校	642	16
柳島小学校	1,584	38			
小和田小学校	1,000	26			
円蔵小学校	740	19			
	(65)	(10)		(34)	(4)
計	17,721	447	計	7,075	179

<注> ( )内数字は特殊学級を示す。

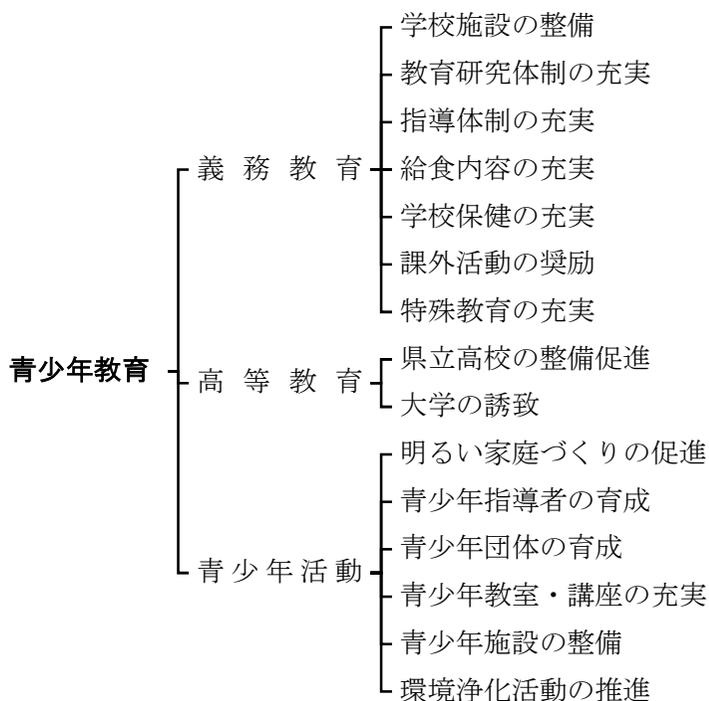
## 湘南鎌倉学区内高校進学者の推移



### (2) 施策の目標

- ① 教育環境の整備ならびに教育内容と指導体制の充実をはかる。
- ② 健全な社会環境の醸成と、指導育成体制の充実をはかる。

### (3) 施策の体系



#### (4) 施策の方向

##### (ア) 義務教育

教育環境を充実するため、次の施策を推進する。

- ① 地域における児童、生徒の推移を十分みきわめ、学校の新設、校舎の増改築を推進し、規模の適正化をはかり、教育環境の向上につとめる。
- ② 小学校屋内運動場については、未設置校の整備を推進するとともに、既存の施設(講堂)についても改築を実施し、児童の体力の向上をはかる。  
なお、プールについては、地域プールとしての関連を検討しながら整備をすすめる。
- ③ 教育の質の高度化に対応して、教育研究所に専任職員を配置し、教育研究体制ならびに教職員研修制度の充実をはかる。  
なお、教育史編さん事業を推進する。
- ④ 教育指導体制を確立するため、指導主事の充実をはかるとともに、指導室の設置について検討をすすめる。
- ⑤ 学校給食の内容の充実をはかり、児童の体位の向上につとめるとともに、共同調理場を中心とした研修指導体制を充実し、栄養士、給食調理員の資質の向上をはかる。
- ⑥ 保健指導および健康管理体制の充実をはかるとともに、学校内における課外活動の奨励につとめる。

⑦ 障害の程度や内容に応じた就学指導を推進するとともに、専門教員の確保につとめ、特殊教育体制の充実をはかる。

⑧ 特殊学級の2学級3教員制の実施について国、県に対し要請するとともに、県立養護学校の設置を積極的に促進する。

##### (イ) 高等教育

高等教育に対する要望に応じるため、次の施策を推進する。

- ① 高校進学者の増加に対応して、県立高校の新設を県に要請する。
- ② 高校入学選抜制度の改善についての促進を県に要請する。
- ③ 本市の立地条件と地域の特性をいかした文化都市を志向するため、大学の誘致をはかる。

##### (ウ) 青少年活動

青少年の健全な育成をはかるため、次の施策を推進する。

- ① 青少年の健全育成にあたっては、心のふれあいのある家庭づくりを促進するとともに、子ども会をはじめとする関係団体の育成助長をはかる。
- ② 各種サークル活動の指導者講習会を充実し、指導者の発掘、養成につとめるとともに指導者間の交流の活発化と団体間の緊密化をはかる。

- ③ 地域公民館の建設，学校開放を推進し，青少年教室，各種講座等の内容充実と青少年団体，勤労青少年グループの組織化を促進する。
- ④ 青少年広場の設置を推進するとともに，地域公民館の建設にあわせ児童室を設置する。
- ⑤ 地域社会全体の協力を得て非行化を誘発する有害図書，映画，広告物の排除活動を推進し，社会環境の浄化につとめる。
- ⑥ 関係機関，団体等との密接な協力体制のもとに，青少年補導，パトロール等を実施し，青少年非行化の早期発見につとめるとともに相談体制の充実をはかる。

### (5) 主要事業

事業名	事業主体	事業量
学校の建設	市	小学校 新設2校，増改築8校 中学校 新設1校，増改築9校
屋内運動場の整備	〃	小学校 新設9校 中学校 新設1校
学校プールの設置	〃	新設 6校
青少年広場の整備	〃	24 か所

## 3 市民教養

### (1) 課題

- ① 社会経済情勢の変遷と市民の価値観の変化により，市民生活はより心のゆたかさを求める生活へと移行してきた。  
こうした市民意識の変化にともない，生涯教育の重要性がますます高まりつつある。
- ② 生涯教育の中心となるのは社会教育活動であり，市民の自発的学習意欲を高めるための各種教養講座をはじめ，社会教育団体の育成助長につとめている。  
しかし，これら活動を促進するための基礎的施設である公民館等の社会教育施設の整備が遅れ，市民の学習意欲に対応し得ないのが現状であり，これら施設の整備が急務となっている。
- ③ また，最近における余暇の増加とともに，うるおいのある生活を求めて，市民の芸術，

文化に対する関心と欲求は高まり、これに対応して高度な芸術、文化を享受し、さらに自主的文化活動を助長する拠点として、市民文化会館の早期建設が必要となっている。

り、視聴覚教育機能の拡充とあわせ、早期にその整備充実をはかる必要がある。

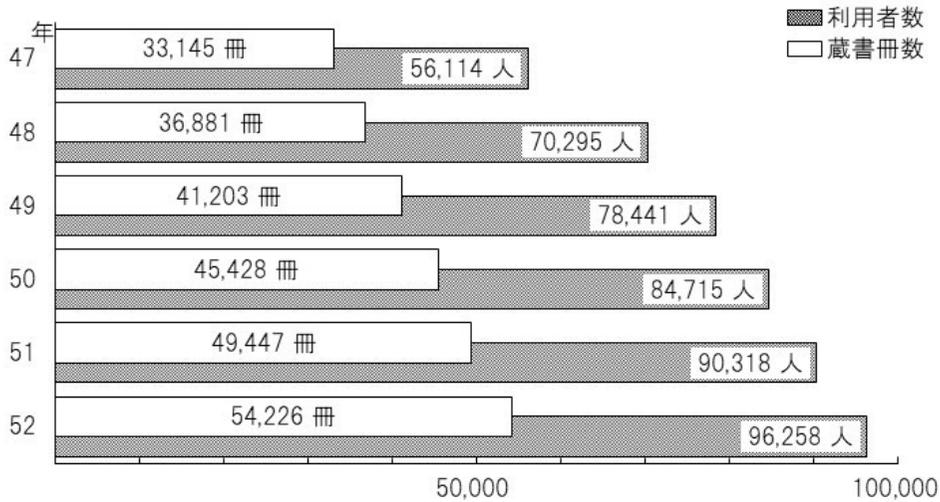
④ 図書館は、市民の教養を高める面での基幹的施設といわれている。

⑤ 都市化の進行は、自然環境の破壊のみでなく、先人の残した有形無形の文化財までも失いつつある。

本市の図書館は、昭和30年に建設され、その規模も小さく、したがって蔵書量も市民の読書意欲に十分な対応ができ得ない状態にあ

このため、文化財や遺物、資料を総合的に調査、保存し、市民の共有の財産として、後世に伝えていく必要がある。

図書館利用者と蔵書数の推移



文化財指定状況

(昭和52年4月)

分類	指定数	分類	指定数
国指定重要文化財	1	県指定天然記念物	3
県指定重要文化財	1	市指定史跡天然記念物	1
市指定重要文化財	6	県指定無形民俗文化財	1
国指定史跡	1	市指定無形文化財	2
市指定史跡	2	計	18

(2) 施策の目標

学習・文化環境を整備し、市民の自主的活動の促進をはかる。

### (3) 施策の体系



### (4) 施策の方向

#### (ア) 社会教育

自主的学習活動を助長するため、次の施策を推進する。

- ① 社会教育活動の場として、地域公民館の建設を推進するとともに、学校施設を積極的に開放し、市民の自主的学習意欲の助長につとめる。
- ② 市民教養講座の内容を充実し、時代に即応したさまざまな学習活動を展開するとともに婦人の地位向上のため、社会参加の機会の拡充を促進する。
- ③ 社会教育主事の充実をはじめ、社会教育関係団体の指導者の育成をはかり、市民学習グループの育成とあわせ、自主的活動の助長につとめる。

④ 市民の読書、学習意欲に対応するため、図書館の整備充実をはかるとともに、地域公民館に図書室の設置、移動図書館車の購入等、館外奉仕活動を推進する。

⑤ 視聴覚教育の実効を高めるため、視聴覚ライブラリーを拡充し、学習活動における効果的な活用をはかる。

#### (イ) 文化活動

市民文化を高めるため、次の施策を推進する。

- ① 市民の福祉の増進、文化教養の向上等、多目的な活動の場として、市民文化会館を建設し、健全な運営をはかる。
- ② 文化活動に参加を求める市民のために文化行事や文化団体、サークル活動を積極的に助長する。

#### (ウ) 文化財保護

文化財を保全するため、次の施策を推進する。

- ① 文化財に対する保護思想の啓発につとめ、市民の協力による保護活動を推進する。  
また、無形文化財については、保存団体の育成につとめる。
- ② 文化財の総合的調査を実施し、その実態に

即応した保護策を講じ、破損、散逸、滅失等の防止につとめる。

- ③ 文化・民俗資料等の増加に対処するため、資料館の整備をはかる。
- ④ 市史編さん事業を推進し、編さん終了後、資料保存公開施設の整備につとめる。

#### (5) 主要事業

事業名	事業主体	事業量
公民館の建設	市	新設 4館
図書館の整備	〃	本館建設 1館 移動図書館車購入 1台
市民文化会館の建設	〃	新設 1館
文化資料館の整備	〃	資料収蔵庫増設
市史の編さん	〃	史料編、通史編 考古民俗編、概説編

## 4 市民体育

### (1) 課題

- ① スポーツ、レクリエーション活動は、複雑化する社会機構のなかで生活する市民に、体力づくり、健康の増進、精神的やすらぎに重要な役割を果たしており、余暇の増大した今日、市民のスポーツ、レクリエーション活動への需要は高まりつつある。
- ② こうしたなかで、社会体育施設の少ない本市は、市民の需要動向に対応して学校体育施設を開放しているが、指導体制等が確立され

ておらず、地域住民の十分な利用に供されない状況にある。

- ③ したがって、日常生活のなかで市民が気軽に利用できるよう、体育用具等の整備をはかるとともに、さらに社会体育施設を増設し、市民の体力づくりはもとより、青少年の健全育成、市民の連帯感の高揚をはかる必要がある。

④ また、市の開催する各種スポーツ教室、競技大会をはじめ、体育団体の自主的な活動を促進するとともに、スポーツ指導員、スポー

ツグループ等の育成、指導を強化し、市民総スポーツへの展開をはかる必要がある。

### 体育施設の状況

(昭和52年3月)

名 称	所在地	名 称	所在地
市 営 野 球 場	中 海 岸	市 立 弓 道 場	茅 ヶ 崎
市 営 庭 球 場	中 海 岸	相模川河畔スポーツ公園	中 島
市 立 体 育 館	茅 ヶ 崎	県立汐見台運動公園	汐 見 台

### 学校体育施設開放利用状況

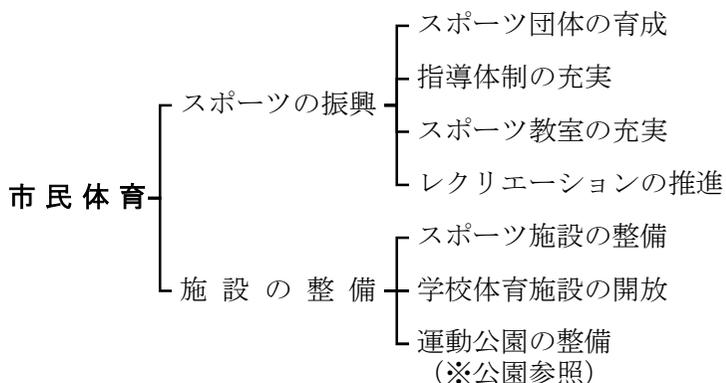
(昭和52年3月)

区 分	小 学 校		中 学 校		市立体育館
	運 動 場	体 育 館	運 動 場	体 育 館	
開 発 施 設 数	12校	9	10	8	1
利 用 件 数	1,002件	625	235	73	136日

## (2) 施策の目標

スポーツの普及振興と施設の整備をはかる。

## (3) 施策の体系



## (4) 施策の方向

市民総スポーツの普及をはかるため、次の施策を推進する。

① 各種体育団体の育成をはかり、その活動を助長するとともに、各種講習会、研修会等を開催して指導者を養成し、地域スポーツ、レ

- クリエーション活動の振興をはかる。
- ② 各種スポーツ教室，競技大会を拡充してスポーツ人口の増加をはかり，スポーツを通じてのゆたかな人間関係の形成につとめる。
- ③ 指導体制の充実をはかるため，スポーツ指導主事の派遣を県に要請する。
- ④ 体力づくりや身体運動が，いつでも気軽に行えるトリム運動の普及促進をはかる。
- ⑤ 市民のスポーツに対する需要などを考慮し，スポーツ施設の整備につとめるとともに組織づくりをすすめ，学校体育施設の開放とあわせ，指導員を配置し，適正な利用をはかる。

## (5) 主要事業

事業名	事業主体	事業量
運動公園の整備	市または県	公園参照



「恵まれた自然と調和した

うるおいのあるまちづくり」



恵まれた自然と調和した、うるおいのあるまちづくり

## 1 土地利用

### (1) 課 題

① 本市は首都から50km圏内の神奈川県中央南部に位置し、面積35.76km<sup>2</sup>、地形は北部における一部丘陵地帯を除いては大部分が平坦地で、南部は相模湾に面した湘南海岸となっている。

こうした立地条件から急激な都市化がすすみ、無秩序な市街地の拡散にともなう生活環境の悪化を招いてきた。

② 国においては、このような首都圏地域における無秩序な市街化を防止し、計画的に市街地を整備するため、首都圏整備法により本市は近郊整備地帯に指定されたほか、都市計画法の改正や国土利用計画法が施行され、土地利用問題への制度的対応がすすめられている。

③ 本市においても、都市計画法の改正により、昭和45年都市計画区域を市街化区域および市街化調整区域に区分し、さらに建築基準法の改正にともない、48年に適正な都市環境の整備を基調とした用途地域が決定された。

しかし、土地利用に対する現行の諸制度で

は快適な住環境の確保に対し十分な対応ができず、市の宅地開発指導要綱等を制定し、行政指導につとめてきた。

④ 用途地域の指定の状況は、第1種住専、第2種住専および住居地域が全体の82.7%を占め、住宅都市の性格をあらわしており、全域における昭和52年10月1日現在の1km<sup>2</sup>当りの人口密度は4,487人となっている。

また、市街化区域面積21.91km<sup>2</sup>に対する人口密度は1km<sup>2</sup>当り7,323人となっており、川崎市、横浜市、小田原市、大和市について県下で5番目に高い密度となっている。

⑤ そこで、自然環境を保全し、住みよい生活環境の確保をはかるという基本姿勢のもとに、市街化区域にあつては用途地域制の適正な運用により健全な市街地の形成をすすめるとともに、市街化調整区域については、地域の自然的、社会的、経済的条件を考慮しつつ優良農地あるいは自然地としての環境保全をはかり、秩序ある土地利用を推進する必要がある。

### 土地利用からみた望ましい人口規模

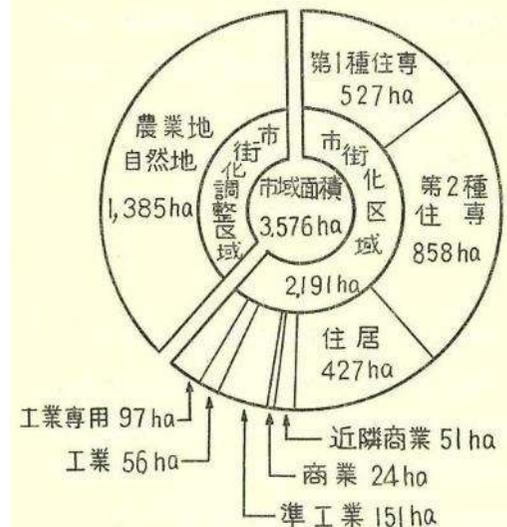
区 分	面 積 ha	公 共 スペース %	可住面積 ha	適正人口 密度 人/ha	適正人口 人	
第1種住居専用地域	248	28	179	100	17,900	
第2種住居専用地域	629	28	453	110	49,830	
住 居 地 域	351	28	253	120	30,360	
近 隣 商 業 地 域	51	30	36	200	7,200	
商 業 地 域	8	30	6	150	900	
準 工 業 地 域	151	25	113	80	9,040	
工 業 地 域	56	30	39	40	1,560	
既 過 密 地 区	第1種住居専用地域	279	—	—	—	26,896
	第2種住居専用地域	176	—	—	—	19,291
	住 居 地 域	76	—	—	—	8,496
	商 業 地 域	16	—	—	—	1,892
	工 業 専 用 地 域	97	—	—	—	680
	浜 見 平	27	—	—	—	10,869
	鶴 が 台	26	—	—	—	9,556
市 街 化 調 整 区 域	1,385	—	—	—	5,940	
計	3,576	—	—	—	200,410	

- <注> 1 現行の土地利用計画にもとづき用途地域ごとに算出した。  
 2 昭和50年10月1日現在で適正人口密度をこえている地区および住宅等の建設が規制されている工業専用地域は既過密地区欄へまとめた。

### 地目別土地面積の推移

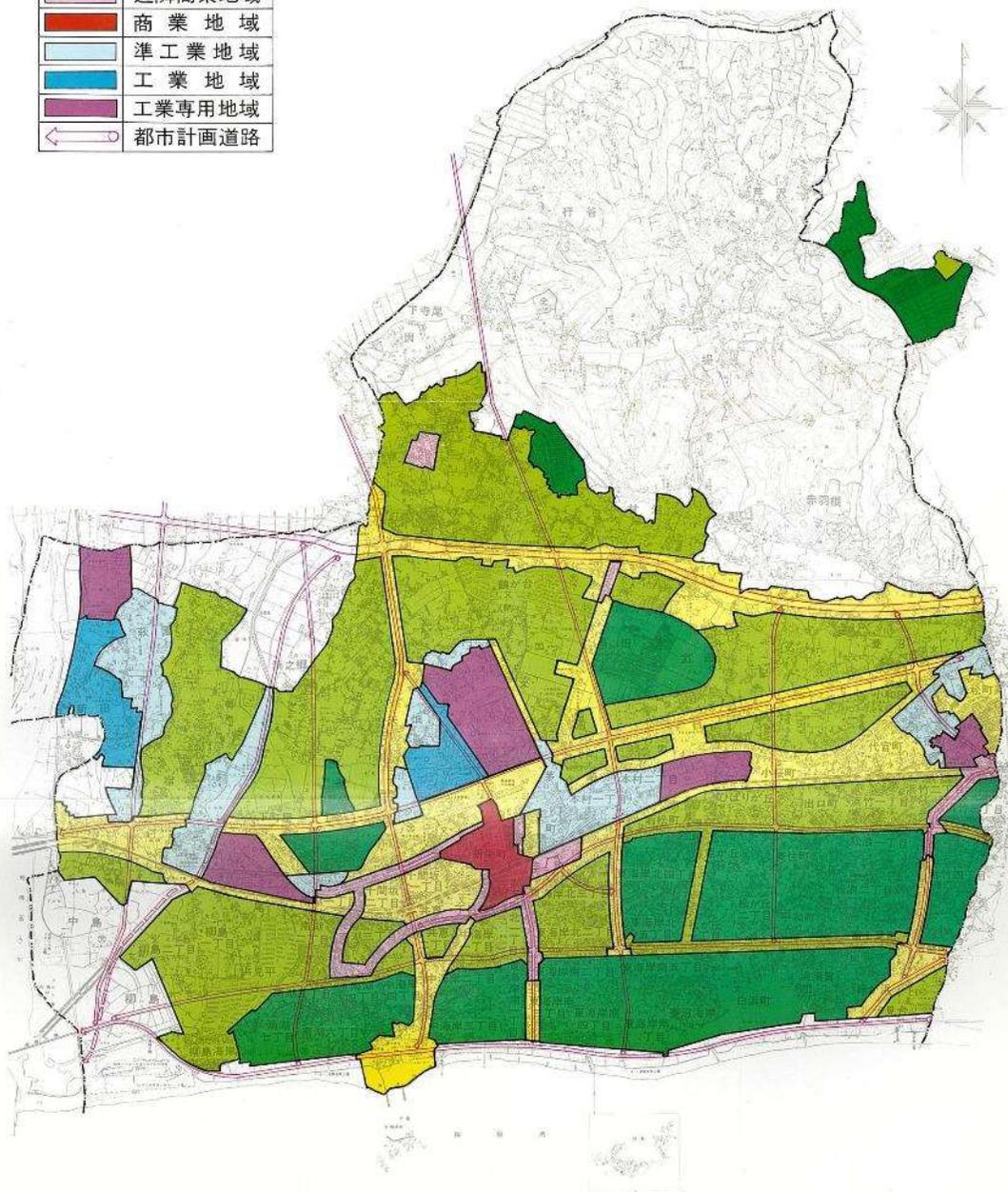


### 土地利用の状況



# 茅ヶ崎都市計画用途地域図

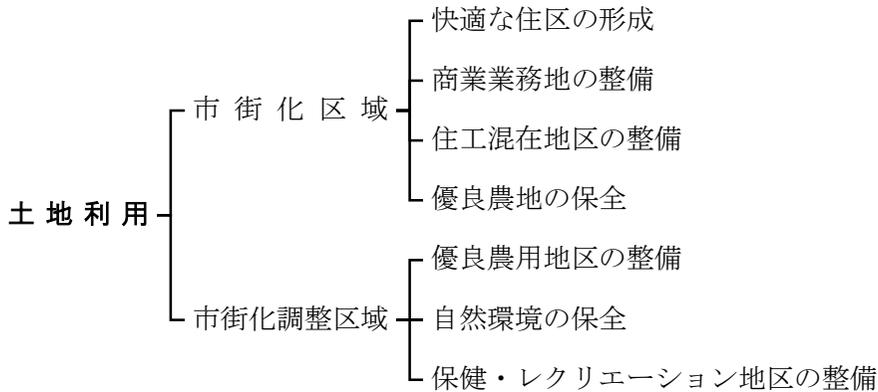
凡 例	
	第1種住居専用地域
	第2種住居専用地域
	住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	都市計画道路



## (2) 施策の目標

- ① 秩序ある土地利用をすすめる、快適な生活環境の確保をはかる。
- ② 土地利用の純化をはかる。
- ③ 自然環境の保全につとめる。

## (3) 施策の体系



## (4) 施策の方向

### (ア) 市街化区域

土地利用計画にもとづく市街地の健全な形成をはかるため、次の施策を推進する。

- ① 既成市街地のうち、海岸地域の環境の良好な地区および高田・甘沼地区、堤土地区画整理事業区域の新市街地については、低層、低密度住宅地として形成をはかる。

また、他の既成市街地のなかの住宅の密集する地区においては、土地区画整理事業等により、良好な住環境の整備につとめる。

- ② 無秩序な宅地造成によるスラム化を防止し、快適で文化的な都市生活機能を確保するため、開発者に対し積極的な行政指導につとめる。

- ③ 茅ヶ崎駅周辺の商業業務地の整備を促進

し、近代的商店街としての形成をはかる。

- ④ 中心業務地より路線的に四方にのびる商業地および辻堂駅、香川駅周辺の既成商業地については、地区中心的な近隣商業地として整備をはかる。

- ⑤ 都市防災の見地から、商業および近隣商業地域は状況に応じ、防火・準防火の指定につとめる。

- ⑥ 既存工業地のなかで、周辺に住宅の立地する地域にあつては、緑化、公害防除施設等の整備を促進するとともに、用途地域制の主旨徹底をはかり、一般住宅の建築、新規工場の設置に際しては、将来、住工混在を招来しないよう指導徹底をはかる。

- ⑦ 住宅地に点在する工場等，用途不適格な建築物の移転誘導による土地利用の純化を促進し，快適な住環境の確保につとめる。
  - ⑧ 市街化区域内の農地については，その特殊性をいかし，生産緑地としてその保全につとめるとともに，自然景観に富んだ海岸地帯等について，その風致の保全をはかる。
- (イ) 市街化調整区域
- 農業の振興と自然環境の保全をはかるため，次の施策を推進する。
- ① 西部地区および北部地区の集团的優良農地の基盤整備をすすめ，農業生産地としての環境保全につとめる。
  - ② 赤羽根・甘沼地区の傾斜地に指定されている自然環境保全地域および相模川沿岸の保安林については，その保全につとめる。
  - ③ 北部丘陵地域の良好な風致景観を有する自然地については，社会的，経済的条件を考慮しつつその環境にみあった利用を推進し，市民の保健，休養，レクリエーションの場として健全な活用をはかる。

## 2 市街地整備

### (1) 課題

- ① 首都圏近郊の立地条件から都市化がすすみ，自然発生的に密集した市街地が多くなっており，道路の狭あい，災害対策の面からも整備改善が必要となっている。
- ② 特に茅ヶ崎駅周辺は，交通の利便性から商業活動の中心をなしているが，木造住宅が大部分を占め，かつ道路幅員が狭あい不規則で著しく都市機能を阻害している。  
このため，駅周辺市街地については，土地利用の効率化，商業業務機能の拡充，公共施設の整備に重点をおいた事業を積極的に推進し，都市機能を回復していくことが大きな課題となっている。
- ③ また，その他の既成市街地についても，建物の老朽化や過密化から，生活環境が悪化しているところもあり，防災上かつ都市美観の面でも好ましい状態でなく，したがって，関係住民の理解と協力を得て住環境の整備をすすめる必要がある。
- ④ 都市化の進展にともなう無秩序な市街地の拡散は，生活関連施設が未整備のまま新市街地を形成し，生活環境の悪化をもたらしている。  
特に最近の宅地開発の動向は，小規模開発が多くなってきており，過密化の規制対策が大きな課題となっている。
- ⑤ 住居表示整備は，国道1号線以南の市街化された区域および鶴が台が実施され，市街化区域の約45%が完了している。  
しかしながら字界が不明確で，日常生活に

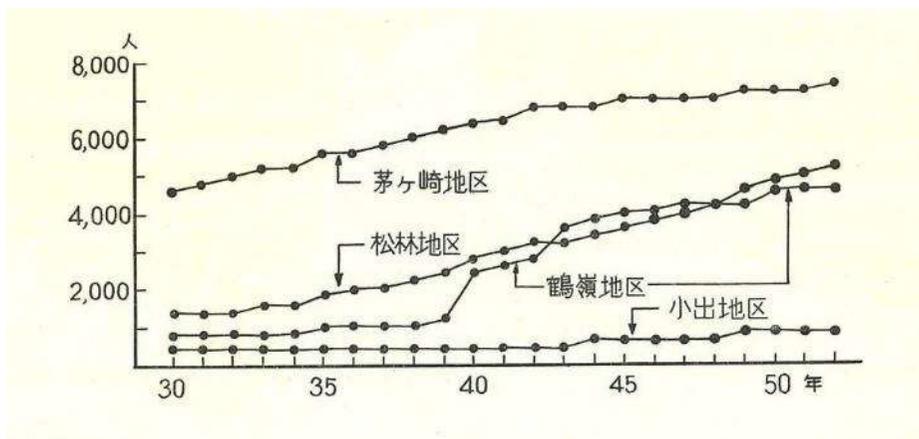
において不便をきたしている地域等もあり，市街地の状況あるいは市街化の推移をみながら

住居表示を実施し，街区を整備していく必要がある。

### 宅地開発の状況

年 度	開 発 件 数	開 発 面 積	区画および個数	計画人口 3.5人/戸
47	14 件	5.22 ha	228	798 人
48	19	7.36	294	1,029
49	29	12.98	534	1,869
50	10	7.31	523	1,830
51	11	0.95	212	742
計	83	33.82	1,791	6,268

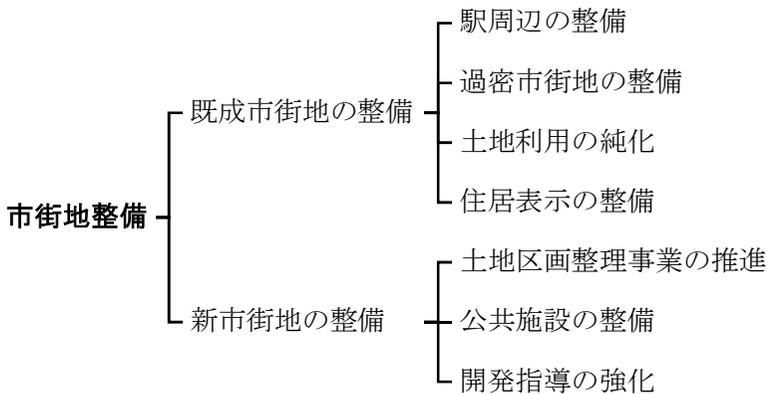
地区別人口密度の推移 (1km<sup>2</sup>当り)



## (2) 施策の目標

- ① 中心市街地の都市機能の向上をはかる。
- ② 秩序ある市街地の形成をはかる。

### (3) 施策の体系



### (4) 施策の方向

#### (ア) 既成市街地の整備

都市機能の回復と快適な住環境の整備をはかるため、次の施策を推進する。

- ① 茅ヶ崎駅北口周辺の都市機能の回復と近代的な商業業務地の形成をはかるため、関係住民との十分な話し合いのもとに基本計画を策定し、その整備を推進する。

なお、この整備とあわせ、旧庁舎跡地の合理的、効率的な土地利用をはかる。

- ② 駅南口周辺については、現行都市計画の再検討を行い、都市機能の充実を促進するため、この条件整備として駅前広場の整備を推進する。

- ③ 過密化が著しい既成市街地を対象に、土地区画整理事業等を実施し、公共施設を整備するとともに、生活環境の改善と防災機能の強化につとめる。

- ④ 用途地域制にもとづき土地利用の純化をはかるため、工業地域内の工場移転跡地を活用

し、住居地域内の用途不適格な建築物の誘導と指導につとめる。

- ⑤ 市街化の進展状況を見きわめながら、市街化区域内の未実施地域を適正ブロックに分け住居表示を実施する。

#### (イ) 新市街地の整備

無秩序な市街化を防止し、健全で秩序ある市街地の形成をはかるため、次の施策を推進する。

- ① 土地区画整理事業による面的整備の必要な地域は、関係者の理解と協力を得て、組合施行により事業の促進をはかり、積極的な指導助成を行う。

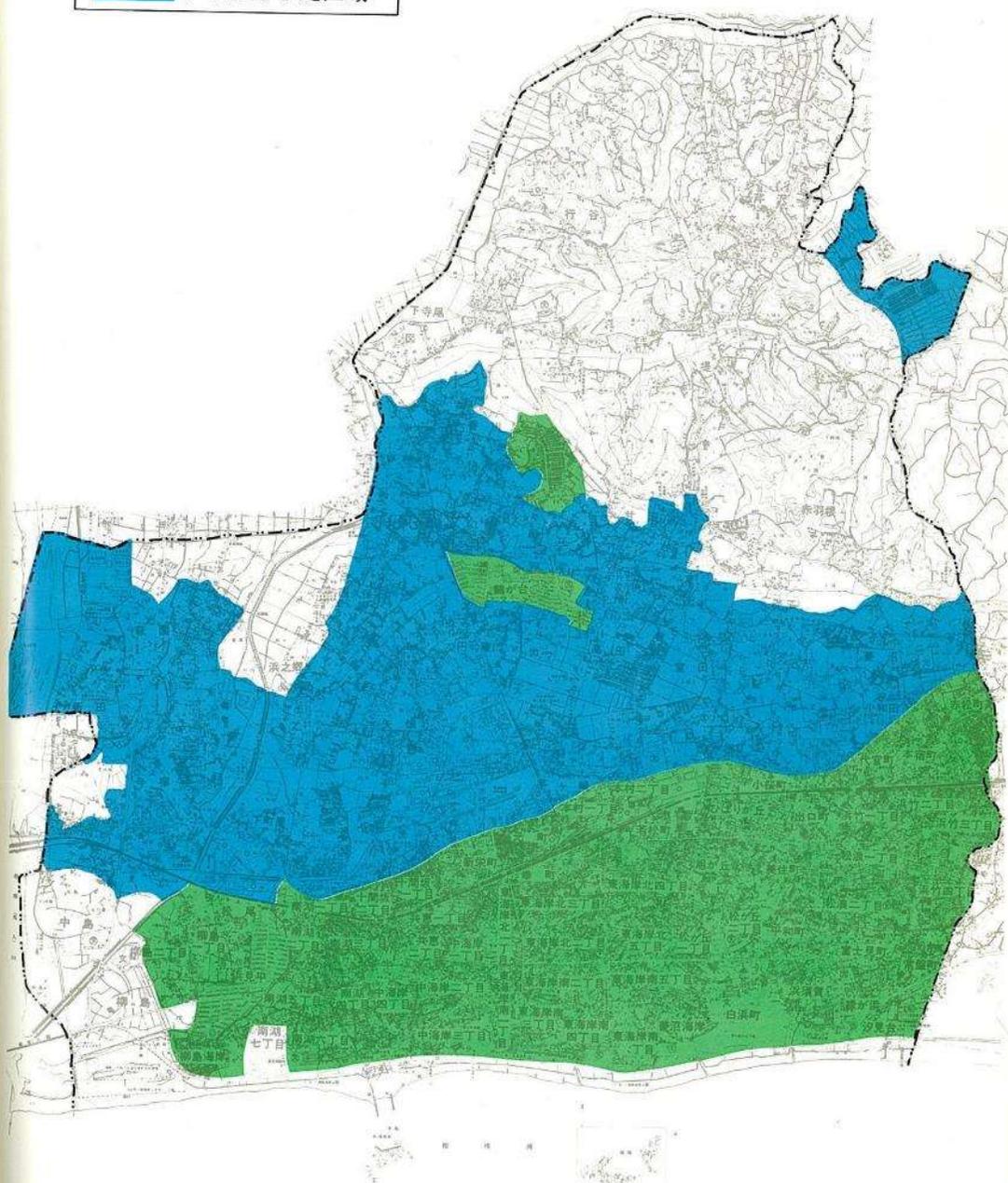
- ② 民間開発事業者による宅地開発事業に対し関係法令および市の宅地開発指導要綱等にもとづき積極的な行政指導を行い、公共用地の確保など必要な措置を講じて、適正な宅地開発を促進する。

- ③ また、今後増大するものと予測される許可

# 住居表示計画区域図 (昭和52年 3月)

凡 例

	住居表示施行区域
	住居表示予定区域





を要しない小規模開発を防止するため、規制内容の検討を関係機関に要請する。

### (5) 主要事業

事業名	事業主体	事業量
駅北口の整備	市または民間	面積 10.4ha
駅南口の整備	市	面積 0.5ha
土地区画整理事業		
堤地区	市	面積 37.4ha
香川第1地区	組合	面積 15.0ha
住居表示の整備	市	市街化区域 729.4ha

## 3 住 宅

### (1) 課 題

① 最近における市民所得の上昇、さらに住宅資金融資制度の拡充等により、自力による個人住宅の建設が促進されてきた。

しかし、地価や建築費の高騰から宅地は細分化され、住宅の狭小、過密、日照などの環境悪化が問題となってきた。

一方、市街地においては、狭小過密住宅や木造住宅の老朽化がみられ、防災上の面からも憂慮されている。

② 本市はこれまでに、低所得層世帯を対象とした市営住宅の建設をはじめ、勤労者住宅資

金利子補給制度によって個人住宅の新增築の援助を行っているが、今後とも住宅不足解消のため、質、量の適正な市営住宅の建設が必要である。

③ また、国をはじめ関係機関との協調により融資制度の拡充をはかるとともに、市民の持家需要者に対して、適正な規模、価格の宅地や住宅の供給を促進していく必要がある。

しかし、大規模団地、マンション等の開発は人口の増加をもたらす要因となるので、極力抑制の方針で対処すべきである。

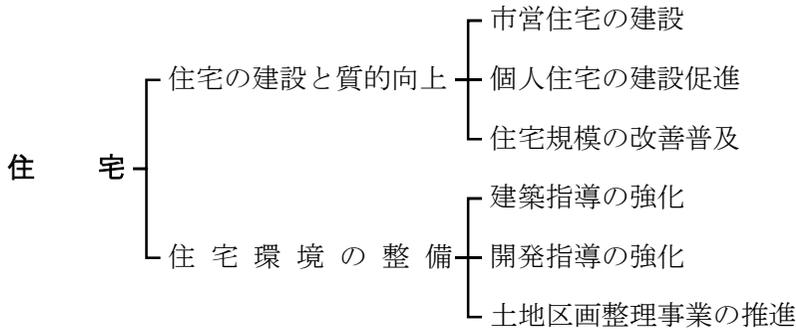
### 住 宅 の 状 況

区分 年次	住 宅 数			1住宅当り 室 数	1住宅当り 量 数	1人当り 量 数
	総 数	持 家	借 家			
40	24,750	13,390	11,360	3.29	18.5	4.8
45	34,605	16,999	17,606	3.57	20.4	5.6
50	42,849	22,082	20,767	3.96	23.2	6.7

## (2) 施策の目標

住宅環境の整備と居住水準の向上をはかる。

## (3) 施策の体系



## (4) 施策の方向

### (ア) 住宅の建設と質的向上

良好な住宅を確保するため、次の施策を推進する。

- ① 老朽化の著しい市営住宅については、土地の高度利用による建て替えをすすめ、居住環境の整備改善、防災性能の向上をはかる。  
さらに、低所得層の住宅難世帯のは握につとめ、質、量の適正な市営住宅の建設を推進する。
- ② 個人住宅の建設に対する融資制度の拡充を国、県、金融機関等に要請するとともに、市の勤労者住宅資金利子補給制度を拡充して、持家住宅の建設を促進する。
- ③ 住宅の立地、規模、環境等、居住水準の向上をはかるための行政指導を行うとともに、違反建築等の防止につとめる。

### (イ) 住宅環境の整備

快適な住宅環境を確保するため、次の施策を推進する。

- ① 宅地開発指導要綱等にもとづき、積極的な行政指導を行うとともに、小規模開発に対する規制強化を関係機関に要請し、良好な住宅環境の確保につとめる。
- ② 団地、マンション等の開発に際しては、都市形成に支障をきたさないよう十分配慮するとともに、人口抑制の方針のもとに市民優先入居を原則とする。
- ③ 住宅密集地の環境を改善するため、計画的な区画整理事業等を促進し、良好な街区の形成につとめる。

## (5) 主要事業

事業名	事業主体	事業量
市営住宅の建設	市	香川住宅の建て替え 34戸
		新設 54戸

## 4 公園と緑

### (1) 課題

- ① 公園や緑は、市民生活にうるおいとやすらぎをもたらすのみでなく、都市美を醸成し、かつ災害防止や避難のためのオープンスペースとしても重要な役割をになっている。しかし、都市化の進行は緑地を減少させ、その保全回復が課題となってきている。
- ② 本市の都市公園の現況は、24か所144.89haであるが、湘南海岸公園を除くと14.95haで、市民1人当りの公園面積は0.95㎡と、都市公園法で定める市街地の基準 3㎡を大きく下まわっている。
- ③ しかしながら、都市化がすすむなかで地価は高騰し、公共空地の確保が困難となり、公園整備の大きな障害となっている。また、緑地については、自然樹林地をはじめ、都市緑化を補完する生産緑地等の保全をはかるとともに、緑化の普及啓発につとめ、都市の緑をふやし、守り、育てていかなければならない。

### 都市公園の状況

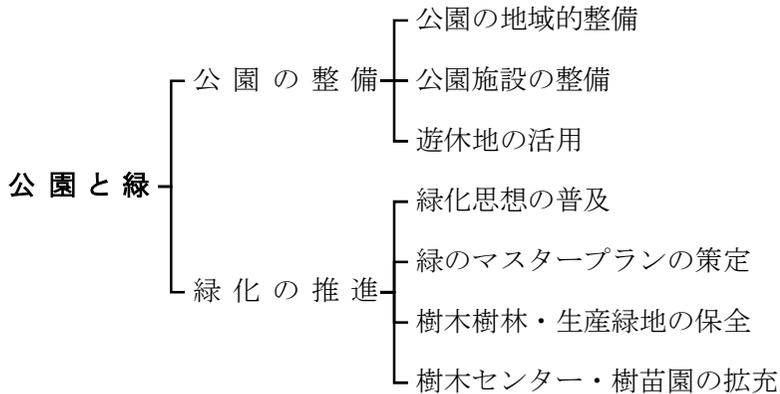
(昭和52年3月)

区分	公園名	設置数	面積
総合公園	茅ヶ崎公園	1	5.56 <sup>ha</sup>
	小和田浜公園	1	0.90
	殿山公園	1	0.80
運動公園	汐見台公園	1	1.40
	相模川河畔スポーツ公園	1	4.37
児童公園 広域公園	甘沼第1公園ほか	18	1.92
	湘南海岸公園	1	129.94
合	計	24	144.89

### (2) 施策の目標

公園の確保と緑化を推進し、自然の回復をはかる。

### (3) 施策の体系



### (4) 施策の方向

#### (ア) 公園の整備

市民がひろく利用できるよう地域的整備をはかるため、次の施策を推進する。

- ① 近隣公園，児童公園の地域的整備をはかるとともに，宅地開発行為，土地区画整理事業等による公園用地の確保につとめる。
- ② 相模川流域下水道左岸終末処理場敷地に運動公園の実現を促進するとともに，市中央部に都市公園の設置を県に要請する。
- ③ 開設公園については，それぞれの機能と特性を発揮するよう，施設の整備を計画的に推進する。
- ④ 民間遊休地を借用し，青少年広場，子どもの遊び場として，その活用をはかる。

#### (イ) 緑化の推進

緑ゆたかなまちづくりをすすめるため，次の施策を推進する。

- ① 将来に向かっての望ましい都市環境を創造するため，緑のマスタープランを策定し，緑の保全と全市域にわたり均衡ある緑地の配置につとめる。
- ② 緑化まつり等を通じ，緑に対する市民意識の高揚をはかるとともに，開発行為に対する緑の協定を推進し，緑化指導につとめる。
- ③ 市街化区域内の農地，樹林地について，生産緑地，保存樹林の指定を行い，緑地の保全につとめる。
- ④ 緑の供給源として，樹木センター，樹苗園の拡充をはかるとともに，公共施設をはじめ家庭，工場，事業所の緑化を積極的に促進する。
- ⑤ 歴史的由緒ある国道1号線および鶴嶺八幡宮参道の松並木の保全につとめる。

## (5) 主要事業

事業名	事業主体	事業量
都市公園の整備	市または県	児童公園
		運動公園 2か所
		都市公園 1か所

## 5 自然環境の保全

### (1) 課題

① 近年における急激な都市化の進行により、市民生活にうるおいをもたらす緑地の破壊、植生の死滅等、かけがえのない自然が失われつつある。

自然は人間にとって貴重な資産としての認識にたつて、できる限り残された自然を保全するとともに、樹林地等の保護育成につとめていかなければならない。

② 自然環境の保全に関しては、森林法、県の自然環境保全条例にもとづき、保安林および保全地域の指定を行い、自然環境の維持保全

につとめている。

しかし、保全地域指定にともなう私的所有権者に十分な対応がなされないため、地域指定の拡大は困難となっている。

③ 反面、余暇時間の増大にともない、うるおいのある生活を営むうえで、自然とのふれあいに対する欲求は高まりつつある。

そこで、自然のなかの緑を求め、親しみ、休養をはかるといふ健全なレクリエーションの場を確保し、その整備を推進する必要がある。

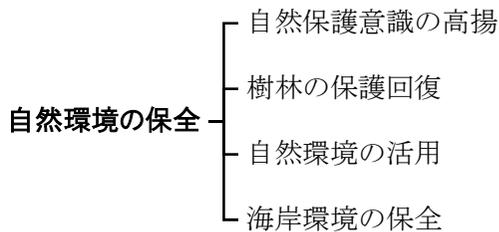
### 保全地域等指定の状況

指定区分	指定地区			
自然環境保全地域	甘沼地区	2.8ha	中赤羽根地区	3.7ha
	上赤羽根地区	2.0ha		
保安林	萩園新田地区	3.4ha	中島地区	0.7ha
	柳島地区	3.5ha		

### (2) 施策の目標

自然環境の保全保護につとめ、緑ゆたかな生活環境の向上をはかる。

### (3) 施策の体系



### (4) 施策の方向

自然保護意識を高揚し、自然と調和した生活環境を確保するため、次の施策を推進する。

- ① 自然の尊さに対する認識を深めるため、幅広い啓発運動を展開し、自然保護意識の高揚につとめ、自然の保護回復をはかる。
- ② 自然環境保全地域の指定にあたっては、私的権利者に対する十分な施策を講じるよう県に要請し、その保全につとめる。
- ③ 生態系に十分留意しつつ森林病虫害防除体制の強化をはかり、森林を保護するとともに

被害樹林については伐倒後、林種転換等の植林指導を推進し、樹林の保護回復につとめる。

- ④ 自然環境の保全に十分留意しながら、良好な樹林地を活用し、市民の森、緑の散策道など、レクリエーションの場として、施設の整備を積極的に推進する。
- ⑤ 海岸の風致景観等に恵まれた自然環境を保護するとともに、その健全な活用について検討をすすめる。

### (5) 主要事業

事業名	事業主体	事業量
自然環境の保全	県	地域指定 12ha
市民の森の設置	市	新設 2か所

## 6 下水道

### (1) 課題

① 公共下水道は、都市生活によって排出される汚水や雨水を衛生的かつすみやかに排除するもので、この敷設により悪臭や水質汚濁、水害等の解決がはかられる。

このように、公共下水道は都市にとって不可欠な生活環境施設であり、健康で文化的な都市生活を営む基盤として、その整備は強い社会的要請となっている。

② 本市では、昭和38年より公共下水道の整備に着手し、52年3月までに、緊急需要度の高い国道1号線以南の東海岸、中海岸、松が丘、浜須賀、柳島、南湖等の排水区533haに管渠の敷設を完了した。

しかし、事業量としては、事業認可を受けた2,167haの24.6%にすぎず、生活環境への意識の高まりとともに、早急な整備が望まれている。

反面、本事業には多額の事業費を要することから、財源確保に困難をきわめており、

県に対し強力な財政措置を要請し、事業を推進していく必要がある。

③ また、公共下水道事業と関連する相模川流域下水道事業の左岸終末処理場が昭和47年から着手され、さらに市内の公共下水道と接続する役割を果たす茅ヶ崎幹線の建設がすすめられ、52年末に一部処理開始がされた。

しかし、公共下水道敷設完了地域も幹線の完成をみなければ、し尿の直接放流ができないため、流域下水道事業の全面完成を促進していかなければならない。

④ 本市には多くの小河川があるが、不規則、狭いものも多く、近年の都市化の進行から、豪雨によるはん濫や生活排水による汚染がすすみ、環境の悪化を招いている。

そこで、これらの小河川については、将来公共下水道の雨水幹線または都市下水路として整備をすすめていく必要がある。

#### 公共下水道整備状況

(昭和52年3月)

区 分	面 積
市 域 面 積	3,576 ha
計 画 決 定 排 水 区 域	2,500
事 業 認 可 排 水 区 域	2,167
敷 設 完 了 排 水 区 域	533

#### 相模川流域下水道計画（左岸）の概要

区 分	左 岸 処 理 区 域
処理区域面積	20,000ha
処 理 人 口	1,268,000人
関 係 市 町 名	相模原市、座間市、海老名市、 藤沢市、平塚市(一部)、城山町 綾瀬町、寒川町、茅ヶ崎市
排 除 方 式	分流式 一部 合流式
終 末 処 理 場	面積 30ha 活性汚泥法

都市下水路整備状況

排水路	事業年度	延長 m
萩園	37-39	2,076
浜須賀	39-43	2,154
中海岸	41-42	236
仲町	45-50	569
西久保	46-50	507
香川北	47-50	580

都市排水路整備状況

排水路	事業年度	延長 m
小和田	37-44	749
本村東海岸	36-40	274
萩園	37-40	560

## (2) 施策の目標

汚水、雨水の衛生的かつすみやかな処理の実現をはかる。

## (3) 施策の体系



## (4) 施策の方向

汚水を衛生的に処理するとともに、豪雨時の  
いっ水を防止するため、次の施策を推進する。

① 国の下水道整備計画に即して、計画決定区  
域に公共下水道の整備を推進し、生活環境の  
向上を期する。

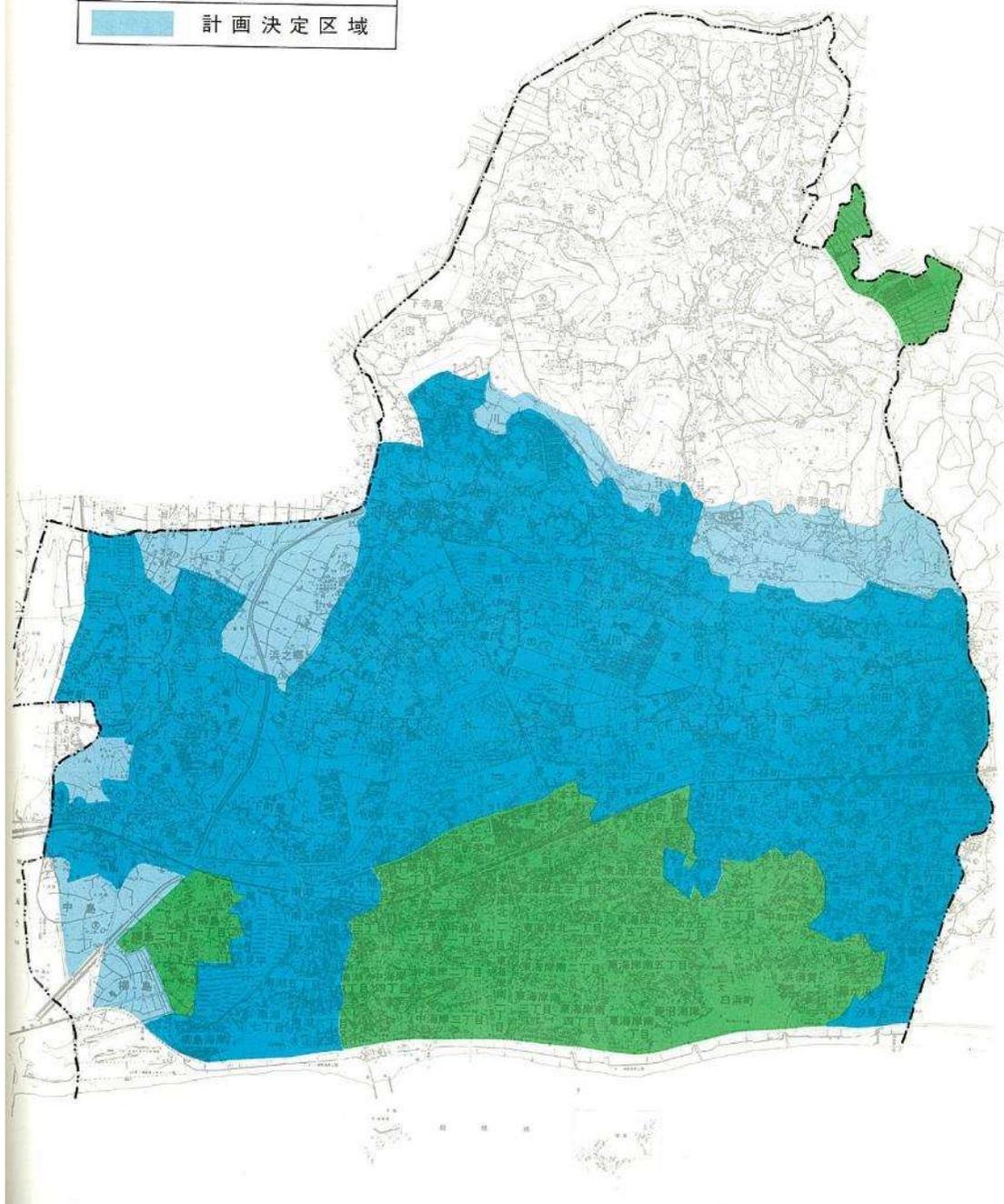
② 流域下水道終末処理場の整備とあわせ、茅  
ヶ崎幹線の早期完成を促進し、公共下水道管  
渠敷設完了区域の処理開始をはかるととも  
に、処理可能区域のし尿水洗化については制  
度的対策を講じ、水洗化への切り替えを促進  
する。

# 公共下水道計画図

(昭和52年3月)

凡 例

	施工完了区域
	事業認可区域
	計画決定区域





- ③ 国道以北の排水区については、公共下水道の管渠敷設とあわせ、左岸幹線の整備を促進する。
- ④ 小河川を都市下水路として整備し、将来公共下水道の雨水幹線として活用をはかる。
- ⑤ 公共下水道計画区域外の地域および未整備地域については、下水路、側溝等を整備し、排水不良地区の解消につとめる。
- ⑥ 一定規模以上の住宅団地等については、汚水の共同処理施設の設置に関する指導を行いし尿、汚水の衛生的処理をはかる。
- ⑦ 終末処理場からの排水の水質を適正に保つため、公共下水道へ流入する汚水について規制を強化するとともに、指導体制の充実につとめる。

## (5) 主要事業

事業名	事業主体	事業量
公共下水道の整備	市	管渠敷設 面積 753ha
左岸流域下水道の整備	県	終末処理場 流域幹線
都市下水路の整備	市	延長 3,200m
排水路の整備	〃	延長 14,000m

## 7 交通運輸

### (1) 課題

- ① 本市の主要幹線道路は、国道1号線、134号線と県道藤沢寒川線、戸塚茅ヶ崎線が東西にはしり、これと南北に県道丸子 中山 茅ヶ崎線、海老名寒川茅ヶ崎線、遠藤茅ヶ崎線の7路線で主な交通網を形成している。  
しかし、社会経済の成長にともなう急激な自動車の普及は交通需要を増大させ、通過車両が市域内交通とふくそうし、市内のいたるところで交通渋滞をひきおこしている。  
このため、歩行の阻害や交通事故、大気汚染、騒音等、市民生活に深刻な影響を与えている。
- ② このような状況のなかで、市民の日常生活と密接な関係にある生活道路は屈曲が多く、しかも幅員の狭い道路が大部分を占め、その多くが未整備となっている。  
さらには、交通施設としての機能だけでなく、生活環境空間や都市防災の面からも重要な役割を果たす都市計画道路の整備が遅れ、都市機能の回復が大きな課題となっている。

③ したがって、通過車両のう回分散を果たす新湘南国道の建設を促進するとともに、生活道路と幹線道路の役割を明確にし、道路交通体系の確立整備をはかり、市民の日常生活における安全性、利便性の確保をはかっていかなければならない。

④ また、本市には、東西に国鉄東海道線、南北に国鉄相模線が敷設されているが、東海道線については運行回数の増大から南北の交通が長時間分断され、都市機能を低下させている。

このため、道路網の整備とあわせ立体交差化を促進し、都市交通の円滑化をはかっていかなければならない。

⑤ 本市には、小出川、千ノ川のほか小河川、排水路があり、数多くの橋りょうが架設されている。

これらの橋りょうは道路と一体的なものであり、小規模橋りょうについては逐次改良整備を行っているが、交通需要および河川改修に対応した拡幅、架け替えをはかっていく必

要がある。

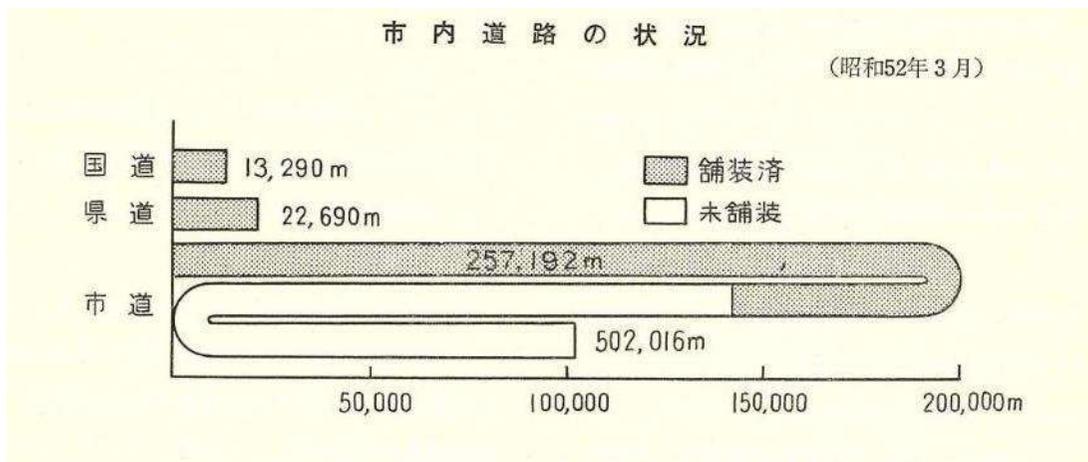
⑥ 最近、自転車等を利用した通勤・通学者が増加しており、自転車置場の不足から路上に放置されている現状であり、この駐車対策が必要である。

⑦ 鉄道は、市民生活において不可欠の大量輸送機関であり、利用者も年々増加し、通勤時間帯における混雑は著しく、輸送需要に十分な対応ができかねている。

このため、今後さらに増加するものと予想される利用者の安全性、利便性向上のため、輸送力の増強とあいまって諸施設の整備を促進していく必要がある。

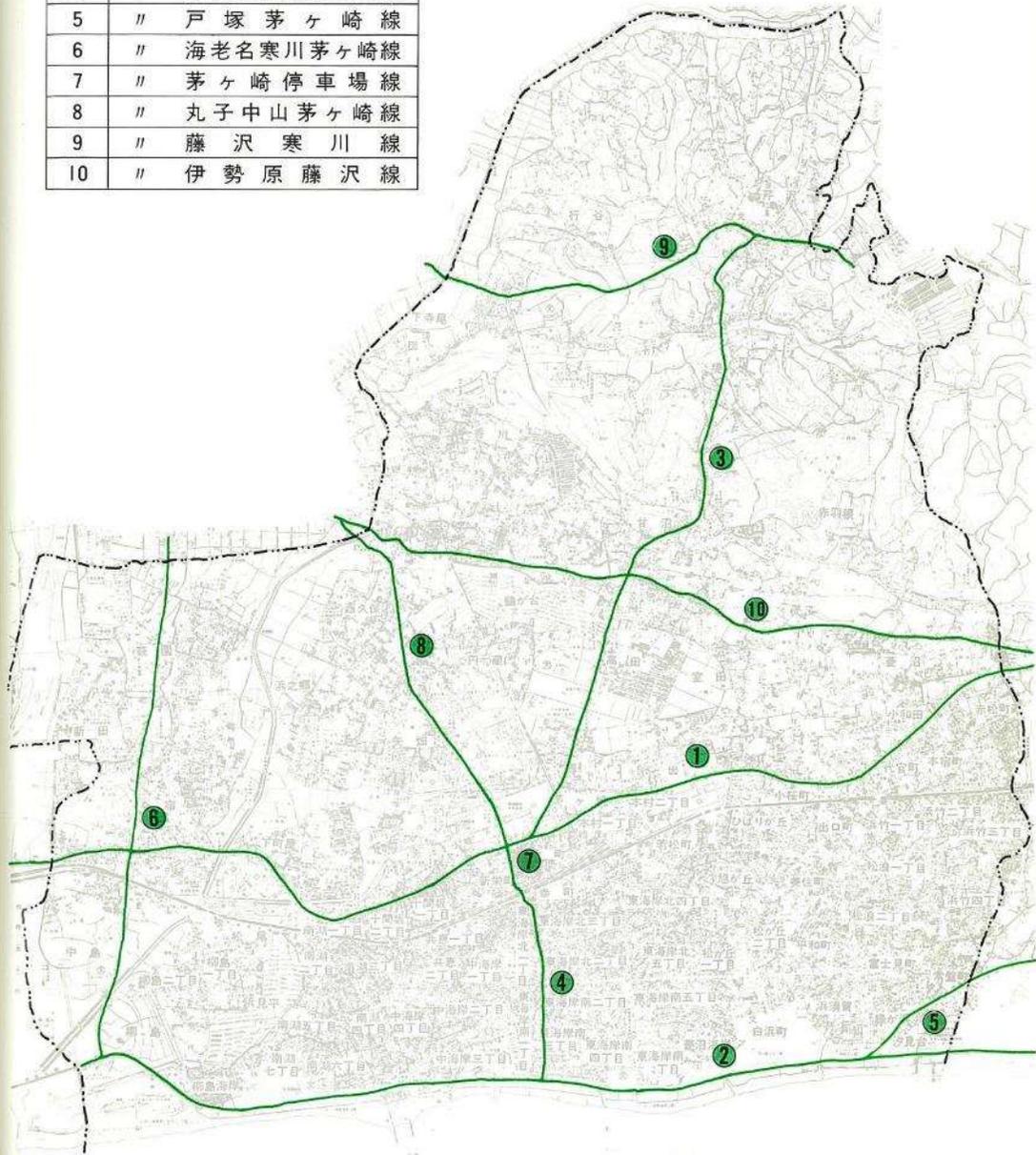
⑧ バス輸送は、鉄道とともに市民の日常生活および通勤・通学に重要な役割を果たしているが、近年の著しい自動車の増加は、定時性の確保や運行の機能を低下させている。

このため、バスルートをはじめ、ターミナルの整備拡充をすすめ都市交通の円滑化をはかっていくことが大きな課題となっている。



## 国道および県道現況図

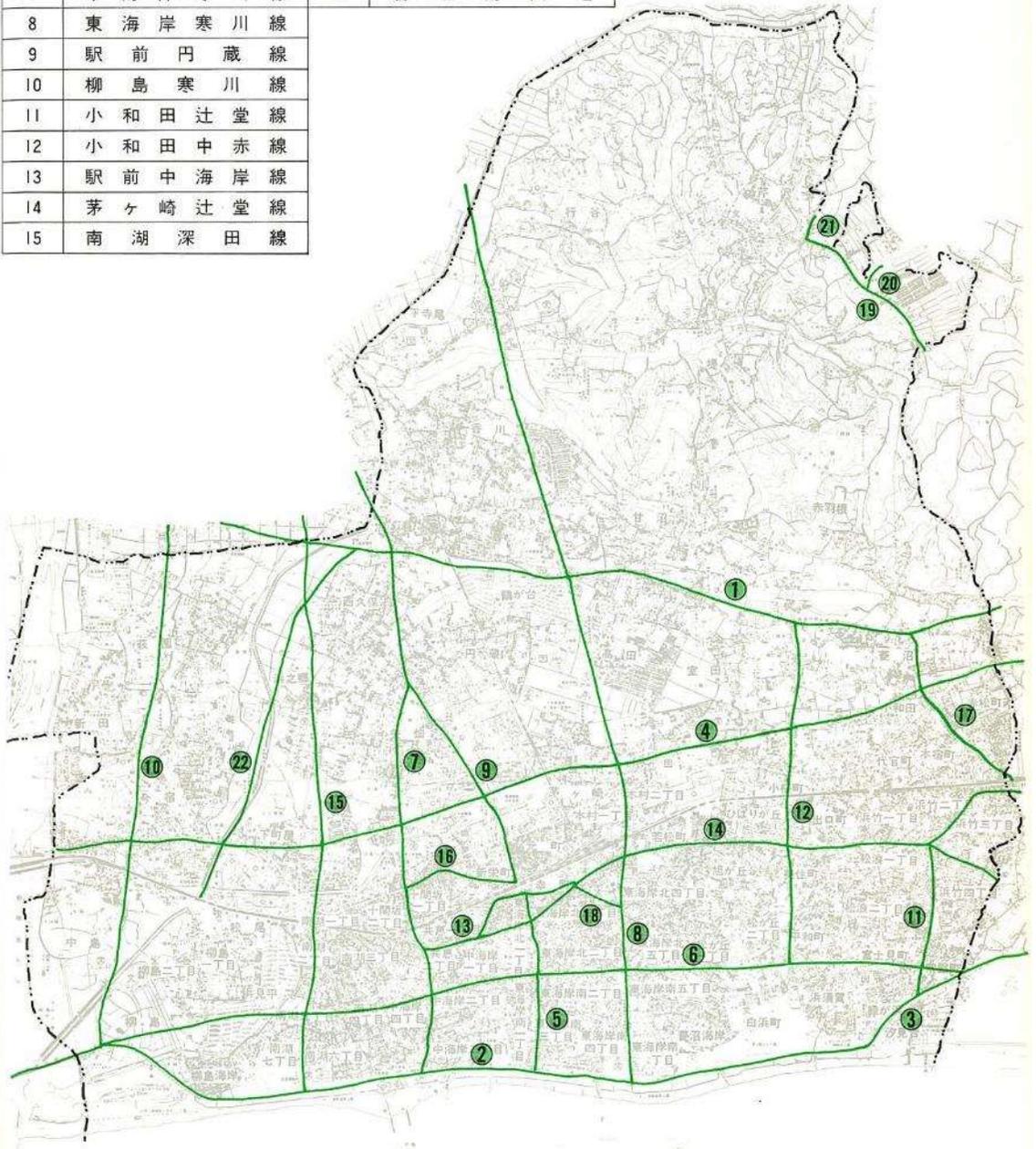
番号	国 県 道 名
1	国 道 1 号 線
2	〃 1 3 4 号 線
3	県道 遠 藤 茅 ヶ 崎 線
4	〃 茅 ヶ 崎 停 車 場 茅 ヶ 崎 線
5	〃 戸 塚 茅 ヶ 崎 線
6	〃 海 老 名 寒 川 茅 ヶ 崎 線
7	〃 茅 ヶ 崎 停 車 場 線
8	〃 丸 子 中 山 茅 ヶ 崎 線
9	〃 藤 沢 寒 川 線
10	〃 伊 勢 原 藤 沢 線





# 茅ヶ崎都市計画道路網図

番号	都市計画道路名	番号	都市計画道路名
1	藤沢大磯線	16	駅前十間坂線
2	国道134号線	17	辻堂赤羽根線
3	戸塚茅ヶ崎線	18	駅前上石神下線
4	新国道線	19	藤沢寒川線
5	茅ヶ崎停車場茅ヶ崎線	20	滝ノ沢堤線
6	柳島小和田線	21	亀井野二本松線
7	中海岸寒川線	22	新湘南国道
8	東海岸寒川線		
9	駅前円蔵線		
10	柳島寒川線		
11	小和田辻堂線		
12	小和田中赤線		
13	駅前中海岸線		
14	茅ヶ崎辻堂線		
15	南湖深田線		





## 都市計画道路の整備状況

(昭和52年3月)

路線数	路線延長	改良		舗装	
		延長	率	延長	率
22	59,780 <sup>m</sup>	13,026 <sup>m</sup>	21.8 <sup>%</sup>	12,414 <sup>m</sup>	20.7 <sup>%</sup>

## 鉄道乗降客の状況

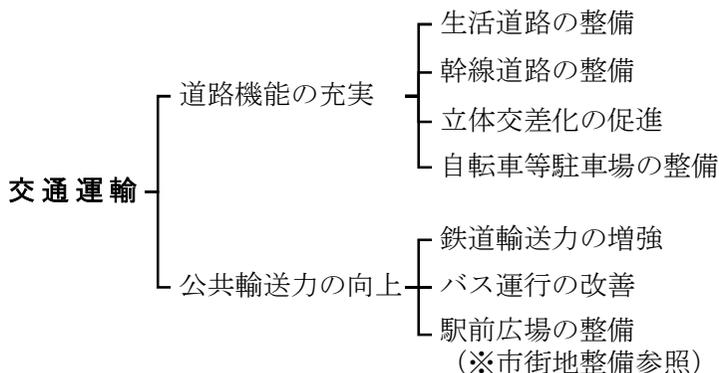
(単位 1日当り人)

年度 区分	46	47	48	49	50	51
茅ヶ崎駅	73,139	74,070	75,936	79,267	81,363	80,812
北茅ヶ崎駅	1,542	1,381	1,286	1,419	1,407	1,523
香川駅	4,669	4,411	5,429	5,906	5,899	6,143
計	79,350	79,862	82,651	86,592	88,669	88,478

### (2) 施策の目標

道路交通網を整備し、交通輸送の円滑化をはかる。

### (3) 施策の体系



### (4) 施策の方向

#### (ア) 道路機能の充実

都市交通の円滑化と安全利便を確保するため、次の施策を推進する。

基本的整備を推進するなかで、歩道の設置、橋りょうの架け替え、道路の舗装および道路パトロールを強化し、歩行者、自転車の安全を確保する。

#### ① 人間優先の基本姿勢にたって、生活道路の

② 国道1号線、134号線の交通量の回分散をはかるため、新湘南国道および都市計画道路藤沢大磯線の建設を促進し、通過交通体系および都市機能の整備につとめる。

③ 既成市街地の南北交通の一体化をはかるため、東海岸寒川線の整備とこれに関連する国鉄東海道線との立体交差化を積極的に促進する。

さらに、交通量の増加している丸子中山茅ヶ崎線、藤沢寒川線の拡幅改良を県に要請する。

④ 日常生活圏のバスルートとしての機能をもつ小和田辻堂線、柳島小和田線および地域幹線道路として辻堂赤羽根線の整備を推進する。

⑤ 都市計画道路については、都市機能を発揮させるための必要性や住環境におよぼす影響を考慮し、再検討を行いつつ整備を推進する。

⑥ 自転車等の路上駐車や放置による道路環境の悪化を排除するため、通勤・通学者の駐車

対策として駅周辺部に駐車場の整備を推進する。

#### (イ) 公共輸送力の向上

輸送機能の増強をはかるため、次の施策を推進する。

① 国鉄輸送力の増強をはかるため、大船・平塚間線増工の早期着工と相模線の電化複線化を関係機関に要請し、その実現につとめる。

② 市民の安全性、利便性をはかるため、茅ヶ崎駅の橋上駅舎化と相模線香川駅上屋の整備を促進する。

③ 相鉄新線計画は、市民全体の利益向上につながるものであり、その実現を関係機関に要請する。

④ 市民の足としてバス運行の増加をはかるため、その基盤となる道路、駅前広場等、交通施設の整備を推進し、関係機関に対し利用者の需要に応じたバスルートの新設や運行の増加を要請する。

### (5) 主要事業

事業名	事業主体	事業量
国道の整備	国	新湘南国道
県道の整備	県	丸子中山茅ヶ崎線
	〃	藤沢寒川線
街路の整備	県	藤沢大磯線
	〃	東海岸寒川線
	市	小和田辻堂線
	〃	柳島小和田線
	〃	辻堂赤羽根線

市道の整備	市	柳島中島線
	〃	高田萩園線
	〃	柳島0001—5号線
	〃	簡易舗装
茅ヶ崎駅橋上駅舎の整備	国鉄および市	橋上本屋
	〃	自由通路
自転車駐車場の設置	市	3か所

## 8 防災・治安

### (1) 課題

① 市民の生命を守り、生活の安定を高めるには、自然災害および都市災害を防止しなければならない。

とりわけ、人為的作用による本市の火災発生状況は、ここ数年横ばいの状況にあるが、都市化の進行による家屋の密集化や交通事情の悪化、また生活様式の近代化により、日常生活のなかに、ガス、石油など危険性の多い製品がとり入れられ、危険度を高めている。

このような状況のなかで、火災が発生すれば被害が拡大する恐れは多く、したがって災害の危険から市民の生命、財産を守るため、予防行政および近代的消防力の充実強化をはからなければならない。

② 一方、災害や交通事故の発生、急病による救急医療への需要は多く、特に休日夜間の急病等における病院の受け入れ体制の不安から救急車に依存する傾向も強くなっている。

しかも、救急指定病院は市域に1か所のみであり、ベッド不足等により他市の病院へ搬送する事例もみられ、救急隊の増隊とともに救急医療機関の充実が急務となっている。

③ 地震、台風などの自然災害は被害が広域にわたり、ぼう大な被害がでる危険性がある。

本市には、1級河川の相模川、小出川および千ノ川のほか、小河川が数多くある。

特に、小出川、千ノ川の流域は、近年の開発により遊水地帯が減少し、水害発生の要因を多く含んでいる。

このような状況から、これまでに改良整備がすすめられてきているが、豪雨時にはいつ水するという危険な状況にあり、さらにその整備を促進させなければならない。

④ 防災のなかでその対策が最も重要かつ困難な地震については、家屋の倒壊、津波等の一次災害のほかに、火災など二次災害を誘発する危険性が考えられる。

この対策として地域防災計画を策定し、防災訓練、災害用資材等の整備拡充や避難場所の指定を行い、災害対策体制の充実につとめている。

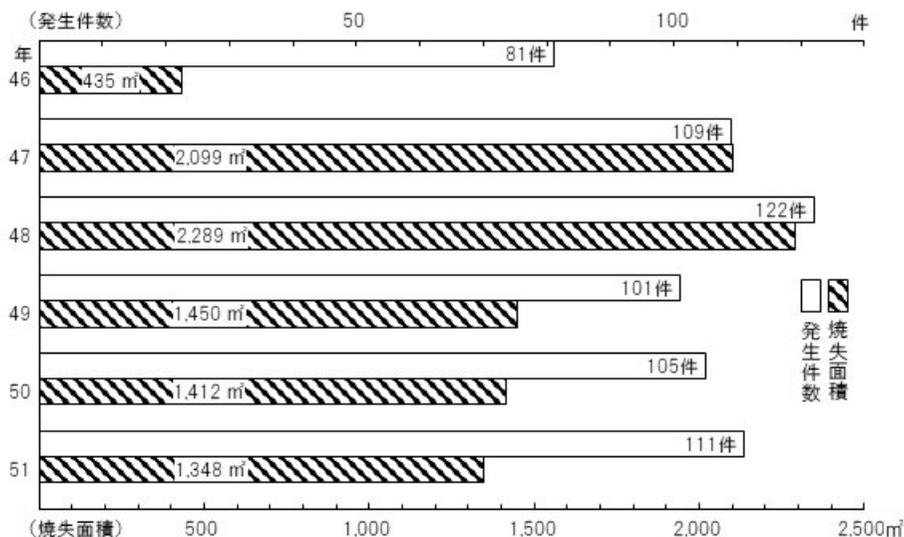
しかし、防災は行政サイドだけでは対応できず、市民の防災に対する意識の高揚をはかっていかなければならない。

⑤ 近年、都市化の進展による住宅地域の拡大とともに、市民相互の連帯感や防犯意識の希薄化が問題となっている。

犯が90%を占め、なかでも45%が無戸締りによるものであり、市民の防犯意識の高揚と警備体制の充実が必要となっている。

特に最近における犯罪の発生状況は、窃盗

### 火 災 発 生 の 推 移



### 消 防 力 の 整 備 状 況

(昭和52年3月)

区 分	署 所 数	職 員 数	消 防 車	はしご車	救 助 車	救 急 車
消 防 署	3	114	6	1	1	2

区 分	団 数	団 員 数	消 防 車	可搬動力ポンプ積載車	可搬動力ポンプ
消 防 団	20	379	4	21	28

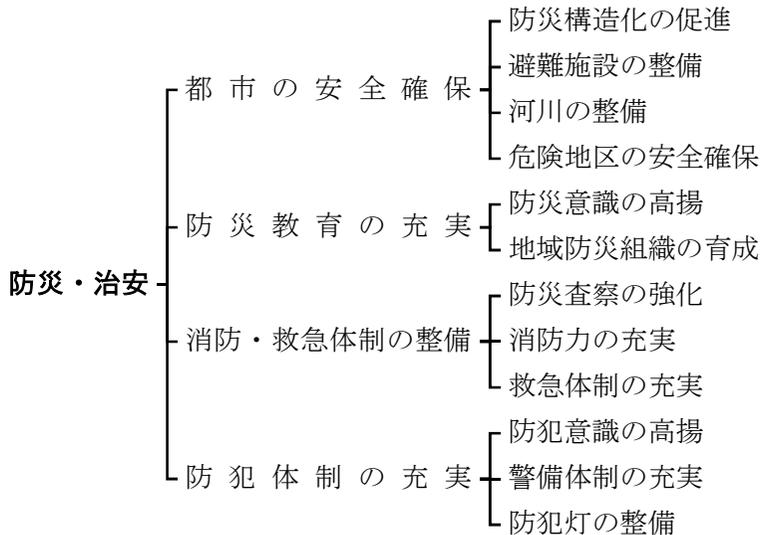
### 救 急 活 動 の 状 況

年度	46	47	48	49	50	51
出 動 件 数	1,954 件	1,985	2,131	2,022	1,952	2,019
救 急 件 数	1,750 件	1,753	1,937	1,846	1,831	1,839
搬 送 人 員	1,924 人	1,866	2,045	1,984	1,938	1,926

## (2) 施策の目標

- ① 防災体制の充実強化をはかり、安全な都市づくりにつとめる。
- ② 防犯思想の普及と警備体制の充実強化をはかる。

## (3) 施策の体系



## (4) 施策の方向

### (ア) 都市の安全確保

災害を未然に防止し、その拡大を防ぐため、次の施策を推進する。

- ① 災害による被害を防止するため、建築物の耐火・耐震化を指導促進するとともに、避難道路、避難場所等の整備拡充をはかる。
- ② 小出川、千ノ川の改修整備を促進するとともに、千ノ川市管理部分の不良護岸の整備と流れのあい路となっている相模線鉄橋の改修を推進し、排水機能の向上につとめる。
- ③ 地震、津波等、緊急避難時における通報体制を推進し、市民の安全確保につとめる。

- ④ がけくずれ等危険か所のパトロールの強化をはかり、警戒体制の充実につとめる。

### (イ) 防災教育の充実

自主的な防災体制を確立するため、次の施策を推進する。

- ① 市民および企業が、地域等の実情に応じ効果的に防災活動が行えるよう、自治会、企業単位に自主防災組織を育成し、指導強化をはかる。
- ② 広報活動などを通じて、市民の防災意識の高揚をはかるとともに、学校、事業所、地域等における防災訓練の徹底につとめる。

**(ウ) 消防・救急体制の整備**

各種災害に適切に対処するため、次の施策を推進する。

- ① 危険要素について、完全な実態は握と安全対策をめざし、建築物、事業所等に対する査察、指導を強化し、災害発生の未然防止に万全を期する。
- ② 都市災害に迅速かつ適正に対処できるよう消防出張所を増設するとともに、消防機械器具、水利施設を整備し、消防力の充実をはかる。
- ③ 地震時の火災および平常時の直近火災の初期消火に対処するため、街頭消火器の設置を推進する。

- ④ 救急傷病者に対する迅速な治療措置を行うため、救急搬送体制の充実と休日夜間急患センターの設置を推進する。

**(エ) 防犯体制の充実**

犯罪の発生をなくすため、次の施策を推進する。

- ① 防犯協会を中心に、地域防犯組織の育成強化と防犯思想の普及高揚につとめる。
- ② 犯罪の発生を未然に防止するため、警察官の増員および派出所の増設拡充を県に要請する。
- ③ 防犯灯については、適所に設置を推進し、夜間の犯罪防止につとめる。

**(5) 主要事業**

事業名	事業主体	事業量
河川の整備 消防力の整備	県および市	小出川、千ノ川
	市	消防署増築
	〃	消防出張所 新設2か所
	〃	消防車増車 3台
	〃	救急車増車 1台
	〃	防火水槽増設 16基
	〃	消火せん増設 280か所
防犯灯の設置	〃	街頭消火器設置 2,400か所
	〃	増設 2,400灯

## 9 通 信

### (1) 課 題

① 情報化社会の進展にともない、電話はより迅速な情報伝達の手段として需要は増大している。

このため、その需要にこたえるべく設備拡充が行われ、昭和49年に松林分局が開局された。

② 本市における電話加入数は46,000台で3.4人に1台の割合となっており、おおむね1世帯1台の普及となり、需要に対する積滞の解消がはかられた。

しかし、今後の需要見込みとしては、毎年3,000台程度の増加が想定されており、この需要に対処するため第3茅ヶ崎分局の建設が計画されている。

③ また、本市域の郵便局は集配普通局1局、無集配特定局11局で、ポストは95か所に設置されている。

集配業務は茅ヶ崎局で行われているが、昭和50年の通常郵便物取扱数量（引受配達）は1日平均約43,000通で、49年に比べ6,000通の増加となっており、郵便需要に対する業務の円滑化をはかるため、局舎増設の計画がされている。

④ 無集配特定局は、市域の南部にあつては良好な配置状況となっているが、中部および北部は、小出、鶴が台、香川局の3局のみであり、市街化の状況からみても、新局の設置が望まれるところである。

無 集 配 特 定 局 の 状 況

局 名	所 在	局 名	所 在
茶屋町郵便局	茅ヶ崎	若松郵便局	若松町
小和田郵便局	小和田	浜美平郵便局	浜美平
小出郵便局	堤	鶴が台郵便局	鶴が台
茅ヶ崎海岸郵便局	東海岸北一丁目	浜竹郵便局	浜竹二丁目
南湖郵便局	南湖四丁目	香川郵便局	香川
富士見郵便局	富士見町		

### (2) 施策の目標

情報伝達が正確かつ迅速に行えるよう、通信サービスの向上をはかる。

### (3) 施策の体系



### (4) 施策の方向

電話サービスと郵便集配サービスの向上をはかるため、次の施策を関係機関に要請する。

い、すぐつく電話サービスの向上を要請する。

① 電話需要の増加に対応した設備拡充を行

② 無集配特定局については、地域の発展状況に応じて設置を要請する。

## 10 電力・ガス・水道

### (1) 課題

① 本市域に対する電力供給は、戸塚変電所および湘南変電所から高倉線、香川線等の送電線で供給されている。

電力供給の状況は、都市化の進展と生活水準の向上にともない、一般家庭における使用量は年々増加している。

一方、会社、工場等で使用する業務用の使用量は、石油ショックによる経済の不況から減少し、全体の伸び率は低下している。

② しかし、今後における経済の動向や生活水準の向上等により、電力需要は年間約6%程度伸びていくものと想定されており、今後の需要増に対処するため、変電所の新增設、送電線の増強等の計画がされている。

③ 都市ガスは、都市生活に必要なエネルギー源として普及が高まり、その供給区域は小出地域を除き全域が対象となっており、需要は年々増大している。

④ また、都市ガス供給区域内においても、簡便性等からプロパンガスがかなり普及している。

しかし、消費者の使用上の不注意等から事故発生も多く、事故防止のための安全対策の強化が必要となっている。

⑤ 水は人間生活にとって欠くことのできないものであり、人口の増加や生活様式の近代化にともない、水需要は年々高まっている。

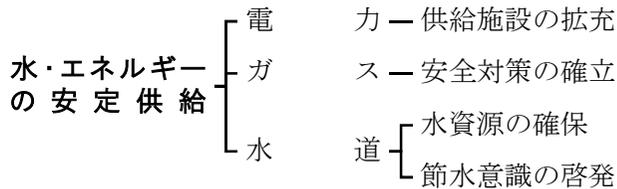
本市の上水道は、全域県営水道に依存しており、茅ヶ崎、大庭、赤羽根および二本松の4配水池からそれぞれ供給され、昭和50年度の普及率は人口比率で99.7%となっている。

⑥ 一方、今後さらに増大する水の需要に対処するための施設整備は、56年の需要に対応できる主要管網整備が完了しているが、将来にわたっての計画的な供給が望まれる。

## (2) 施策の目標

水およびエネルギーの長期安定供給をはかる。

## (3) 施策の体系



## (4) 施策の方向

水およびエネルギーの確保をはかるため、次の施策を関係機関に要請する。

- ① 電力需要は、今後とも増大が予想されるので、これに対応した供給施設の整備拡充を促進する。

また、交通障害となる電柱および古い木製電柱の建て替えを要請する。

- ② ガスに対する需要はますます増大するもの

と予測されるので、施設の整備にあたっては万全を期するとともに、消費者に対しては、事故防止のための啓発につとめるよう要請指導する。

- ③ 水の安定した供給が行われるよう施設整備を要請していく。

また、水資源の確保が全県的課題となっており、企業はもとより、日常生活のなかで水資源に対する認識を深め、節水につとめる。



「豊かな産業とお互いの

繁栄をもたらすまちづくり」



豊かな産業とお互いの繁栄をもたらすまちづくり

# 1 農 業

## (1) 課 題

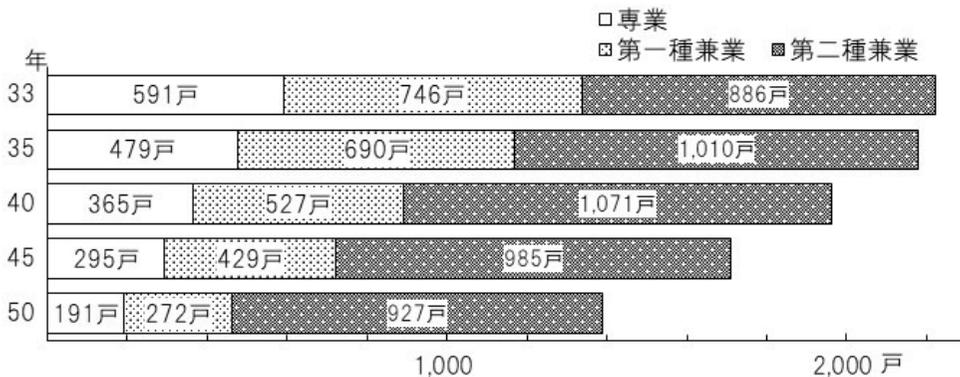
① 本市の農業は、昭和50年2月現在、農家戸数1,390戸、農業就業人口2,834人、経営耕地面積725.7haとなっている。

農業就業者の総人口に占める割合は1.9%と比率は低いですが、生鮮食料品の供給や生活環境保全機能など、住みよいまちづくりに果たす役割は大きい。

② しかしながら、急速な都市化や他産業との所得格差を生ずるなかで、農業の構造的、質的な変化は急激に進行してきた。

農家戸数についてみると、専業および第1種兼業農家は減少し、第2種兼業農家の比重が急速に高まっている。

農 家 数 の 推 移



③ この結果、稲作は今では大半が自家飯米として消費されており、反面、消費者のし好の傾向を反映したいも類の作付のほか、労働力に対応した果樹栽培が増加している。

野菜は、都市近郊農業の立地条件をいかして、施設野菜、軟弱野菜、露地野菜の栽培が近年著しく増加している。

対処した新しい農業への脱皮もみられており、これを育成していくためには、農家自身の経営努力はもちろんのこと、時代の要請と地域の特性に対応した指導、援助体制を充実し、高生産、高能率農業を定着化させなければならない。

④ このように、農産物の消費構造の変化等に

⑤ また、近年、農地のもつ自然環境や緑地の保全機能が注目されているが、ただ単に緑の

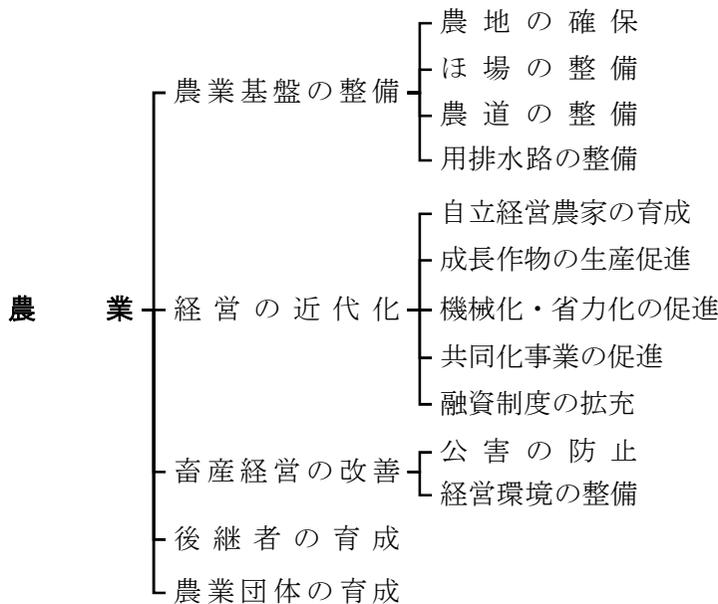
確保というだけでなく、社会的にも都市農業への理解と協調を高めることによって、優良農地の確保と、農業の健全な発展が促されるよう配慮されなければならない。

⑥ 畜産については、経済性を求めて多頭羽飼育の方向にすすんでいるが、反面、都市化の進行により、ふん尿の処理問題が公害というかたちであらわれている。

## (2) 施策の目標

恵まれた立地条件をいかした、安定性のある都市農業の確立をはかる。

## (3) 施策の体系



## (4) 施策の方向

### (ア) 農業基盤の整備

効率的な農業生産の場を確保するため、次の施策を推進する。

① 農振法にもとづき設定された農用地107haと、生産緑地指定農用地191haを中心に、農地の整備と保全を促進し、将来とも安定した農業が営めるよう優良農地として確保する。

② 兼業化の進行にともなう農地の荒廃を防ぐ

とともに、自立経営農家の規模拡大をはかるため、ほ場の総合的整備ならびに農道整備を促進する。

③ 未改良の農業用排水路については、コンクリート排水路に改良し、用水の確保と農地保全につとめる。

### (イ) 経営の近代化

収益率の高い都市農業の確立をはかるため、

次の施策を推進する。

- ① 農振地域については、別表にかかげる地域別営農類型のなかで自立農家を育成する。
- ② その他の地域についても、それぞれの環境、立地条件をいかした成長作物の生産を促進し、都市農業の確立をめざす。
- ③ 農業基盤の整備とあわせて、機械化、省力化を促進し、労働力不足に対処する。
- ④ 中央卸売市場による流通の変化に対応し

た、選果、出荷等の共同化事業をはじめ、生産組織を通じての品種の統一、新技術の平準化等をはかり、計画的出荷を促進する。

- ⑤ 経営の近代化、安定化をはかるため、融資制度のわくの拡大、利子補給の拡充につとめる。
- ⑥ 遊休農地については、家庭・学校農園等、ひろく市民に開放を促進し、消費者の農業への理解を深めるとともに、土地利用の効率化をはかる。

### 地域別営農類型

地 域	主 要 作 目	目 標 営 農 類 型
芹 沢	とまと、キュウリ、植木、柿、軟弱野菜	ハウス専業、露地野菜専業 複合経営（ハウス、植木、柿）
赤 羽 根	水稲、とまと、キュウリ	複合経営（ハウス、水稲、軟弱野菜）
柳 島	葉根菜類（人参、カブ、大根、ネギ）	露地野菜専業
萩 園	とまと、キュウリ、水稲	ハウス専業 複合経営（ハウス、露地野菜、水稲）

#### (ウ) 畜産経営の改善

畜産経営の安定をはかるため、次の施策を推進する。

- ① 環境衛生等の面で都市化との調和が保たれるよう、畜舎およびふん尿処理施設等の整備を促進し、公害の解消をはかるとともに、園芸農家との連携を深め、土壌の改良につとめる。
- ② 融資制度の活用によって、施設の改善と多頭化に対応した経営環境等の整備を促進する。

- ③ 未利用農地の活用を促進し、自給飼料の増産体制の確立につとめる。

#### (エ) 後継者の育成

後継者の育成をはかるため、次の施策を推進する。

- ① 生産性の高い魅力ある都市農業を確立し、他産業との所得格差の是正につとめるため、農業後継者育成資金等の融資制度の拡充をはかる。
- ② 学校教育等を通じて、都市農業の存立意義

の普及につとめるとともに、農業の存続を促進するため、税制度の改善を国に要請する。

**(オ) 農業団体の育成**

農業団体を育成するため、次の施策を推進する。

- ① 農業近代化のための機能が十分発揮されるよう、農協の営農体制の充実を促進するとともに、生産組合等の任意団体の育成指導につとめる。

**(5) 主要事業**

事業名	事業主体	事業量
用排水路の整備	市	延長 3,700m
ほ場の整備	土地改良区	面積 11.3ha
野菜近代化施設の設置	農協	2か所

**2 水産業**

**(1) 課題**

- ① 本市の漁業経営体は、昭和52年現在、個人経営88、会社経営1、計89で、個人経営のうち専業漁家は4戸のみで、兼業は第1種が19戸、第2種が65戸となっている。

そして、従業者167人のうち、40歳以上が88%を占め、若年従事者が減少し、後継者の育成も困難な状態である。

- ② 経営方法については沿岸漁業に依存し、つりを主体に、地びき網、まき網等となってお

り、5t未満の漁船による零細漁業である。  
反面、レジャーとして、つり客は年々増加の傾向にある。

- ③ 茅ヶ崎漁港は、昭和26年第1種漁港として築港に着手し、整備をすすめてきたが、反面、離岸堤による波の流れの影響から漂砂が堆積し、漁船の出入りが著しく困難となっており、就業日数が減少しているのが現状である。

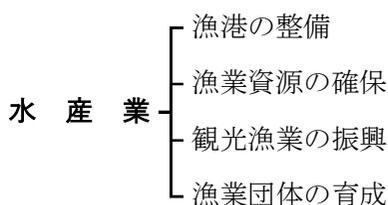
**(2) 施策の目標**

漁港の整備を推進し、漁業経営の安定をはかる。

### 経営体数, 就業者数の推移

年次	経営体数					就業者数（男子のみ）					
	総数	個人				会社	計	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50歳以上
		計	専業	第1種兼業	第2種兼業						
48	79	77	2	28	47	2	158	10	28	34	86
52	89	88	4	19	65	1	167	2	18	56	91

### (3) 施策の体系



### (4) 施策の方向

安定性ある漁業経営の確立をはかるため、次の施策を推進する。

- ① 漁業の基盤である漁港については、港内への漂砂を防止し、大型船の出入りも可能となるよう整備推進し、安定した操業の実現につとめる。
- ② また、漁域も狭小で、漁獲量も頭打ちとなっているため、魚礁の設置、養殖事業等を推

進し、漁業資源の維持と増殖をはかる。

- ③ 余暇の増加等により、つり人口が急増しているなかで、時代に即応したレジャー産業としての観光漁業への転換についても指導し、安定した漁業の振興をはかる。
- ④ 漁業協同組合を育成し、事業運営の拡充をはかる。

### (5) 主要事業

事業名	事業主体	事業量
茅ヶ崎漁港の整備	市	防波堤 503m
漁業近代化施設の整備	漁協	漁船漁具保全施設 165㎡
魚礁の設置	市	2か所

### 3 商 業

#### (1) 課 題

① 本市の商業は、駅前および道路沿線を中心に自然発生的に形成されたため、計画的な中心商店街としての構造に欠けており、商勢もせい弱で、従来から平塚と藤沢の谷間といわれてきた。

このため、消費者需要にも十分な対応ができず、消費購買力の多くは、平塚、藤沢、あるいは東京、横浜へと流出してきた。

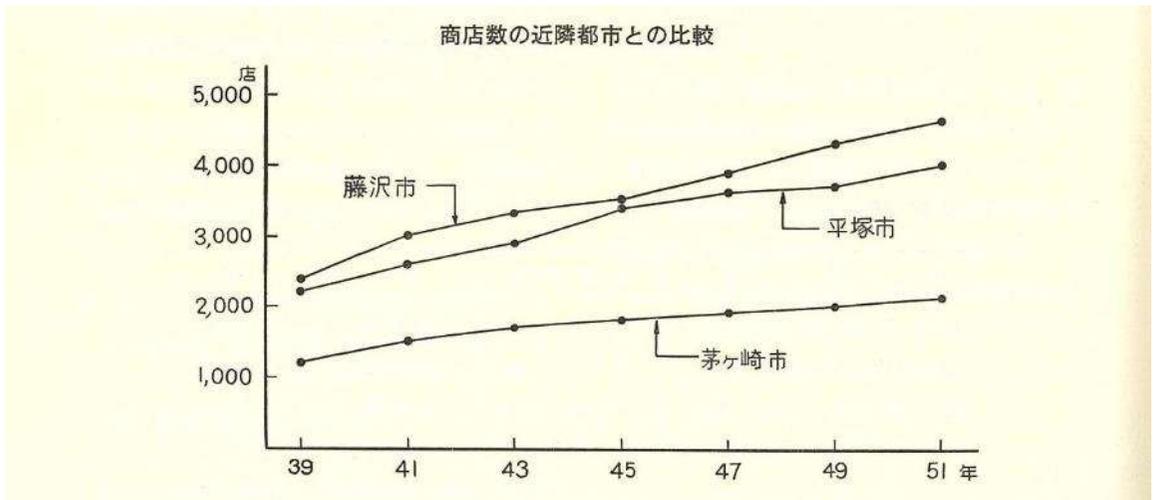
② 近年になって、大型店の進出を機に、店舗改善や商店の一部近代化もすすみ、地元吸収力も徐々に高まり、市外からの流入もみられるに至っているが、近隣都市においても大型店の進出を中心とした商業施設の集積は著しいものがある。

③ このようななかで、従業員4人以下の小規

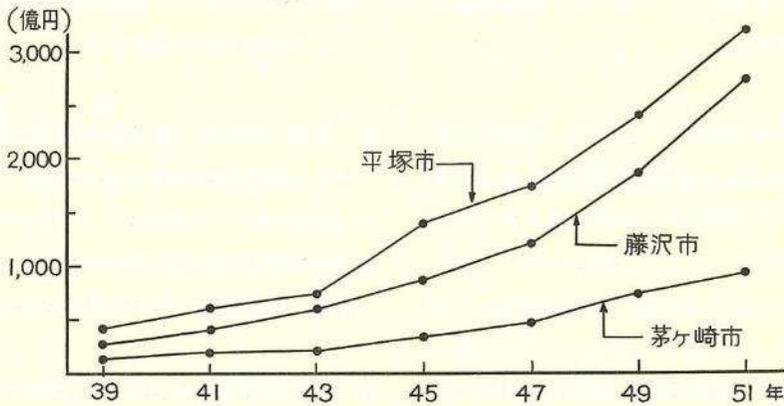
模企業が全体の80%を占めている本市の商業にとっては、商店間の競合はもとより、大型店との競合、さらには都市商業間の競合のなかで、これらにいかに対処し、いかに発展を期していくかが今後の大きな課題である。

④ このためには、消費者が楽しみながら、安心して買物することができる、魅力ある中心的商業基盤を整備し、人口増と所得向上により増加する消費購買力の吸収につとめることが基本といえる。

⑤ 一方、日常生活のなかで利用される道路に沿って形成されている約20の商店会については、各地域の特性に応じたコミュニティのなかで近代化への脱皮をはかり、各商店街の共存共栄をはかっていく必要がある。



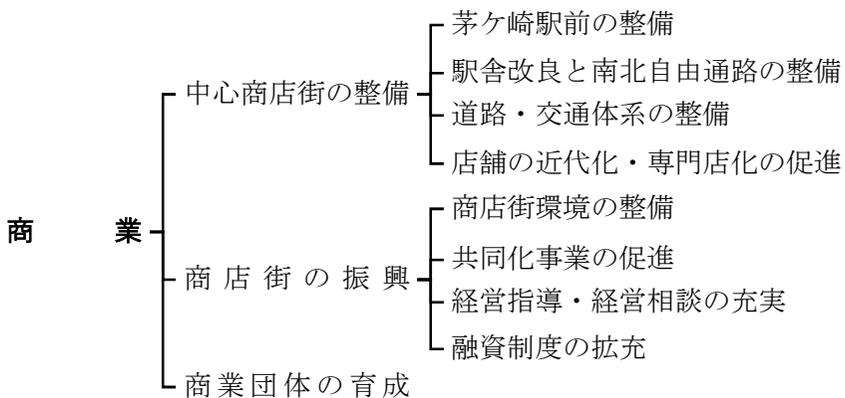
商品販売額の近隣都市との比較



## (2) 施策の目標

- ① 茅ヶ崎駅を中心に、都市計画と調和のとれた魅力ある商店街の形成をはかる。
- ② 商業の近代化を促進し、消費需要の動向に対応した地区商店街の振興をはかる。

## (3) 施策の体系



## (4) 施策の方向

### (ア) 中心商店街の整備

近代的な中心商店街の整備をはかるため、次の施策を推進する。

めるなかで商業基盤の整備につとめるとともに、商業関係者等に対して指導協力し、近代的な商店街への脱皮を促進する。

- ① 茅ヶ崎駅南口については、駅前広場の拡張を推進し、さらには都市計画の再検討をすす

- ② 駅北口については、駅前広場を含む周辺一帯の都市整備についての将来像を確立し、公

共施設，オープンスペースの確保等により，買物が楽しく安心してできるよう商業基盤の整備を推進する。

- ③ 茅ヶ崎駅舎の改良にあわせて，南北自由通路の整備を促進し，国鉄東海道線によって分断されている駅南口と北口が一体となったショッピングゾーンとして形成されるようつとめる。
- ④ 駅前の整備と並行して，商店街における歩行者優先を基本とした総合交通体系の整備をすすめるとともに，駐車場については商店街周辺部への配置を指導誘導する。
- ⑤ これからの中心商店街は，大型店に対応するため，協業化，組織化による小規模商店の集団化，店舗の近代化，専門店化等を促進し，共存共栄し得る体質の改善をはかる。
- ⑥ 大型店，準大型店の進出については，地域の商業構造との関連を十分配慮し，適正な調整につとめる。

**(イ) 商店街の振興**

商店街の近代化をはかるため，次の施策を推進する。

- ① 商店街が共同して設置するアーケード，街路灯，ネオンアーチなどに対し助成し，まちぐるみの近代化を促進する。
- ② 店舗の共同化，商店街の共同事業等を促進して，商業環境の向上をはかる。
- ③ 関係指導機関との連携を密にして，経営指導，経営診断，指導体制を充実する。
- ④ 経済情勢に対応し，融資制度の拡充につとめるとともに，中小企業に対する金融の円滑化をはかる。

**(ウ) 商業団体の育成**

商業団体を育成するため，次の施策を推進する。

- ① 商業の近代化のための機能が十分発揮されるよう，商工会議所および中小企業相談所の指導・経営体制の充実を促進する。
- ② 商工会館については，商工会議所の指導体制の充実をはかるうえからも早期実現が望まれているため，その整備を促進する。
- ③ 商店連合会および商店会の機能が十分発揮されるよう組織の育成をはかる。

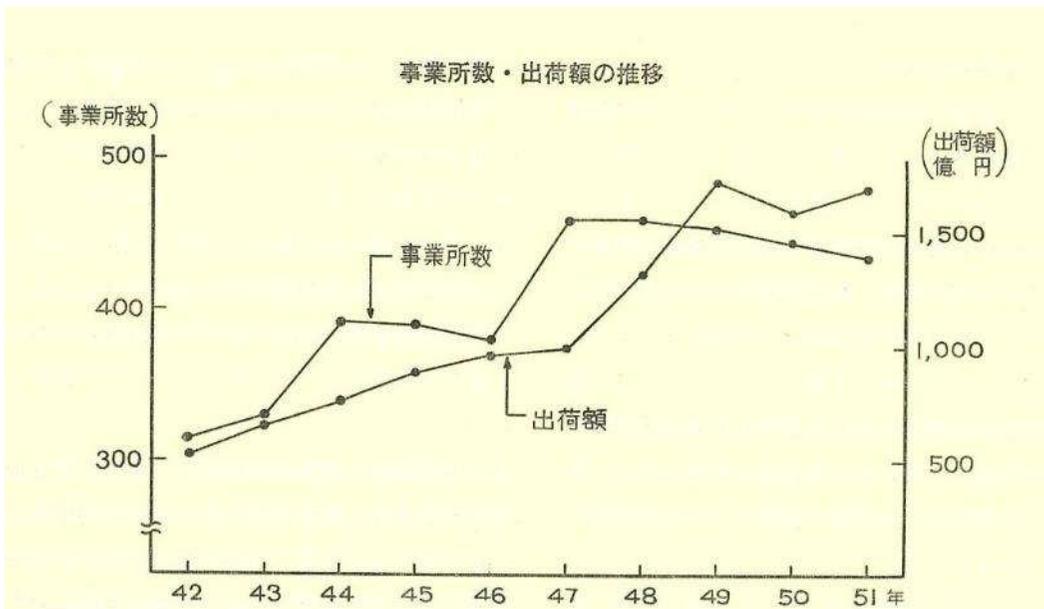
**(5) 主要事業**

事業名	事業主体	事業量
商工会館の整備	会議所	新築

## 4 工業

### (1) 課題

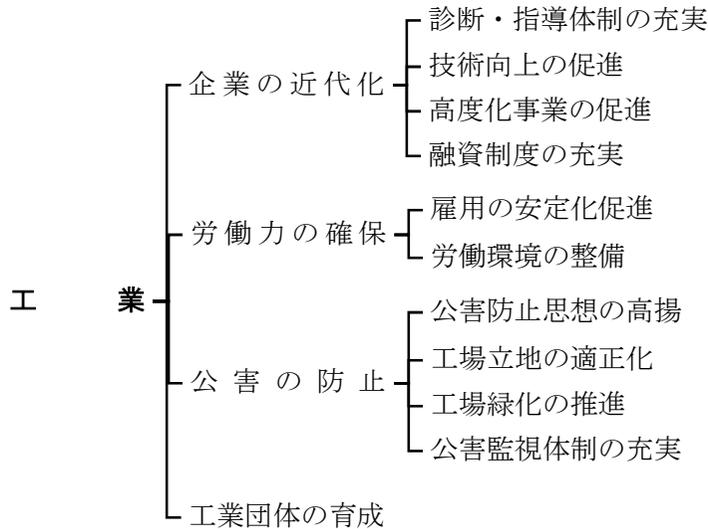
- ① 本市の工業は、昭和51年末現在において、事業所数は434で、金属製品、一般機械器具、電機器具、食料品、家具装備品等の製造業を中心に構成されている。
- ② 企業の進出は、高度経済成長とともにすすんだが、この傾向も昭和47年をピークに下降し、石油ショックとその後の不況を反映して、製造品出荷額も低下している。
- ③ また、1事業所当り従業員数も、昭和41年の35.3人から、51年には27.5人へと減少し、小規模化、零細化の傾向が強まっている。
- ④ 従業員1人当りの生産性をみても、100人以下のいわゆる中小企業は、大企業に比べておよそ5分の1程度であり、中小企業のきびしさがうかがえる。
- ⑤ わが国経済は、石油ショック以後、不況が長期化しているが、今後においても、国際経済の成長力鈍化、資源の制約、環境保全といった条件のなかで運営されるため、経済の低成長は引き続き長期化するといわれている。
- ⑥ このように、今後も工業をとりまく環境は非常にきびしいものと予測されるため、特に、資本金が弱く生産性の低い中小企業に対しては、設備の近代化、技術水準の向上、企業体質の改善強化等の経営の近代化を促進し、その健全な育成につとめる必要がある。



## (2) 施策の目標

- ① 中小企業の合理化，近代化の促進をはかる。
- ② 工業立地の適正化と，公害防止の徹底をはかる。

## (3) 施策の体系



## (4) 施策の方向

### (ア) 企業の近代化

中小企業の体質強化をはかるため，次の施策を推進する。

業試験所，技能訓練センターが実施する各種技能研修会への参加を呼びかけ，技術力の向上をはかる。

- ① 中小企業の依頼に応じ，関係機関の協力のもとに個別診断，集団診断等を行い，アフターケアとしての巡回指導の実施につとめる。
- ② 商工会議所の協力を得て，経営改善講習会を実施し，経営者と従業員の教育を行い，自主的経営能力の開発と優秀な人材の育成につとめる。
- ③ 中小企業に対し，県商工指導センター，工
- ④ 中小企業の相互協力による，企業の集団化，共同化等の高度化事業を促進するとともに，市内中小企業の発展に寄与する優良企業の誘致につとめる。
- ⑤ 事業活動に必要な運転資金や設備改善資金については，中小企業の資金需要に的確に対応できるよう拡充するとともに，国，県の融資制度のあっせんにつとめ，中小企業に対する金融の円滑化をはかる。

#### (イ) 労働力の確保

中小企業の労働力を確保するため、次の施策を推進する。

- ① 高度な技能労働力を養成するため、県立職業訓練校の誘致をすすめる。
- ② 県立労働福祉会館の誘致を推進するほか、中小企業の共同による福利厚生施設の設置を促進する。

#### (ウ) 公害の防止

産業公害を防止するため、次の施策を推進する。

- ① 企業者に対する公害防止思想の普及啓発につとめるとともに、原因者負担原則の徹底を期する。

② 住工混在による、騒音、振動、悪臭等の公害を排除するため、適地への移転を促進し、土地利用の純化をはかる。

③ 企業者の協力を得て工場緑化をすすめ、生産環境と生活環境との緩衝につとめる。

④ 公害パトロールを強化し、監視、指導の徹底を期する。

#### (エ) 工業団体の育成

工業団体を育成するため、次の施策を推進する。

① 各種協同組合および工業協会の運営の合理化と、組織の強化を促進する。

## 5 観 光

### (1) 課 題

① 本市の観光は、富士山と箱根連山が一望できる相模湾のほぼ中央に位置する延長約6kmにわたる茅ヶ崎海岸を主体としたもので、県下においては、三浦、湘南の各市町とともに海水浴等、海岸レクリエーション地域として特徴づけられている。

② 観光客数は年間約130万人で、日帰り客が圧倒的に多く、その約7割は7～8月の夏期に集中している。

このような傾向から、季節観光として位置づけることができる。

③ 特に近年、観光客の動向は、従来の温泉や保養といった高消費型レジャーから、自然に親しむ日常生活圏の低消費型レジャーへと質的に変化しつつある。

④ したがって、茅ヶ崎海岸をはじめ、北部丘陵地域の自然を守り、真の人間性回復の場として美しい姿で保全していくことは今日的課題である。

⑤ 観光行事としては、大岡越前守をしのんでの大岡祭と、「暁の祭典」とも呼ばれている

浜降祭が本市の二大観光行事で、市民の祭りとして位置づけられているばかりでなく、県内観光行事のひとつとして数えられている。

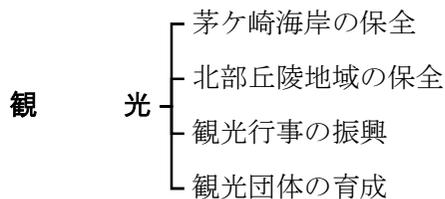
### 観光客の推移

区分 \ 年次	46	47	48	49	50	51
延日帰り客数	1,817 <sup>千人</sup>	1,211	1,390	1,643	1,521	1,299
延宿泊客数	20 <sup>千人</sup>	46	17	19	28	0
計	1,837 <sup>千人</sup>	1,257	1,407	1,662	1,549	1,299

## (2) 施策の目標

茅ヶ崎海岸および北部丘陵地域のゆたかな自然環境を守り育てるとともに、観光行事の振興をはかる。

## (3) 施策の体系



## (4) 施策の方向

### (ア) 茅ヶ崎海岸の保全

美しい自然を守るとともに、観光の振興をはかるため、次の施策を推進する。

- ① クリーンちがさき作戦等により、観光客に対して美化意識の啓発につとめるとともに、海岸清掃については県の協力を要請する。
- ② 海水浴客の受け入れ体制の充実につとめるとともに、事故防止の強化をはかる。

- ③ 漁業の振興とあいまって、四季を通じて楽しめるつり船による遊船客の誘致につとめる。

### (イ) 北部丘陵地域の保全

自然景観を保護し、健康なレクリエーションゾーンとするため、次の施策を推進する。

- ① ゆたかな緑を保全する基本方針のもとに、市民の森、もぎとり果樹園、スポーツ施設の設置を推進し、健康な一日レジャー圏域とし

での整備につとめる。

- ② 史跡をはじめ、市民の森、果樹園等のネットワーク化をはかって、自然的特色をいかした観光ルートの設定につとめる。

(ウ) **観光行事の振興**

観光行事の振興をはかるため、次の施策を推進する。

- ① 大岡祭、浜降祭、花火大会、白キスつり大会など、市民レクリエーションを含めた観光行事の一層の充実をはかる。

(エ) **観光団体の育成**

観光団体を育成するため、次の施策を推進する。

- ① 観光の振興に必要な指導、援助の強化をはかるため、観光協会の充実につとめる。



## 第3章 計画を推進するために



## 第3章 計画を推進するために

この基本計画は、複雑化する社会情勢のなかで、市民と行政が一体となって多くの問題を解決し、「豊かな自然と人間環境を創造する市民のまち茅ヶ崎」の実現をめざすものである。

しかしながら、これを現実化していくためには、不安定な経済環境のなかで、現行行財政制度をはじめ、財源確保、執行体制等、基礎的課

題を解決していかなければならない。

したがって、計画を推進するうえで積極的に市民の理解と協力を求めるとともに、行政内部においては行政事務の近代化、財政の健全化等につとめ、積極的な推進体制の確立をはかる必要がある。

### 1 行政事務の近代化

近年における行政需要は、高度化、増大化の傾向にある一方、経済の低成長から自治体財政も硬直化が進行し、行政運営はきわめてきびしいものとなっている。

このため、市民に密着した主体的行政機関として、そのサービス機能を十分発揮できるように行政事務の近代化につとめ、能率的、効率的な行政運営の推進をはかる。

### 2 人事管理

社会情勢の変化は著しいものがあり、行政も複雑多岐かつきめ細かい展開が要請されている。

したがって、職員が市民自治の理念を体し、全体の奉仕者として、時代の進化に対応した自己啓発や知識の習得につとめるとともに、真心

のこもった行政サービスが展開できるよう研修制度の充実をはかり、資質の向上につとめる。

また、社会構造の変化にともなう行政需要に対して多面的に対応できる執行体制を確立し、少数精鋭をもって行政の効率的運営を推進する。

### 3 財政運営

本市の財政は、昭和40年代における高度経済成長のなかで財政規模も拡大し、財政収支はおおむね健全に推移してきたが、都市化の進展にともない、義務教育施設、生活関連施設の整備、福祉の向上等の行政需要は年とともに増大しつつある。

反面、行政需要に対応する財源は、税収入を

はじめ、現行行財政制度のもとでは、国、県の援助についても十分な期待は困難であり、本計画の実現化が憂慮されるところである。

このため、消費的経費の節減につとめるとともに、税収入をはじめとする自主財源の確保をはかり、さらには、補助金、負担金、地方債制度の積極的な活用につとめ、事務事業の執行に

あたっては、最小の経費で最大の効果を期する基本姿勢のもとに、効率的な予算の執行を推進する。

したがって、健全な財政運営を推進するうえからも、地方税源の拡充強化、超過負担の解消

補助負担金制度の改善、地方債の借入条件の改善、さらには地方交付税率の引き上げなど、地方財政制度の抜本的な改革を国、県に要請していく。

### (1) 基本計画事業費の推計

基本計画で明らかにした昭和60年度までの主要事業費の推計は次のとおりで、今後8年間の

投資額は608億円が見込まれ、これに要する一般財源は164億円となる。

### 基本計画事業費推計

(単位 千円)

区 分	事業費	一般財源
<b>心のふれあいを大切にし、健康で安全なまちづくり計画</b>	4,628,000	1,406,000
社会福祉	352,000	153,000
保健衛生	221,000	189,000
環境衛生	3,575,000	646,000
公害防止	56,000	46,000
交通安全	424,000	372,000
<b>文化を高めあすのたくましい世代をはぐくむまちづくり計画</b>	17,927,000	6,328,000
青少年教育	13,217,000	4,321,000
市民教養	4,710,000	2,007,000
<b>恵まれた自然と調和したうるおいのあるまちづくり計画</b>	37,275,000	8,486,000
市街地整備	8,208,000	2,980,000
住宅	942,000	163,000
公園と緑	530,000	73,000
自然環境の保全	34,000	34,000
下水道	20,424,000	2,630,000
交通運輸	6,003,000	2,242,000
防災・治安	1,134,000	364,000
<b>豊かな産業とお互いの繁栄をもたらすまちづくり計画</b>	1,038,000	223,000
農業	229,000	204,000
水産業	809,000	19,000
<b>合 計</b>	60,868,000	16,443,000
一般会計	42,623,000	15,320,000
特別会計	18,245,000	1,123,000

## (2) 財政推計

計画を実現するための裏づけとなる財政推計にあたっては、国の昭和50年代前期経済計画をはじめ、昭和50年代における地方財政の長期ビジョンなどを参考に計画年度の経済成長率、物価上昇を考慮するとともに、人口増加、歳入歳出の過去の実績を勘案し、現行税財政制度にも

とづき推計した。

この結果、基本計画事業の実現をはかるには若干の財源不足を生じるが、今後、補助率のアップ等、地方財政制度の改善について積極的な働きかけを行い、財源の確保につとめ対処するものとする。

### 財政推計（昭和53年度～昭和60年度）

（単位 千円）

区 分		金 額
歳 入	自 主 財 源	123,176,000
	（うち市税）	106,700,000
	依 存 財 源	50,979,000
	計	174,155,000
歳 出	消 費 的 経 費	105,883,000
	（うち人件費）	54,024,000
	投 資 的 経 費	45,393,000
	（うち計画事業費）	42,623,000
	そ の 他	23,149,000
	計	174,425,000
歳 入 歳 出 差 引 額		△ 270,000

## 4 広域行政の推進

日常生活圏の拡大にともない、自治体も行政区域をこえた圏域における行政の効率的かつ計画的な運営が要求されており、これに対応して広域行政を積極的に推進する必要がある。

本市に関連する広域行政組織は湘南広域都市行政協議会をはじめ、各種の組織に加入し、事

務事業の調査研究、事業の促進につとめてきた。

今後における社会経済情勢の進展にともない広域行政の果たす役割は大きく、したがって、関係機関、近隣市町との連携いを密にし、相互協調し、広域的事業の促進につとめる。



## 総合計画策定関係附属資料

1	総合計画策定の経過	1
2	総合計画審議会開催の経過	2
3	総合計画策定にあたっての市民参加	3
4	総合計画基本構想の諮問および答申	5
5	総合計画基本構想の県協議	8
6	総合計画基本計画の諮問および答申	9
7	総合計画基本計画の県協議	12
8	総合計画審議会条例	13
9	総合計画審議会委員	15



# 1 総合計画策定経過

- 昭和51年10月 総合計画策定方針について部長会議にて協議決定される  
市政アンケート調査実施(対象 1,000人)
- 11月 各部課かい長に対し策定方針の説明会を開催  
策定協力員に対し説明会を開催  
関係行政機関に対し現況および将来計画について照会
- 12月 任期満了にともない総合計画審議会委員を任命
- 52年6月 基本構想(素案)を作成  
基本構想(素案)について理事者と協議
- 7月 基本構想(素案)について各部局に検討を依頼  
策定委員会(部長会議)において基本構想(案)について協議決定される  
基本構想(案)を総合計画審議会に諮問  
広報紙総合計画特集号(市民集会討議資料)を発刊
- 8月 基本計画(素案)を作成  
基本計画(素案)について理事者と協議
- 9月 基本構想(案)を広報紙に掲載  
基本計画(素案)について各部局に検討を依頼  
基本計画(素案)および実施計画事業について各部局と協議  
基本計画(素案)について理事者と協議  
策定委員会において基本計画(案)について協議決定される
- 10月 基本計画(案)を総合計画審議会に諮問  
基本構想(案)に対する市民集会を開催(地区別10回, 課題別3回)
- 11月 市民集会における意見について各課かいに検討を依頼
- 12月 市民からの意見要望について理事者と協議  
策定委員会において意見要望に対する協議
- 53年1月 基本計画(案)を広報紙に掲載  
基本計画(案)に対する市民集会を開催(1回)  
基本構想(案)について県に内協議を依頼
- 2月 基本構想(案)について県との内協議  
基本計画(案)に対する市民集会を開催(2回)  
基本構想(案)について総合計画審議会から答申を受ける  
基本構想(案)について県より内協議結果の回答を受ける  
策定委員会において答申に対する行政の対応について協議
- 3月 基本構想(案)について県に正式協議を依頼

- 昭和53年3月 基本構想（案）について県より正式協議結果の回答を受ける  
基本構想を3月市議会定例会に提案，議決される
- 4月 基本計画（案）について総合計画審議会から答申を受ける  
策定委員会において答申に対する行政の対応について協議  
実施計画について財政調整を行う
- 5月 基本計画（案）について県に内協議を依頼  
基本計画（案）について県との内協議  
基本構想を広報紙に掲載
- 6月 基本計画（案）について県より内協議結果の回答を受ける  
策定委員会において県との内協議結果に対する対応および実施計画について協議
- 7月 基本計画（案）について県に正式協議を依頼  
基本計画（案）について県より正式協議結果の回答を受ける
- 8月 基本計画および実施計画について市議会全員協議会に報告

## 2 総合計画審議会開催経過

- 昭和51年11月1日 総合計画策定方針について説明を受ける
- 52年6月2日 正副会長の選任  
市民参加のもち方について協議
- 7月18日 基本構想（案）の諮問を受ける
- 7月28日 基本構想（案）の概要説明を受ける  
市民集会について協議
- 10月 基本構想（案）に対する市民集会を開催  
地区別（中学校区単位） 10回  
課題別（教育，福祉，環境） 3回
- 10月11日 基本計画（案）の諮問を受ける
- 10月21日 基本計画（案）の概要説明と市民集会の中間報告を受ける
- 12月26日 市民集会における意見提案について協議  
基本計画（案）に対する市民集会日程について協議
- 53年1月14日 基本構想（案）「構想の目的」から「文化を高め，あすのたくましい世代をはぐくむまちづくり」まで審議
- 1月18日 基本構想（案）「恵まれた自然と調和した，うるおいのあるまちづくり」から「構想の推進」まで審議

- 昭和53年 1月24日 基本構想（案）の総括審議
- 1月26日 基本計画（案）に対する市民集会を開催
- 2月1日 基本計画（案）に対する市民集会を開催
- 2月4日 基本計画（案）に対する市民集会を開催
- 2月17日 基本構想（案）に対する答申について協議決定する  
基本計画（案）「計画の方向づけ」から「心のふれあいを大切にし、健康で安全なまちづくり」まで審議
- 2月25日 基本構想（案）について市長に答申する  
基本計画（案）「文化を高め、あすのたくましい世代をはぐくむまちづくり」から「恵まれた自然と調和した、うるおいのあるまちづくり」まで審議
- 2月28日 基本計画（案）「豊かな産業とお互いの繁栄をもたらすまちづくり」から「計画を推進するために」まで審議  
基本計画（案）の総括審議
- 4月8日 基本計画（案）に対する答申について協議決定する
- 4月11日 基本計画（案）について市長に答申する
- 8月19日 基本計画（案）の修正事項および実施計画について報告を受ける

### 3 総合計画策定にあたっての市民参加

今回策定した総合計画はまちづくりをすすめるにあたっての基本方向を示すものであり、計画策定にあたっては市民参加によるまちづくりを基本姿勢とし、計画案の審議をいただいた総合計画審議会の積極的な理解と協力により市民集会を開催したのをはじめ手紙などによる募集を行い、ひろく市民の意見提案を求めた。

計画策定にあたって実施した市政アンケートおよび市民集会の概要は次のとおりであるが、そのほか文章等により一般市民、団体から11件、職員から5件の意見提案が寄せられた。

これらの意見については、総合計画に係る意見、一般行政に係る意見等に分類し、特に総合計画に係る意見のなかで新たに計画化を必要とするものについては計画案の追加修正を行い意見の反映につとめた。

#### 1 総合計画立案のための市政アンケート調査概要

- (1) 調査地域 茅ヶ崎市全域
- (2) 調査対象者 市内在住満20歳以上の男女個人
- (3) 標本数 1,000
- (4) 抽出方法 選挙人名簿による等間隔無作為抽出

- (5) 調査方法 郵送法
- (6) 調査時期 昭和51年10月5日～10月15日
- (7) 回収票数 784
- (8) 回収率 78.4%

## 2 総合計画策定にあたっての市民集会概要

### (1) 基本構想に対する地域別市民集会開催状況

開催地区	開催日	開催時間	会場	参加者
第一中学校区	昭和52年10月5日	午後7時	福祉会館	11 <sup>人</sup>
鶴嶺中学校区	7日	〃	今宿自治会館	10
松林中学校区	11日	〃	室田自治会館	20
西浜中学校区	13日	〃	上町自治会館	19
中島中学校区	17日	〃	柳島自治会館	48
浜須賀中学校区	19日	〃	つつじ学園	14
鶴が台中学校区	21日	〃	鶴が台農協事業センター	15
松浪中学校区	24日	〃	丘金山会館	15
北陽中学校区	26日	〃	小出支所	28
梅田中学校区	28日	〃	市役所大会議室	16
合	計		10回	196

### (2) 基本構想に対する課題別市民集会開催状況

課題	開催日	開催時間	会場	参加者
教 育	昭和52年10月8日	午後1時	市役所大会議室	51 <sup>人</sup>
福 祉	15日	〃	〃	22
環 境	22日	〃	〃	13
合	計		3回	86

(3) 基本計画に対する市民集会開催状況

開催日	開催時間	会場	参加者
昭和53年1月26日	午後6時30分	市役所大会議室	18人
2月1日	午後1時	〃	41
4日	〃	〃	41
合 計		3 回	100

(4) 市民集会における意見提案集計表

計画課題	意見数	総合計画に係る意見			一般行政に係る意見		
		計画	参考	困難	実施	参考	困難
総 論	88	12	51	1	12	11	1
(1) 一人ひとりの連帯とコミュニティによるまちづくり	23	7	10	—	1	2	3
(2) 心のふれあいを大切にし、健康で安全なまちづくり	140	74	37	10	5	11	3
(3) 文化を高め、あすのたくましい世代をはぐくむまちづくり	101	40	27	17	9	8	—
(4) 恵まれた自然と調和した、うるおいのあるまちづくり	145	57	45	6	19	15	3
(5) 豊かな産業とお互いの繁栄をもたらすまちづくり	26	8	11	3	1	3	—
(6) 計画を推進するために	10	3	3	—	4	—	—
合 計	533	201	184	37	51	50	10

## 4 総合計画基本構想の諮問および答申

52茅企第143号  
昭和52年7月18日

茅ヶ崎市総合計画審議会

会長 小川伊之助 殿

茅ヶ崎市長 榎木一策

茅ヶ崎市総合計画基本構想について（諮問）

茅ヶ崎市総合計画基本構想を次のとおり定めたいので、茅ヶ崎市総合計画審議会条例に基づき、貴会の意見を求めます。

## 記

### 1 基本構想（案） (別冊)

---

52茅総審第12号

昭和53年2月25日

茅ヶ崎市長 梶木一策 殿

茅ヶ崎市総合計画審議会

会長 小川伊之助

#### 茅ヶ崎市総合計画基本構想について（答申）

昭和52年7月18日付をもって諮問のあった茅ヶ崎市総合計画基本構想案について、当審議会は慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

#### 答 申

##### 1 ま え が き

昭和44年より昭和52年までの現総合計画が終了する時期にあたり、過去における高度経済成長による人口増加や物質文明のもたらした環境悪化、さらには生活基盤のたちおくれ等の反省にたつて、市民の価値観および社会経済情勢の変化に対応した住みよいまちづくりのために新たな総合計画を策定することは時宜を得たものと考えます。

そこで、当審議会においては審議にあたって、市長から提示された基本構想案をもとにひろく市民の意見を求め、市民参加による総合計画が策定されるべきであるとの基本的な考え方にたつて、当審議会の主催による地域別（10地区）、課題別（教育、福祉、環境）の市民集会を開催した。

審議に際しては市民集会での意見、市民からの意見書および市職員からの提案等を十分に配慮しつつ、4回にわたる審議会を開催し、同案に対する各委員からの意見の集約をはかった。

この審議の過程において、市当局では当初提示された原案について、市民の意見をはじめ審議会における各意見を十分尊重し、原案を一部修正されたことに対して高く評価するものである。

基本構想は、本市の将来の発展方向を明らかにするとともに、その実現に向かつての施策の大綱を定めるものであり、したがって茅ヶ崎市総合計画基本構想の策定および推進にあたっては、この答申の趣旨を十分尊重されるよう強く要望する。

##### 2 主 文

基本構想案について、当審議会は慎重に審議した結果、文章上の表現について若干の意見があったが、基本構想の性格上やむを得ないものと判断し、原案はおおむね妥当なものと考え下記の意見を付けてこれを認める。

茅ヶ崎市の将来へ向かつての都市像である「豊かな自然と人間環境を創造する市民のまち茅ヶ

崎」を実現するためには、当然ながら市民が行政の主体者であるとの認識を深め、市民参加による市政の運営につとめ、市民の理解と協力を得ながら適時適切に施策が展開されなければならない。

### 3 意見

#### (1) 将来人口

将来人口の推計については、社会経済情勢の変動するなかでの確なるは握に困難性があるが、快適な住環境を保持するうえで、市域の適正な人口密度の確保を前提に、政策的努力により社会増人口の抑制につとめられたい。

#### (2) 土地利用

土地利用のなかで、特に北部地域における自然環境の保全については、地域の社会的経済的条件を十分配慮し、関係住民の理解と協力のもとに積極的な施策を講ぜられたい。

#### (3) コミュニティの形成

コミュニティの促進については、市民の自発的行動に期待し、かつ行政サイドでこれを支援する姿勢が必要である。

したがって、主体者としての市民の意思を尊重した真の市民参加によるまちづくりを推進されたい。

#### (4) 社会福祉

社会福祉全般にわたって市の積極的な努力は勿論であるが、国、県に依存する面が多く、したがって諸施策の充実強化を積極的に関係機関に要請し、市民福祉の向上をはかられたい。

#### (5) 公害

産業公害、都市公害をはじめ、モータリゼーションによる公害等の発生の多発化が予測されるなかで、快適な環境の保全と市民の健康を守るため地域別規制基準の設定および環境アセスメントの実施について検討されたい。

#### (6) 教育

教育問題では、特に公立幼稚園の設置について市民の要望も多く、幼稚園教育を公教育としてとらえ、この設置について積極的に取り組む基本的姿勢を明確にされたい。

また、義務教育施設の適正規模の確保、格差是正について早急に改善をはかるとともに、学童保育についても積極的に努力されたい。

#### (7) 市街地整備

市街地における、安全、快適な環境を確保するためには、都市整備事業の推進は必要であるが、その事業実施の手法については市民の意向を十分ふまえ、理解と協力を得て実施するようつとめられたい。

また、居住環境の悪化を招来するミニ開発等については現行法での規制に困難性はあるが、市独自の開発基準の強化、または条例化等の検討をされたい。

#### (8) 交通運輸

市内の大量輸送交通はバスに依存している現状であり、したがってバスルート等の整備、運

行回数の充実を促進されたい。

また、国鉄の輸送力増強を関係機関に対し積極的に要請し、市民の利便向上につとめられたい。

(9) 農 業

農業が日常の市民生活また自然環境の保全に果たす役割について市民の理解を深めるとともに、都市農業の振興のための施策を積極的に推進されたい。

(10) 構想の推進

国に対して地方自治権の確立を積極的に要請するとともに、各施策の推進にあたっては、計画、実施、運営の段階での市民参加を明確にされたい。

## 5 総合計画基本構想の県協議

52茅企第357号

昭和53年3月1日

神奈川県知事 長 洲 一 二 殿

茅ヶ崎市長 榎 木 一 策

茅ヶ崎市総合計画基本構想の正式協議について（依頼）

さきに内協議いたしました茅ヶ崎市総合計画基本構想案について調整ができましたので正式協議を依頼します。

市町第535号

昭和53年3月6日

茅ヶ崎市長 殿

神奈川県知事

茅ヶ崎市総合計画（基本構想）の協議について（回答）

昭和53年3月1日付け、52茅企第357号により協議のありました標記のことについて、次のとおり回答します。

- 1 神奈川県は、昭和53年度を初年度とする「新神奈川計画」を策定したところです。望ましい県土の創造に向って、県・市連帯の立場から、人口・土地利用・環境問題など、諸般の課題について、今後とも貴市と連絡調整を図ってまいりたい。
- 2 計画行政の推進に当っては、市民の意向を十分反映させるとともに、低経済成長下における自治体運営を配慮されながら、本構想に基づく基本計画を早期に策定されたい。
- 3 基本計画の策定に際しては、個別の行政施策等について、県行政との一層の協調を促進するため、改めて協議願いたい。

## 6 総合計画基本計画の諮問および答申

52茅企第215号

昭和52年10月11日

茅ヶ崎市総合計画審議会

会 長 小川伊之助 殿

茅ヶ崎市長 榎 木 一 策

茅ヶ崎市総合計画基本計画について（諮問）

茅ヶ崎市総合計画基本計画を次のとおり定めたいので茅ヶ崎市総合計画審議会条例に基づき貴会の意見を求めます。

記

### 1 基本計画（案） （別冊）

---

53茅総審第2号

昭和53年4月11日

茅ヶ崎市長 榎 木 一 策 殿

茅ヶ崎市総合計画審議会

会 長 小川伊之助

茅ヶ崎市総合計画基本計画について（答申）

昭和52年10月11日付をもって諮問のあった茅ヶ崎市総合計画基本計画案について当審議会は慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

答 申

### 1 ま え が き

当審議会は、さきに審議し答申した基本構想案に引き続き、その実現をめざす基本計画案の審議に際し市民参加によるまちづくりという基本姿勢のもとに3回の市民集会を開催し、ひろく市民の意見を求め寄せられた意見提案を十分配慮しつつ審議を重ね意見の集約をはかった。

したがって、基本計画の策定にあたっては基本構想に対する答申意見はもとより本答申の趣旨を十分尊重し策定されるよう要望する。

### 2 主 文

基本計画案について当審議会は5回の審議会を開催し慎重に審議した結果、原案はおおむね妥当なものと判断した。

しかし、審議の過程において各委員から述べられた下記事項について十分尊重されることを希望するとともに、諸施策の推進にあたっては、経済の低成長期を迎えきびしい行財政運営が予測

されるが、住民自治の理念を体し、施策の優先順位を明らかにした実施計画を策定し市民の理解と協力を得ながら、目標達成のため最大限の努力を傾注しその実現につとめられたい。

### 3 意見

#### (1) 市民自治

市民自治に対する住民の自主的活動が活発化するなかで行政がこれを支援する体制づくりに十分配慮されたい。

#### (2) 児童福祉

要保育児童対策のため、学童保育をはじめ産休明け保育について積極的に取り組まれたい。  
また、母子家庭については、生活の安定をはかるため公的住宅への優先入居について十分配慮されたい。

#### (3) 老人福祉

高齢人口の増加が予測されており、老後の生活不安の解消をはかるため高齢者就労事業の拡充につとめるとともに特別養護老人ホームの建設について積極的に取り組まれたい。

#### (4) 心身障害児者福祉

心身障害児者に対しては、教育、訓練、就労等系統的な施策の確立につとめ、特に就労の機会拡充について格段の努力をはらわれたい。

#### (5) 低所得世帯福祉

低所得世帯の住宅難の解消をはかるため、需要に対応した市営住宅の建設を積極的に推進されたい。

#### (6) 勤労者福祉

働く婦人の権利と福祉を守るための施策を積極的に促進するとともに、勤労者の福祉向上のため労働福祉会館の早期建設について県に対し強く要請されたい。

#### (7) 保健衛生

病床不足に対処するため、大学病院等の誘致について積極的に努力されたい。

#### (8) 環境衛生

火葬場については、施設の性格上種々困難性もあるが住民の理解と協力を求め早期に新設されたい。

#### (9) 消費者保護

消費生活センターの積極的誘致につとめるとともに、市の行政体制の強化をはかられたい。

#### (10) 余暇利用

余暇時間の増大に対応した余暇の有効利用を助長するため、福利厚生施設の整備を推進されたい。

#### (11) 幼児教育

幼児教育の重要性を認識し、公立幼稚園の設置を前提として適切な環境のもとに教育が行われるよう調査、研究機関の設置をはかり、教育内容の充実につとめられたい。

幼保一元化については、制度を異にしているため困難性はあるにしても教育および福祉両面

からのひろい観点にたつてその方向を検討すべきである。

#### (12) 青少年教育

児童、生徒の体力増進をはかるため、学校プールの設置に積極的に取り組むとともに、青少年広場の整備にあたっては内容の充実につとめられたい。

特殊教育については、種々異論もあると考えるが障害の程度によって可能な限り普通児と共通の場で学習できるよう条件整備につとめられたい。

#### (13) 市民教養

公民館の建設について積極的に取り組むとともに、内容、規模等住民の意向を十分ふまえ建設されたい。

また、市民各階層の自主的学習活動に対応できるよう地域図書館の建設につとめられたい。

なお、婦人の社会的地位向上のための必要な施策についても研究し取り組まれたい。

#### (14) 市民体育

市民の体育、スポーツへの参加を助長するため、学校施設の開放をはじめスポーツ施設の整備に積極的に取り組まれたい。

#### (15) 土地利用

土地利用は都市づくりの基本であり、特に、市街化調整区域については社会経済情勢を十分配慮した土地利用計画を明確にし、施策を積極的に推進するとともに市域全体の具体的地域計画の策定を検討されたい。

#### (16) 住 宅

低所得世帯の住宅難に対応した市営住宅の建設に積極的に取り組まれたい。

#### (17) 公園と緑

公園の整備については、用地取得等の困難性は否めないところであるが積極的な姿勢のもとに整備を推進されたい。

#### (18) 下 水 道

公共下水道の整備完成は長期間にわたるものと考えられるが、都市にとって不可欠の生活環境施設であり、早期整備に格段の努力をはらわれたい。

#### (19) 交通運輸

本市域内道路の交通渋滞は著しいものであり、通過交通のう回分散をはたす新湘南国道の建設は公害防止に十分配慮するなかで緊急課題として積極的に促進し早期完成につとめられたい。

また、通勤通学者対策として、駅周辺の自転車置場の整備拡充に積極的に取り組むとともに、市民のモラルの向上につとめられたい。

#### (20) 農 業

都市化が進行するなかで、後継者対策が問題となっており、都市農業の存続を促進するため税制度の改善を国に要請されたい。

また、農業基盤整備のため補助事業わく、補助額の拡充をはじめ農業用水へ家庭排水の流入

を排除した完全な整備を推進されたい。

さらに、農作物の流通機構についても検討されたい。

(21) 水産業

漁業については、地理的、経済的条件を考慮した漁港整備を推進し、沿岸漁業、観光漁業としてその振興をはかられたい。

(22) 商業

駅周辺の都市整備を推進し、近代的中心商店街の形成につとめるとともに駅北口の大型店駐車場については国道1号線以北に設置を促進し、駅周辺の交通渋滞の解消につとめられたい。

また、商業従事者のための福利厚生事業の助長につとめられたい。

(23) 工業

中小企業はきびしい環境におかれており、企業における公害防止施設整備改善については融資制度の拡充につとめられたい。

(24) 観光

海岸における観光資源の活用をはじめ、東海道、鶴嶺八幡宮参道の松並木の保存につとめられたい。

また、観光行事に対しては積極的な援助を行い、行事の保存、発展につとめられたい。

## 7 総合計画基本計画の県協議

53茅企第139号

昭和53年7月6日

神奈川県知事 長 洲 一 二 殿

茅ヶ崎市長 榎 木 一 策

茅ヶ崎市総合計画基本計画の正式協議について（依頼）

さきに内協議いただきました茅ヶ崎市総合計画基本計画について調整ができましたので正式協議を依頼します。

市町第261号

昭和53年7月25日

茅ヶ崎市長 殿

神奈川県知事

茅ヶ崎市総合計画（基本計画）の協議について（回答）

昭和53年7月6日付け、53茅企第139号により協議のありました標記のことについて、次のとおり回答します。

1 神奈川県は、自然環境の保全を図りつつ、住みよく暮しやすい生活環境を確保することを基本理念として、新神奈川計画の基本的方向に即し、このたび「神奈川県国土利用計画」を策定いたしました。

ついては、貴市におかれましても、その趣旨、内容等についての御理解を願うとともに、県土の均衡ある発展を促進するため、特段の御配慮と御協力を期待いたします。

2 総合計画の推進にあたっては、地方自治制度における国、県、市町村それぞれの役割り分担をなお一層明らかにするよう努められながら、計画事業をはじめとした計画目標の実現を図られたい。

3 総合計画の趣旨、内容等について、市民はもとより、関係各方面に周知を図り、その理解と協力を得られるよう努められたい。

## 8 茅ヶ崎市総合計画審議会条例

昭和41年6月30日

条例第23号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ総合計画の審議を行なうため、茅ヶ崎市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 市教育委員会の委員
- (3) 市農業委員会の委員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の区域内の公共的団体等の役員及び職員
- (6) 知識経験を有する者
- (7) 市の職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が必要と認めたとき、招集する。

2 会長は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画部企画課で処理する。

(規則への委任)

第7条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(廃止)

2 茅ヶ崎市新市建設審議会条例（昭和35年茅ヶ崎市条例第12号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年12月1日から施行する。

## 9 茅ヶ崎市総合計画審議会委員

会	長	小川伊之助	神奈川県議会議員
副	長	米山一雄	茅ヶ崎市農業協同組合長
委	員	高井正治	茅ヶ崎市議会副議長
		伊藤岩治	茅ヶ崎市議会議員
		井出明治	〃
		宮崎宣行	〃
		神村允雄	〃
		和久晴雄	〃
		関野昌丈	神奈川県藤沢土木事務所長
		斎藤孝市	茅ヶ崎電報電話局長
		山田勉	茅ヶ崎駅長
		山本銀三	茅ヶ崎商工会議所会頭
		小川栄	湘南地区労働組合協議会副議長
		加藤勇	神奈川県議会議員
		添田高明	〃
		添田良信	前神奈川県議会議員
		青木康男	東海大学工学部教授
		平野明	専修大学教授
		藤村哲	神奈川県社会福祉協議会参事
		深川六郎	茅ヶ崎市助役
		広瀬友信	茅ヶ崎市収入役
前	委	落合一作	前茅ヶ崎商工会議所会頭
	員	酒田哲	野村総合研究所社会システム部長
		原田清司	横浜市立大学教授
		間宮武	横浜国立大学教授
		加藤才治郎	茅ヶ崎市議会議員
		石黒一雄	〃
		亀井隆義	〃
		中島彰三	前茅ヶ崎電報電話局長
		見上保	前茅ヶ崎市教育委員会委員長
		芳尾常善	前神奈川県藤沢土木事務所長
		岸武一	前茅ヶ崎市自治会連絡協議会会長
		小清水一夫	前茅ヶ崎駅長
		伊藤英夫	前茅ヶ崎市農業委員会会長
		浅野要	前神奈川県企業庁水道局 茅ヶ崎事務所長



## 茅ヶ崎市総合計画

---

編集 茅ヶ崎市企画部企画課

発行 茅ヶ崎市(昭和53年10月)

---

印刷 野崎印刷紙業株式会社